

柏市教育振興計画

平成24年3月
柏市教育委員会

はじめに

現在、少子化・高齢化の進行や雇用形態の変化、高度情報化の進展などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、21世紀は、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われていています。そのような社会において、子どもたちが充実した人生を送るために、教育が果たす役割は非常に重要です。

近年、教育をめぐる動向は大きく変化しており、また、様々な教育課題が指摘されています。そのような中で、柏市の教育のさらなる振興を図るためには、変えていくべきものは何か、変えてはならないものが何であるかを捉え、柏市の教育が目指す姿を明らかにし、その上で計画的な取り組みを進めることが必要だと考えました。そのため、このたび柏市教育委員会では柏市教育振興計画を策定しました。この計画は、学校教育を中心にした子どもの教育を対象とし、教育行政の基本的な方向性や具体的な施策を取りまとめたもので、市民の皆様にご覧いただけるだけ分かりやすくなるように努めました。

私たちは、1年前の東日本大震災の経験を通して、一人一人が力を合わせ、絆を強めることの大切さを再認識しました。このことは、未来を担う子どもたちの教育においても同様です。そこで、柏市の教育においては、子どもたちが絆の大切さを実感できるようにすることや、教育に関わるすべての人たちが協力し合い、学びと成長をはぐくむことを大事にしたいと考え、この計画の基本理念に反映することとしました。そして、この考え方は、柏のまちづくりの未来につながるものと信じています。

柏市教育委員会では、関係諸機関の協力を得ながら、この計画に基づく取り組みを着実に推進し、市民の皆様とともに、未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長に力を尽くしてまいります。

おわりにになりましたが、この計画の策定に当たり、これまで貴重な御意見をお寄せいただきました多くの皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも市民の皆様や関係機関の御理解と御協力並びに忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

柏市教育委員会

目次

第1部 教育振興計画の概要 …… 1	1 教育振興計画策定の背景 …… 2 2 教育振興計画の策定において目指したこと …… 2 3 教育振興計画の対象、構成及び期間 …… 3 4 教育振興計画の位置付け …… 3
第2部 基本構想 …… 5	第1章 基本理念 …… 6 第2章 柏市の教育を取り巻く現状と課題 …… 7 1 社会の動向 …… 7 2 子どもの現状と課題 …… 9 3 子どもの教育に係る 学校、家庭、地域の現状と課題 …… 26 第3章 柏市の教育が目指す姿 …… 37 1 目指す子どもの姿 …… 38 2 目指す学校・教職員の姿 …… 40 3 期待される家庭、地域の姿 …… 42
第3部 基本計画 …… 43	第1章 基本計画の枠組み …… 44 1 基本的な考え方 …… 44 2 基本方針 …… 44 3 施策展開の方向 …… 46 4 施策体系 …… 47 第2章 施策の内容 …… 48 第3章 施策の推進に当たって …… 74 1 推進体制 …… 74 2 重点的な取り組み …… 74 3 達成指標 …… 76
第4部 参考資料 …… 81	1 策定経過 …… 82 2 パブリックコメントにおける意見の概要 …… 85 3 有識者懇談会意見の概要 …… 88 4 用語一覧 …… 94

第1部 教育振興計画の概要

1	教育振興計画策定の背景	2
2	教育振興計画の策定において目指したこと	2
3	教育振興計画の対象、構成及び期間	3
4	教育振興計画の位置付け	3

1 教育振興計画策定の背景

(1) 子どもの教育に係る部門計画の必要性

現在柏市では、「柏市第四次総合計画」（平成13～27年度）及び「第2次柏市生涯学習推進計画」（平成15～29年度）により、教育分野の施策を推進しています。また、柏市教育委員会では、それらの計画の方向性に基づき、より具体的な施策を示す部門計画として、「第三次柏市芸術文化振興計画」（平成23～27年度）及び「柏市スポーツ振興計画」（平成19～27年度）を策定しています。

しかし、学校教育を中心に家庭や地域における教育活動も含めた子どもの教育に係る分野については、中長期的な部門計画を策定していません。そこで、子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な教育について、より具体的な施策を示し、中長期的な視点で計画的に取り組んでいくために、計画を策定する必要があると考えました。

(2) 施策の達成指標の必要性

柏市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、平成20年度から「教育に関する事務の点検・評価」（以下、点検・評価）を実施し、事務の執行状況を確認し、成果や課題を明らかにして施策の改善を図っています。しかし、この点検・評価は、毎年度策定している「柏市教育施策」を対象にして行っているため、単年度ごとのものとならざるを得ませんでした。そこで、中長期的な計画的取り組みに対する評価とするために、中長期における達成度を測るための指標が必要であると考えました。

(3) 教育基本法の改正

平成18年12月、制定以来初めての教育基本法の改正が行われました。そこにおいて、地方公共団体の努力義務として、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが規定されましたので、柏市教育委員会では前2項の必要性を鑑みて、この柏市教育振興計画を策定することとしました。

2 教育振興計画の策定において目指したこと

(1) 「教育の目標」の共有

教育は市民の日常生活に関係の深い、社会に根ざした活動です。「人が人を育てる」という教育の本質は、市内の様々な場所で行われています。したがって、教育は社会全体で協力し合って行う活動であるという認識のもと、柏市全体で「教育の目標」を共有することを目指します。

(2) 教育行政運営の指針

柏市教育行政は、これまでも組織的・体系的な施策に取り組んできましたが、さらに計画的な取り組みを行うため、従来の施策を再構築し、計画化して、中長期的な視点に基づく教育行政運営のための指針を策定することを目指します。

また、これまでの施策は、様々な課題に幅広く対応しようとするために、良くも悪くも網羅的でした。しかし、現下の厳しい財政状況にあっては、課題解決のために投入できる資源が極めて限定されています。そこで、様々な課題の重要性や緊急性を勘案した上で、これまでの施策を重点化していくことを目指します。

(3) 柏市の特性を踏まえた教育の推進

国全体の教育の方向性に沿って施策を展開していくことは当然ですが、それに加えて、自然、文化、社会環境など柏市の特性を十分に踏まえた教育を推進することを目指します。

3 教育振興計画の対象、構成及び期間

(1) 対象

柏市教育振興計画（以下、教育振興計画）は、1-(1)で述べたとおり、学校教育を中心に家庭や地域における教育活動も含めた子どもの教育に係る分野を主な対象とします。

今後生涯学習や社会教育の分野を含めた計画に発展させていくことを視野に入れながら進行管理を行い、「柏市第四次総合計画」、「第三次柏市芸術文化振興計画」、「柏市スポーツ振興計画」の最終年である平成27年度に、見直しを行います。

(2) 構成

教育振興計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。基本構想では、教育を取り巻く状況を捉え、柏市の教育が目指す方向性について示します。基本計画では、基本構想に基づく具体的な施策とその達成指標を掲げます。

(3) 期間

計画期間は、平成24年度から平成32年度の9年間とします。基本計画については、平成24年度から3-(1)で述べた計画見直しの平成27年度までを前期とし、平成28年度から平成32年度までを後期とします。なお、後期の基本計画は、平成27年度に策定する予定です。

4 教育振興計画の位置付け

(1) 教育行政方針との関係

教育振興計画は、2-(2)で述べたとおり、計画期間内の教育行政運営の指針として策定します。そこで、各年度の「教育行政方針」は、教育振興計画に基づく年度ごとの重点方針を定めるものとして位置付けることとします。

(2) 点検・評価との関係

点検・評価は、現在「柏市教育施策」に基づく事務の執行状況を対象にしていますが、平成25年度以降に行う点検・評価については、基本計画で掲げる施策及びその達成指標

を対象にして行います。

点検・評価を毎年度行うことにより、教育振興計画の進捗状況を把握した上で、工夫・改善に努めることで教育振興計画の実効性を高めてまいります。

(3) 他の計画との関係

教育振興計画を、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、また、「柏市第四次総合計画」のうち教育に関する部分の部門計画として位置付けます。「柏市第四次総合計画」の計画期間は平成27年度までとなっていますが、平成28年度以降の新たな総合計画の策定にあたっては、教育振興計画についても所要の改訂を行うとともに、引き続き総合計画の部門計画として位置付けます。

また、全庁的な視点から生涯学習社会の形成に向けた取り組みをまとめた「柏市生涯学習推進計画」との整合性に留意します。

第2部 基本構想

第1章 基本理念	6
第2章 柏市の教育を取り巻く現状と課題	7
1 社会の動向	7
(1) 少子化・高齢化・核家族化の進行	7
(2) 雇用形態の変化等	7
(3) 高度情報化の進展	7
(4) 文化や経済の地球規模の広がり	8
(5) 環境問題の深刻化等	8
2 子どもの現状と課題	9
(1) 学力	9
① 全国学力・学習状況調査の結果 ② 関心、意欲	
(2) 心の育ち	10
① 人間関係づくり、自己肯定感等 ② 規範意識	
③ いじめ ④ 長期欠席 ⑤ 暴力行為、補導状況	
(3) 体力	16
(4) 生活習慣	17
① 基本的な生活習慣 ② 学習習慣 ③ 読書習慣	
④ 運動習慣	
(5) 特別な教育的支援を必要とする子ども	23
(6) 子どもの安全	24
3 子どもの教育に係る学校、家庭、地域の現状と課題	26
(1) 学校	26
① 教職員 ② 幼稚園・保育園と小学校の連携	
③ 小学校と中学校の連携 ④ 学校規模の適正化	
⑤ 学校施設	
(2) 家庭	31
(3) 地域	35
第3章 柏市の教育が目指す姿	37
1 目指す子どもの姿	38
2 目指す学校・教職員の姿	40
3 期待される家庭、地域の姿	42

第1章 基本理念

自他を尊び 支え合い、学び合い、高め合う 教育

東日本大震災やそれに伴う原発事故への対応は、互いに協力し合うことの大切さを改めて認識する機会になりました。古くから柏市に住み続けている人や新たに移り住んだ人、乳幼児から高齢者までの様々なライフステージの人、市内で働く人や市外に働きに行く人、男性も女性も、原発事故から避難してきた人も、柏市で生活するすべての人の協力し合う関係が今、求められています。

第四次柏市総合計画は、将来都市像を次のとおりとしています。

みんなでつくる 安心、希望、支え合い のまち 柏

安 心：すべての市民が尊重され、生涯にわたって、安全かつ快適で、安心して住み続けることのできるまちづくり
希 望：だれもが充実して暮らすことができる、多様な魅力と活力のあふれるまちづくり
支え合い：市民がまちづくりに主体的に参画し、男女がともに責任を担い、世代を超えてふれあい、互いに支え合うまちづくり

将来都市像の「安心」「希望」「支え合い」は、「すべての市民の人権や尊厳が尊重される社会の形成」「あらゆる市民が安心して生活ができる」「豊かなところと新しい時代を拓（ひら）いていく力を持った、明日の柏の活力を担う人を育てる」「市民のまちづくりに係る主体的な活動を支援」「ふれあいや支え合いのある地域社会を築く」といった考え方を含んでいます。これらは、協力し合う関係の中で主体的な学びと成長がはぐくまれ、それが柏市の活力となって、安心して生活できるまちづくりにつながることを示しています。このようなまちづくりにおける教育の役割は、学びと成長を活性化させることだと言えます。

また、教育は「人が人を育てる」ことです。これは、「教える側から教えられる側へ」といった一方向の関係ではありません。教職員と児童生徒、教職員同士、学校と家庭、学校と地域、家庭と地域、地域住民同士など、どのような場面においても、お互いに学ぶことができ、成長することができる双方向の関係が必要です。そして、そのような関係においては、自分と他者とともに大切にし、互いに支え合うことが必要となります。

自分自身を大切にすることではじめて他者を尊重することができ、その尊重する思いから支え合う関係がつけられます。そして、支え合う関係の中から学び合いが生まれ、お互いに高め合うことができるような教育が必要です。そこで、教育振興計画の基本理念を「**自他を尊び 支え合い、学び合い、高め合う 教育**」とし、将来都市像に向けた教育分野の取り組みを推進します。

第2章 柏市の教育を取り巻く現状と課題

1 社会の動向

(1) 少子化・高齢化・核家族化の進行

柏市の人口は、今後もしばらく増加が続き、平成32年から37年にかけてピークを迎え、その後減少に転じていくと予想されています。その中で、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加が続き、高齢化率はさらに高まると予想されます。また、平成17年国勢調査における柏市の一般世帯の家族類型を見ると、単独世帯が全体の24.7%、核家族世帯が66.8%、その他の親族世帯（三世帯同居を含む）が8.0%となっています。核家族世帯のうち、夫婦のみの世帯は全体の21.0%、夫婦と子どもから成る世帯は38.0%、片親と子どもから成る世帯は7.8%となっています。

このような核家族化の進行や世帯規模の縮小、生活様式の変化により、家庭の共感や共生の場としての役割が薄まってきています。また、地縁的なつながりが希薄化している中で、子どもたちが家族以外の大人たちや年齢層の異なる子どもたちと関わる機会も減少しています。

このような状況が、自己肯定感の低さや他者との社会的距離のとりづらさ、規範意識*1の低下などに影響している可能性が指摘されています。

(2) 雇用形態の変化等

雇用形態の多様化が進行する中で、非正規雇用者の割合が上昇してきており、経済的格差の拡大と社会の階層化を招く要因となることが懸念されています。このような状況にあつて、若者が自分の能力を最大限に発揮し、社会の一員として活躍できるような教育が求められています。さらに、経済的格差の拡大により教育機会の格差が生じることが指摘されるとともに、このことによる格差の連鎖についても懸念されています。教育の機会均等を保障するための取り組みが必要となっています。

また、仕事に追われ、過労によって健康をそこねたり、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える保護者も少なくありません。不安定な家庭生活が子どもの成長に与える影響は大きいものであり、福祉部門とも協力しながら支援していく必要があります。

(3) 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話の普及など高度情報化の進展により、日常生活や経済活動の利便性は飛躍的に向上しており、電子書籍のような新たな媒体も出現してきています。一方で、人と人との直接的な交流の希薄化や読書離れ・活字離れが指摘されるとともに、氾

*1 規範意識：人間が行動したり判断したりする時に従うべき価値判断の基準を守り、それに基づいて判断したり行動しようとする意識。具体的には「自他の生命や権利を尊重し、自他を身体的にも心理的にも傷つけてはいけない」又は「盗みをしてはいけない」などの社会的な基準を守り、その基準に基づいて、規律ある行動をすることができること。（児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（文部科学省・警察庁、平成18年5月）より）

濫する情報に対する無防備さやネットワーク犯罪などの負の側面も見られます。このような中では、情報を取捨選択し活用できる能力の向上や情報モラル*2を身に付けることが求められています。

(4) 文化や経済の地球規模の広がり

情報技術や物流ネットワークの飛躍的な発達により、文化や経済は地球規模で展開されています。子どもたちが、将来このような社会で活躍するためには、他者との人間関係を築く力や語学力などを身に付ける必要があります。また、自分が属する社会の文化や価値観を理解することに加えて、それとは異なる文化や価値観を尊重する態度を持つことも重要になってきます。

(5) 環境問題の深刻化等

私たちは、地球の豊かな自然環境を子どもたち、さらにはその次の世代へと引き継いでいかなければなりません。しかし、地球温暖化をはじめ、環境問題が深刻化してきています。また、東日本大震災に伴う原発事故は、科学技術の利用に伴う危険と、自然環境や私たちの健康に与える影響について、重大な課題を提示しています。一人一人が主体的に環境を守り、再生させていく行動がとれるよう、さらに地球規模の環境問題の解決に積極的に貢献できる人材が育つよう、身近な生活と環境問題との関係について理解を深める取り組みが必要だと言えます。

また、言うまでもなく、子どもたちの健やかな成長にとって平和は欠くことのできないものです。幸い、日本では平和が65年以上続いています。世界に目を向けると、戦火がやむ気配は見え、多くの子どもたちがその犠牲になっています。柏市は、市民憲章において「国際理解を深め、平和な柏をつくりましょう」とうたい、平和都市宣言をしています。戦争の悲惨さや残虐さを伝え、日本の平和を守り、世界の平和構築に貢献できるような教育が求められています。

*2 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

2 子どもの現状と課題

(1) 学力

① 全国学力・学習状況調査の結果

◆ 平成21年度全国学力・学習状況調査では、市立小中学校の児童生徒の正答率は、小学6年生（以下、小6）においては全国正答率を上回り、中学3年生（以下、中3）においても全国正答率とほぼ同等または上回る傾向にありました【資料1】。しかし、小6では国語・算数とも既習事項を活用する力に、中3では国語の「書くこと」に関する力や数学の思考力・表現力に、それぞれ課題がありました。

【資料1】標準化得点(平成21年度)※

(小6)		(中3)	
国語A	100.9	国語A	100.2
国語B	100.4	国語B	100.4
算数A	100.3	数学A	100.0
算数B	100.6	数学B	100.5

※平成21年度の全国の平均正答数が100となるように標準化した得点

(文部科学省 平成21年度全国学力・学習状況調査)

◆ 柏市では、学力の向上に関係する各種事業の見直しを進めるために、「柏市学力向上プラン推進委員会」*3を設置しています。同委員会では、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、各種事業の見直しの視点を「学力差への対応」「活用型学力の向上」としています。また、見直しの方向性として、「人的支援の充実」「授業モデルの作成・啓発」「学校、家庭、地域の連携促進」を掲げています。

◆ 柏市では、これまでの取り組みの中で、学校図書館の調べ学習などへの活用やICT*4環境の整備を進めてきていますが、今後さらに各学校において、これらを生かした授業改善を進める必要があります。また、そのための教職員研修や各学校への人的支援（サポート教員*5や学校図書館指導員*6など）、家庭学習の重要性に着目した取り組みを充実させる必要があります。

② 関心、意欲

◆ 平成21年度全国学力・学習状況調査において、市立小中学校の児童生徒のうち「新聞やテレビのニュースなどに関心がある」と回答した割合は、小6、中3とも7割を超えていますが【資料2-①】、小6よりは社会的視野が広がっているはずの中3において小6と同程度の関心しかないのは問題があります。

「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合が中3では小6よりも大幅に低下しています【資料2-②、資料2-③】。また、「学校で好きな授業がある」と回答した割合についても、小6では94.6%あるのに、中3では75.1%と大きく低下しています【資料2-④】。

*3 学力向上プラン推進委員会：学力向上に関する事業の有効性を検証する組織。教育委員会では、本推進委員会で示された提言・意見を踏まえ、施策・事業の改善を行っています。

*4 ICT：Information and Communication Technologyの略。教育分野では、情報コミュニケーション技術と訳されます。パソコンや実物投影机、電子黒板、プロジェクターなどのハードウェアやソフトウェア、インターネットなどを活用する技術を指します。

*5 サポート教員：市立小中学校において、少人数教育の授業補助などを行うことにより、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導に対応するため、市費により配置する教員。

*6 学校図書館指導員：市立小中学校において、学校図書館を活用した授業の支援や、学校図書館の環境整備、児童生徒に対する読書啓発などを行うため、市費により配置する者。

【資料2-①】ニュースなどに関心がある 小6: 72.3%(67.8%) 中3: 71.2%(66.1%)	【資料2-②】難しいことでも挑戦している 小6: 75.4%(74.1%) 中3: 63.5%(62.1%)
【資料2-③】将来の夢や目標を持っている 小6: 89.1%(86.3%) 中3: 74.5%(71.0%)	【資料2-④】学校で好きな授業がある 小6: 94.6%(93.3%) 中3: 75.1%(78.7%)
※いずれの資料とも「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合 ※いずれの資料とも()内は全国平均	
(文部科学省 平成21年度全国学力・学習状況調査)	

- ◆ 平成21年度全国学力・学習状況調査における正答率と児童生徒への質問項目との相関分析からは、関心、意欲に関する項目で肯定的な回答をした児童生徒ほど正答率が高い傾向が認められています。
- ◆ 学校生活を充実したものにし、また生涯にわたり実社会において主体的に生きていくためには、様々な物事に興味・関心を抱き、自ら取り組もうとする意欲をはぐくむことが重要です。その関心、意欲を引き出すためには、学ぶことの楽しさや、学ぶことと自分の将来との関わりを実感できるような取り組みを通じて、子どもが自主的、自発的に活動し、充実感を持てる機会をつくっていくことが必要です。

(2) 心の育ち

① 人間関係づくり、自己肯定感等

- ◆ 柏市教育委員会と川村学園女子大学大学院斎藤研究室（斎藤哲瑯教授）は共同で、平成22年6月から7月にかけて市立小中学校の児童生徒（小学5年生・中学2年生）及びその保護者並びに教員を対象として子どもを取り巻く教育環境等に関する調査*7（以下、対象ごとに教育環境調査〈児童生徒対象〉、教育環境調査〈保護者対象〉、教育環境調査〈教員対象〉）を行いました。

教育環境調査〈児童生徒対象〉では、「学校が楽しいか」を問う質問に対して、「とても楽しい」「まあ楽しい」と回答した割合は、小学5年生（以下、小5）で83.0%、中学2年生（以下、中2）で71.9%となっています【資料3-①】。そのうち、小5の88.2%、中2の90.6%が、学校が楽しい理由として、「仲良しの友だちがたくさんいるから」と回答しており【資料3-②】、友人関係が学校生活に与える影響は大変大きいと言えます。また、「今、特に悩んでいること」について、「友だちのこと」が小5では「勉強のこと」の次に、中2では「勉強のこと」「進学や就職のこと」「クラブ・部活動のこと」の次に多くあげられています【資料3-③】。

*7 子どもを取り巻く教育環境等に関する調査：インターネットを活用し、アンケート調査を実施しました。児童生徒は対象者6,820人に対し、回答者数4,616人（回答率67.7%）。保護者は対象者6,820人に対し、回答者数648人（回答率9.5%）。教員は対象者1,526人に対し、回答者数825人（回答率54.1%）。

【資料3-①】あなたは、学校が楽しいですか

	小5	中2
とても楽しい	48.8%	38.2%
まあ楽しい	34.2%	33.7%
どちらともいえない	7.7%	14.6%
あまり楽しくない	5.8%	9.3%
ぜんぜん楽しくない	3.5%	4.1%

【資料3-②】学校が楽しい理由(複数回答(3項目))

	小5	中2
仲良しの友だちがたくさんいるから	88.2%	90.6%
クラスや児童会などいろんな活動ができるから	31.3%	17.8%
調べたり、実際にやってみたりする授業が多いから	29.9%	12.8%
勉強がよくわかるから	26.2%	15.1%
上級生が優しいから	18.5%	30.0%
放課後自由に遊べるから	21.7%	20.4%
先生が好きだから	21.3%	6.4%
先生が何でも相談に乗ってくれるから	12.5%	6.6%
規則が厳しくないから	5.2%	5.7%
その他	25.8%	48.3%

※ 学校が「とても楽しい」「まあ楽しい」と回答した児童生徒のみを対象とした質問

【資料3-③】今、特に悩んでいること(複数回答(3項目))

(小5)

勉強のこと	34.6%
友だちのこと	20.6%
自分の性格のこと	16.5%
自分のスタイルや顔のこと	11.9%
健康のこと	11.2%
クラブ・部活動のこと	9.0%
進学や就職のこと	7.8%
いじめや暴力	7.8%
家族のこと	7.7%
異性とのつきあいのこと	3.8%
親のこと	3.5%
性に関すること	1.6%
シンナーなどの薬物	0.4%
その他	8.2%
特にない	39.4%

(中2)

勉強のこと	55.4%
進学や就職のこと	36.9%
クラブ・部活動のこと	26.8%
友だちのこと	25.8%
自分の性格のこと	20.0%
自分のスタイルや顔のこと	15.4%
異性とのつきあいのこと	11.2%
健康のこと	6.0%
親のこと	5.7%
家族のこと	5.2%
いじめや暴力	3.5%
性に関すること	2.8%
シンナーなどの薬物	0.3%
その他	10.4%
特にない	14.8%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<児童生徒対象>)

- ◆ 「友だちの相談にのってあげること」については、約7割の児童生徒が「とてもある」「少しある」と回答しています【資料4-①】。また、「他人を思いやる気持ち」について「とてもある」「少しある」と回答した割合は、小5で73.7%、中2で68.6%となっています【資料4-②】。「人の前で自分の考えを言うこと」については、「とてもある」「少しある」と回答した割合が小5で53.1%、中2で44.1%となっており【資料4-③】、他人を思いやる気持ちがある一方で、自分の思いを表現しない子どもが多いことがうかがえます。

【資料4-①】友だちの相談にのってあげること			【資料4-②】他人を思いやる気持ち		
	小5	中2		小5	中2
とてもある	31.4%	29.3%	とてもある	29.1%	22.0%
少しある	40.3%	40.8%	少しある	44.6%	46.6%
よく分からない	13.5%	18.5%	よく分からない	16.8%	25.0%
あまりない	10.0%	8.9%	あまりない	7.2%	5.4%
全然ない	4.8%	2.5%	全然ない	2.3%	0.9%

【資料4-③】人の前で自分の考えを言うこと		
	小5	中2
とてもある	22.4%	14.8%
少しある	30.7%	29.3%
よく分からない	12.2%	24.3%
あまりない	23.9%	23.9%
全然ない	10.8%	7.5%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査〈児童生徒対象〉)

- ◆ 「自分のことが好きか」については、「好き」「どちらかというとき」と回答した割合が、小5の49.5%に対して、中2は24.9%となっており【資料5】、大きく低下しています。また「嫌い」「どちらかというとき」と回答した割合は、小5で8.9%、中2で28.4%となっています。学年が上がることに伴い、自己肯定感に乏しい子どもが増える傾向が見られます。

【資料5】自分のことが好きか		
	小5	中2
好き	25.2%	9.7%
どちらかというとき	24.3%	15.2%
好きでも嫌いでもない	41.7%	46.8%
どちらかというとき嫌い	5.5%	18.5%
嫌い	3.4%	9.9%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査〈児童生徒対象〉)

平成21年度全国学力・学習状況調査においても「自分には、よいところがあると思う」と回答した割合は、小6で約8割、中3で約6割と中学校において大きく低下しており、同様の傾向を認めています。

- ◆ 子どもたちが自分自身をかけがえのない存在として大切にし、他者とふれあう中で、自分の気持ちを伝え、また相手を分かろうとするところから、自分を知るとともに他者を思いやる心がはぐくまれ、よりよい人間関係が構築されます。

子どもたちは、各教科の授業や道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動、部活動その他の様々な学校の活動を通して、他者とのコミュニケーションのとり方を含めた人間関係づくりの経験を積んでいます。今後は、子どもたちの自己肯定感をはぐくむための学校活動の工夫とともに、家庭や地域の理解と協力のもと、より多くの人とのふれあいや体験を通じて、子どもたちが自分の良さを見つけ、他者に対する優しい気持ちを深められるような取り組みが必要です。

② 規範意識[前掲*1<7ページ>]

- ◆ 教育環境調査〈児童生徒対象〉において、「約束を守ること」について、「全然ない」「あまりない」と回答した割合は、小5で8.6%、中2で6.9%となっています【資料6-①】。また、「友だちの嫌がるようなことをすること」については、「とてもある」「少しある」と回答した割合が小5で18.9%、中2で18.2%となっています【資料6-②】。回答は、児童生徒の主観的な自己評価ではありますが、善悪や正義の概念に基づく判断や

行動に課題のある児童生徒が、小中学生とも同じような割合でいることがうかがえます。

【資料6-①】約束を守ること			【資料6-②】友だちの嫌がるようなことをすること		
	小5	中2		小5	中2
とてもある	40.4%	29.8%	とてもある	2.7%	2.3%
少しある	39.6%	45.3%	少しある	16.2%	15.9%
よく分からない	11.4%	18.0%	よく分からない	23.5%	38.0%
あまりない	7.0%	5.4%	あまりない	34.0%	30.4%
全然ない	1.6%	1.5%	全然ない	23.5%	13.4%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<児童生徒対象>)

- ◆ 家における約束事や決まり事の有無に関する質問では、「『約束を守る』という約束事(決まり事)が家にあるか」について「ない」と回答した割合は、小5で11.7%、中2で17.8%となっています【資料7-①】。また、「『自分が嫌なことは、人にはしない』という約束事(決まり事)が家にあるか」については、「ない」と回答した割合が小5で17.9%、中2で24.0%でした【資料7-②】。

【資料7-①】『約束を守る』という約束事(決まり事)が家にあるか

	小5	中2
ある	88.3%	82.2%
ない	11.7%	17.8%

【資料7-②】『自分が嫌なことは、人にはしない』という約束事(決まり事)が家にあるか

	小5	中2
ある	82.1%	76.0%
ない	17.9%	24.0%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<児童生徒対象>)

- ◆ 善悪や正義などの道徳的な判断基準や、家庭や学校、集団活動における約束事やマナーなどの社会的なルール等を守り、それに基づいて判断したり行動したりしようとする意識を養うために、学校ではあらゆる教育活動において、その重要性や必要性を児童生徒が自覚し、遵守できるような取り組みを進めていく必要があります。また、このような意識の基礎は、家庭において培われるものであるため、保護者への働きかけとともに、家庭教育に対する支援も重要です。

③ いじめ

- ◆ 平成22年度の市立小中学校のいじめの認知件数は、小学校109件、中学校234件となっており【資料8】、平成19年に文部科学省がいじめの定義*8を変更した以降は減少傾向にあります。しかし、減少しているのはあくまでも認知件数であり、認知できていないケースが存在することを前提にして、引き続きすべての学校において、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

【資料8】いじめ認知件数

	小学校		中学校	
	学校数	件数	学校数	件数
平成19年度	34	677	20	462
平成20年度	26	249	20	380
平成21年度	30	235	18	209
平成22年度	30	109	20	234

(文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

- ◆ いじめの発見のきっかけは、小学校、中学校とも「学級担任が発見」が最も多く、以下「(いじめられた)本人からの訴え」「(学校の)アンケート調査等」が続いています【資料9】。いじめの発見には、いじめられた本人が訴えやすい環境をつくるとともに、当

*8 文部科学省の現在の定義：「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」としています。

事者以外の保護者や地域住民にも積極的な協力を呼びかけていく必要があります。

【資料9】いじめ発見のきっかけ(平成22年度)

区 分		小学校	中学校
教職員	学級担任が発見	32件(29.4%)	74件(31.6%)
	学級担任以外の教職員が発見	2件(1.8%)	8件(3.4%)
	養護教諭が発見	—	2件(0.9%)
	スクールカウンセラー等の相談員が発見	—	4件(1.7%)
	アンケート調査等	20件(18.3%)	65件(27.8%)
教職員 以外	本人からの訴え	24件(22.0%)	57件(24.4%)
	本人の保護者からの訴え	22件(20.2%)	14件(6.0%)
	児童生徒(本人を除く)からの情報	4件(3.7%)	7件(3.0%)
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	5件(4.6%)	2件(0.9%)
	地域住民からの情報	—	—
	関係機関(相談機関を含む)からの情報	—	1件(0.4%)
	その他(匿名による投書など)	—	—
合 計		109件(100%)	234件(100%)

(文部科学省 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

◆ 近年では、携帯電話やパソコンを用いた「ネットいじめ」への対応も必要になっています。柏市少年補導センターでは、いじめにつながる可能性のあるインターネットサイトなどに関する情報収集を行い、学校と連携した対応を図っています。また、情報モラル教育*9の充実も求められています。

◆ 平成22年度に認知したいじめのうち、小学校で2件、中学校で12件が年度内に解消しておらず【資料10】、中学校において解消しづらい傾向にあります。柏市教育委員会では、学期ごとに調査を行い、当該学期内に解消されていない事案に対しては、指導主事*10を当該校に派遣して対応にあたっています。また、認知件数が多い学校に対しては、未解消事案の有無に関わらず、未然防止の観点から指導主事を派遣しています。

【資料10】平成22年度に発生したいじめの年度末における状況

区分	小学校	中学校
解消しているもの	92件 (92.3%)	181件 (63.2%)
一定の解消関係が図られたが、支援継続中	15件 (5.1%)	40件 (28.2%)
解消に向けて取り組み中	2件 (2.1%)	12件 (8.1%)
他校への転学等	—	1件 (0.5%)
合計	109件 (100%)	234件 (100%)

(文部科学省 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

◆ いじめは人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、いじめの根絶に向けて、人権尊重の視点から児童生徒への指導の徹底や教職員の人権意識の高揚を図る必要があります。また、保護者や地域住民との連携を深めながら対応することも重要です。

*9 情報モラル教育：他者への影響を考え、人権、知的財産権など他者の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどを指導する教育。

*10 指導主事：学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項に関する事務に従事する教育委員会の職員。

④ 長期欠席

◆ 平成22年度の市立小中学校の長期欠席*11（以下、長欠）は、小学校と比較して中学校は長期欠席者数が多く、また、日数別に見ると、欠席日数が多い生徒の割合が高くなっており、全欠生徒も少なくありません【資料11-①】。長欠の理由で最も多いのは、小学校では病気、中学校では不登校*12となっています。不登校の割合は、小中学校とも全国平均を下回っていますが、決して少なくない件数です。なお、病気のうち精神的な疾患については、その捉え方が難しいため、不登校との違いについてあいまいな部分があります。したがって、不登校数・率だけでなく、長欠全体について注意が必要です。また、学年が上がるにつれて、前年度からの継続の割合が増え、長欠が解消しづらい傾向にあります【資料11-②】。

◆ 不登校とされる事例については、児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図ることがまず必要です。同時に、学校側の問題も精査しながら、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、保護者、関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。柏市では、適応指導教室*13「きぼうの園」と学習相談室*14、教育相談訪問指導員*15による家庭訪問や学校訪問、学習支援、各学校へのスクールカウンセラー*16やメンタルフレンド*17の配置などで対応しています。

【資料11-①】平成22年度の長期欠席の年度末における状況

		小学校	中学校
長期欠席者		136人	390人
	1年	20人	94人
	2年	11人	137人
	3年	11人	159人
	4年	23人	
	5年	33人	
	6年	38人	
長欠率 (全国平均)		0.62% (0.76%)	4.07% (3.52%)
不登校率 (全国平均)		0.16% (0.32%)	2.32% (2.74%)
日数別	30日～49日	62人	82人
	50日～99日	38人	113人
	100日～	36人	178人
	全欠	0人	17人
理由別	病気	79人	135人
	不登校	34人	222人
	その他	23人	33人

(柏市立教育研究所調べ)

【資料11-②】長欠継続者数(平成21～22年度間)

	小学校	中学校
1年		19人
2年	3人	66人
3年	4人	112人
4年	7人	
5年	10人	
6年	14人	
計	38人	197人

(柏市立教育研究所調べ)

- *11 長期欠席：年度間に連続または断続して30日以上欠席すること。
- *12 不登校：長期欠席のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。ただし、病気や経済的理由を除きます。
- *13 適応指導教室：何らかの理由で学校に行くことのできない長期欠席児童生徒を対象に、学校生活への復帰ができるようカウンセリングや学習指導、小集団活動を行う施設。
- *14 学習相談室：何らかの理由で学校に行くことのできない長期欠席児童生徒を対象に、学校への登校や適応指導教室への通級ができるよう、対象児童生徒の状況に応じた個別のカウンセリングや学習指導を行う施設。市内に3か所（柏第六小学校内、増尾西小学校内、大津ヶ丘第二小学校内）開設しています。
- *15 教育相談訪問指導員：家庭訪問や学校訪問により、長期欠席児童生徒及びその保護者に対する教育相談やカウンセリング、学習指導、教職員に対する指導・助言などを行うため、市費により配置する者。
- *16 スクールカウンセラー：児童生徒及びその保護者の心の悩みなどを中心にカウンセリングを行うため、市費または県費により各学校に配置する臨床心理士等。
- *17 メンタルフレンド：市立中学校の保健室や相談室などに登校している生徒に対して、学習指導や心の悩みなどを中心にカウンセリングを行うため、市費により配置する教職課程または心理学、心理学隣接諸学科を専攻している大学生・大学院生。

⑤ 暴力行為、補導状況

- ◆ 平成22年度の市立小中学校の暴力行為は、小学校では11件中6件が生徒間暴力となっており、中学校では器物損壊が52件で最も多く、次に生徒間暴力の37件が続いています【資料12】。子どもたちを取り巻く環境は、複雑化・多様化しており、暴力行為の背景も様々です。表面的に現れた行為にのみ目を奪われることなく、一人一人の心身の発達状況や置かれた環境など、様々な観点から子どもを理解し、指導・援助を行う必要があります。また、学校だけでは対応できない問題もあることから、関係機関などとの連携や、保護者や地域住民の協力を得る環境づくりが必要です。

【資料12】暴力行為の状況(平成22年度)

	小学校	中学校
発生校数	4校	13校
対教師暴力	2件	27件
生徒間暴力	6件	37件
対人暴力	-	5件
器物損壊	3件	52件
件数合計	11件	121件

※暴力行為は、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」を言います。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は除きます。
 ※対教師暴力は、用務員等の学校職員に対するものも含みます。
 ※生徒間暴力は、何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為を指します。
 ※対人暴力は、対教師暴力と生徒間暴力を除きます。
 ※器物損壊は、学校の施設・設備等の損壊を指します。

(文部科学省 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

- ◆ 非行防止活動として、繁華街や青少年のたまり場など、非行の行われやすい場所に重点をおいて、補導活動を日常的に実施し、不良行為などの問題行動の早期発見・早期補導に努めています。柏駅周辺における街頭補導では、内訳としては怠学が最も多く、平成22年度では、全体の47.3%が女子高校生の怠学、29.7%が男子高校生の怠学となっています【資料13】。また、喫煙については、コンビニエンスストアなどの商店の敷地内におけるものが最も多く、路上、ゲームセンター、ボウリング場が続いています。

【資料13】柏駅周辺街頭補導における補導少年数(平成22年度)

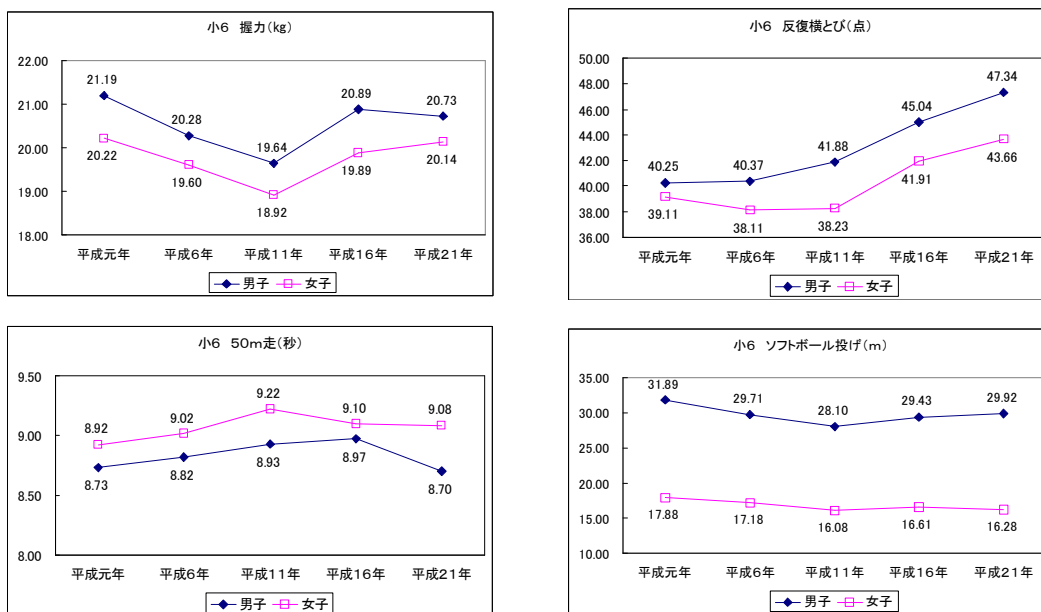
区分		性別	怠学	喫煙	その他	計
児童	小学校	男	-	-	-	-
		女	-	-	-	-
	中学校	男	10人	-	-	10人
		女	14人	2人	-	16人
生徒	高等学校	男	408人	35人	-	443人
		女	650人	17人	-	667人
	大学	男	-	45人	-	45人
		女	1人	14人	-	15人
学生	各種学校	男	6人	20人	-	26人
		女	-	7人	-	7人
有職	男	-	50人	-	50人	
	女	-	24人	-	24人	
無職	男	-	31人	-	31人	
	女	-	41人	-	41人	
合計	男	-	424人	181人	-	605人
	女	-	665人	105人	-	770人
	計	-	1,089人	286人	-	1,375人

(柏市少年補導センター調べ)

(3) 体力

- ◆ 子どもの体力は、全国的に低下傾向にあると言われていますが、市立小学校の小6の全国体力・運動能力調査の結果では、近年においては上昇する傾向が見られます【資料14】。

【資料14】小6体力テスト推移



(文部科学省 全国体力・運動能力調査)

- ◆ 平成22年度全国体力・運動能力調査においては、市立小中学校の児童生徒の平均値は、多くの種目・学年で全国平均を上回っています。しかし、投力（小学校：ソフトボール投げ、中学校：ハンドボール投げ）については、男女ともほとんどの学年で全国平均を下回っています。
- ◆ 柏市教育委員会は、平成22年度に柏市私立幼稚園協会と共同で、市内全幼稚園に在籍する園児の運動能力に関する調査を実施しました。この調査と全国調査との比較においては、市内幼稚園の園児の発達傾向として、「敏捷性」にはすぐれているが、「調整力」や「筋持久力」に課題があるという結果が出ました。また、「屋外でよく遊ぶ」「よく運動遊びをする」「一緒によく遊ぶ人数が多い」「よく食べる」「食べ物の好き嫌いがほとんどない」と評価された園児の運動能力が高いという傾向が見られました。
- ◆ 子どもの体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり、体力向上は重要な課題と言えます。学校においては、教科体育の充実と体育的活動の日常化を促し、子どもたちが運動に親しむ態度を育成する必要があります。また、学校だけでなく、地域の中でスポーツを楽しめる環境も必要です。

(4) 生活習慣

① 基本的な生活習慣

- ◆ 平成21年度全国学力・学習状況調査において、市立小中学校の児童生徒のうち、「朝食を毎日食べているか」を問う質問に対して、「あまりしていない」「全くしていない」と回答した割合は、小6で3.8%、中3で8.0%となっています【資料15-①】。全国平均と同等の数値ですが、朝食を毎日食べていない児童生徒が一定の割合でいると言えます。また、「普段（月～金曜日）、何時ごろに起きるか」を問う質問に対して、「午前

7時以降」と回答した割合は、小6で7.2%、中3で12.8%となっており【資料15-②】、全国平均と比較すると、早く起きる傾向があります。

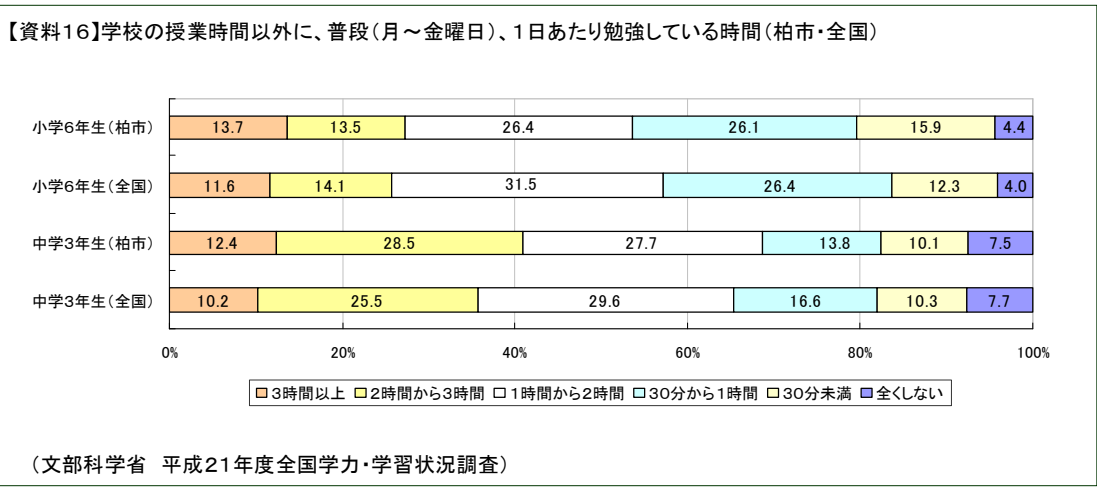
【資料15-①】朝食を毎日食べているか			【資料15-②】普段(月～金曜日)、何時ごろに起きるか		
	小6	中3		小6	中3
している	88.7% (88.5%)	80.9% (82.2%)	午前6時より前	18.3% (8.2%)	20.6% (8.6%)
どちらかといえば、している	7.4% (7.5%)	11.0% (10.2%)	午前6時以降、午前6時30分より前	48.8% (28.1%)	42.7% (24.7%)
あまりしていない	2.8% (3.2%)	5.7% (5.3%)	午前6時30分以降、午前7時より前	25.6% (40.2%)	23.8% (32.4%)
全くしていない	1.0% (0.7%)	2.3% (2.1%)	午前7時以降、午前7時30分より前	5.9% (20.3%)	9.3% (25.3%)
その他・無回答	0.0% (0.0%)	0.1% (0.0%)	午前7時30分以降、午前8時より前	1.1% (2.7%)	2.9% (7.9%)
			午前8時以降	0.2% (0.4%)	0.6% (1.0%)
			その他・無回答	0.1% (0.0%)	0.1% (0.1%)

※いずれの資料とも()内は全国平均
(文部科学省 平成21年度全国学力・学習状況調査)

- ◆ 平成21年度全国学力・学習状況調査における正答率と児童生徒への質問項目との相関分析からは、基本的な生活習慣に関する項目で肯定的な回答をした児童生徒ほど正答率が高い傾向が認められています。
- ◆ 食生活の乱れや不規則な睡眠など、子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如などももたらすと言われていています。子どもが心身ともに健やかに育つためには、適切な生活習慣を確立することが必要であり、その重要性に関する啓発など、様々な取り組みの充実が求められます。また、保護者の状況に応じた支援についても考慮する必要があります。

② 学習習慣

- ◆ 平成21年度全国学力・学習状況調査における市立小中学校の児童生徒の正答率と児童生徒への質問項目との相関分析からは、「家で自分で計画をたてて勉強をしている」「家で苦手な教科の勉強をしている」「家で学校の宿題をしている」「家でテストで間違えた問題について、間違えたところを後で勉強している」といった項目で肯定的な回答をした児童生徒ほど正答率が高い傾向が認められました。
- ◆ 学校の授業時間以外の、普段(月～金曜日)の1日あたりの学習時間(学習塾で勉強する時間を含む)についても、正答率との相関が認められました。なお、2時間以上と回答した割合は、小6、中3とも全国平均を上回っていますが、1時間から2時間と回答した層まで含めると、小6は全国平均を下回ります【資料16】。また、小6では、30分未満または全くしないと回答した割合が全国平均を上回っており、学習時間の個人差が開いていると言えます。



◆ 基礎学力の定着を図るためには、学校の授業以外における学習が不可欠です。宿題の出し方をはじめとして、家庭学習に対する学校側の取り組みを工夫するとともに、学習習慣の形成の重要性について学校と保護者が認識を共有する必要があります。

③ 読書習慣

◆ 平成21年度全国学力・学習状況調査において、市立小中学校の児童生徒のうち、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、読書をするか」を問う質問に対して、「10分未満」「全くしない」と回答した割合は、小6で39.8%、中3で44.5%となっています【資料17-①】。また、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館へどれくらい行くか」を問う質問に対して、「年数回」「ほとんど、全く行かない」と回答した割合は、小6で55.7%、中3で78.4%となっています【資料17-②】。一方、「読書は好きか」を問う質問に対して、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した割合は、小6で71.8%、中3で75.5%となっており【資料17-③】、読書の時間が少ないことの要因が「読書嫌い」であるとは必ずしも言えません。

【資料17-①】家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、読書をするか

	小6	中3
1時間以上	16.9% (16.1%)	14.4% (12.5%)
30分以上 1時間未満	17.5% (19.1%)	16.3% (14.1%)
10分以上 30分未満	25.7% (26.0%)	24.6% (21.3%)
10分未満	16.5% (16.9%)	12.1% (12.6%)
全くしない	23.3% (21.7%)	32.4% (39.4%)
その他・無回答	0.0% (0.1%)	0.2% (0.1%)

【資料17-②】昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館へどれくらい行くか

	小6	中3
週4回以上	2.6% (3.3%)	2.5% (2.2%)
週1～3回	12.3% (14.9%)	6.9% (5.7%)
月1～3回	29.2% (24.3%)	11.9% (10.5%)
年数回	28.0% (26.1%)	22.6% (21.0%)
ほとんど、全く行かない	27.7% (31.0%)	55.8% (60.3%)
その他・無回答	0.3% (0.4%)	0.3% (0.2%)

※いずれの資料とも()内は全国平均
(文部科学省 平成21年度全国学力・学習状況調査)

【資料17-③】読書は好きか

	小6	中3
好き	48.1% (46.4%)	50.2% (42.1%)
どちらかといえば好き	23.7% (25.4%)	25.3% (25.3%)
どちらかといえば好きでない	16.7% (17.1%)	15.3% (18.6%)
好きでない	11.3% (10.9%)	8.9% (13.7%)
その他・無回答	0.3% (0.1%)	0.3% (0.4%)

※()内は全国平均
(文部科学省 平成21年度全国学力・学習状況調査)

- ◆ 教育環境調査<児童生徒対象>において、「放課後、何をして過ごすことが多いか」を問う質問に「読書」と回答した割合は、小5で15.6%、中2で9.8%となっています【資料18】。これに対して「勉強や塾」「クラブ・部活動」「友だちと外で遊ぶ」「ゲーム」「テレビ」といった回答が多くなっており、読書嫌いではないとしても、読書の時間を長くとることができないと考えられます。

【資料18】放課後、何をして過ごすことが多いか(複数回答(3項目))

	小5		中2
勉強や塾	46.7%	クラブ・部活動	78.4%
友だちと外で遊ぶ	44.0%	勉強や塾	42.0%
クラブ・部活動	39.4%	テレビ	36.2%
ゲーム	31.0%	ゲーム	25.2%
テレビ	25.4%	パソコン	23.0%
友だちと家の中で遊ぶ	20.3%	友だちと外で遊ぶ	18.9%
家の手伝い	19.2%	マンガを読む	13.7%
読書	15.6%	読書	9.8%
マンガを読む	12.6%	家の手伝い	8.6%
パソコン	7.0%	友だちと家の中で遊ぶ	7.8%
買い物	5.2%	買い物	4.7%
特に何もしない	3.4%	特に何もしない	2.8%
図書館や公民館に行く	2.6%	コンビニ	2.6%
街をブラブラする	1.4%	街をブラブラする	2.0%
コンビニ	1.0%	図書館や公民館に行く	0.5%
ボランティア活動	0.2%	ボランティア活動	0.3%
その他	11.6%	その他	12.7%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<児童生徒対象>)

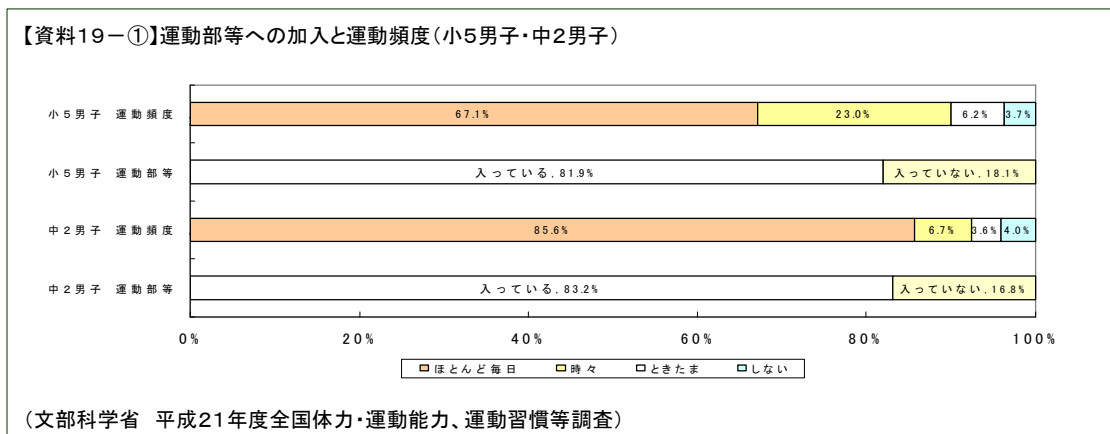
- ◆ 平成21年度の学校図書館における学年別の貸出冊数(一人当たり)は、学年が上がることに伴い減少していきます。原因としては、学年が上がることに伴い図書の内容が高度になっていくため、1冊当たりの読書時間が長くなることによるものと考えられます。図書分類別の貸出冊数では、小中学校とも文学が最も多くなっています。また、小学校においては、調べ学習などで学校図書館を活用した学年及びその学習テーマに関係する分野の貸し出しが増えています。
- ◆ 読書は、豊かな感性や表現力を育て、想像力を豊かにし、必要な知識や技術を身に付け、主体的に物事を考え、判断するために欠かせないものです。学校や市立図書館など

では、読み聞かせ*18 ボランティアやブックスタート*19 ボランティアをはじめとする多くの市民の協力により、子どもたちが読書に親しむための活動が活発に行われており、これらの活動のさらなる充実が望まれます。

また、学校図書館の効果的な活用も求められています。学校図書館は、子どもたちの読書を支える機能とともに、授業を支える機能が重要になってきています。各学校では、教員と学校図書館指導員[前掲*6<9ページ>]の連携による学校図書館を活用した授業づくりや、保護者や地域住民の図書ボランティアによる学校図書館の環境整備、蔵書点検などの取り組みが広がりつつあります。また、学校図書館配送コーナー（各学校図書館間の図書流通の拠点）をこども図書館（市立図書館分館）内に設置したり、子ども司書養成講座*20の実習を市立図書館で実施したりするなど、市立図書館による学校図書館支援も進めています。このような取り組みの充実に向けて、人的資源の拡充や施設・設備の整備を進めていく必要があります。

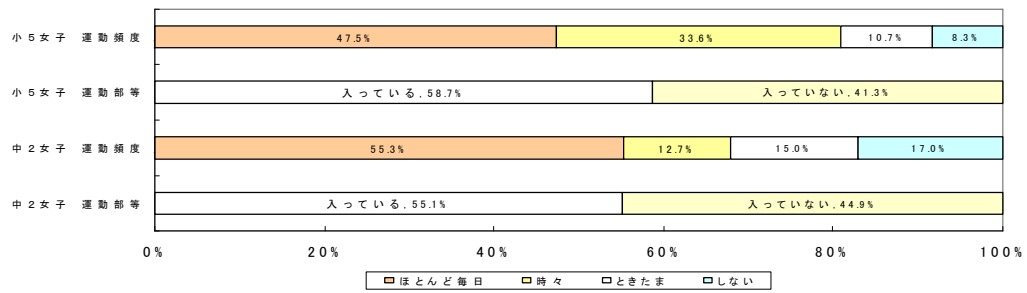
④ 運動習慣

- ◆ 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、同調査に参加した市立小学校12校、市立中学校15校の児童生徒のうち、「運動やスポーツをどのくらいしているか（学校の体育の授業を除く）」を問う質問に対して、「ときたま（月に1～3日）」「しない」と回答した割合は、小5男子で9.9%、小5女子で19.0%、中2男子で7.6%、中2女子で32.0%となっています【資料19-①】【資料19-②】。また、「運動部やスポーツクラブに入っているか（スポーツ少年団を含む）」について「入っている」と回答した割合は、小5男子で81.9%、小5女子で58.7%、中2男子で83.2%、中2女子で55.1%となっています。男子、女子とも運動部などへの加入率について小5と中2の間で大きな差がない中で、女子の運動頻度に関しては中学生になると大きく低下しています。女子の場合、中学生になると、運動部などに加入しなければ日常的な運動機会が少なくなる傾向にあると考えられます。



- *18 **読み聞かせ**：本を見せながら読んで聞かせること。
- *19 **ブックスタート**：一人一人の赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡す活動。心の成長と言葉の発達には、暖かなぬくもりの中で優しく語りかけるなど子どもとふれあう時間がとても大切であることを、絵本を介して伝えていくもので、柏市では1歳6か月健診時に実施しています。
- *20 **子ども司書養成講座**：本に親しみ、本を活用する楽しさを知り、司書としての知識・技能を身に付けた「子ども司書」を養成することを目的とする市立小中学校の児童生徒対象の講座。必要単位を取得した児童生徒が「子ども司書」として認定され、学校や家庭、地域で読書活動を広める役割が期待されています。

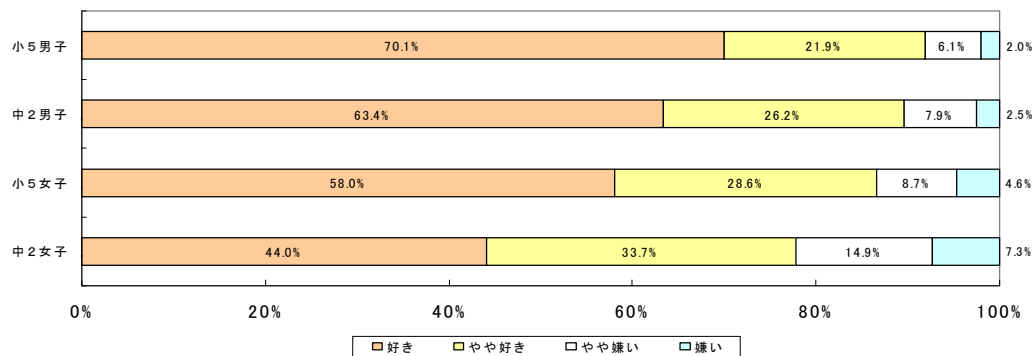
【資料19-②】運動部等への加入と運動頻度(小5女子・中2女子)



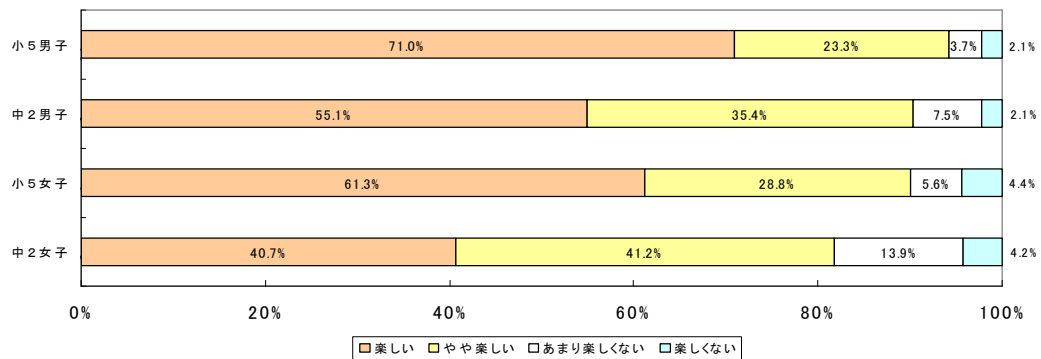
(文部科学省 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

- ◆ 「運動やスポーツをすることは好きか」については、「好き」「やや好き」と回答した割合は、小5男子で92.0%、小5女子で86.6%、中2男子で89.6%、中2女子で77.7%となっています【資料20-①】。また、「体育の授業は楽しいか」について、「楽しい」「やや楽しい」と回答した割合は、小5男子で94.3%、小5女子で90.1%、中2男子で90.5%、中2女子で81.9%となっています【資料20-②】。いずれの質問においても、おおむね「運動好き」と言える数値となっていますが、他と比べて中2女子の数値が低くなっています。

【資料20-①】運動やスポーツをすることは好きか



【資料20-②】体育の授業は楽しいか



(文部科学省 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

- ◆ 心身の健全な発達にとって、運動の習慣は欠かせないものです。運動習慣を確立するためには、外遊びを奨励することにより子どもの運動機会を確保し、また、部活動指導者の充実やスポーツの楽しさを啓発することなどを通して、スポーツに対する関心、意欲を高めることが必要です。

(5) 特別な教育的支援を必要とする子ども

- ◆ 市立小中学校の特別支援学級 *21 への入級者は年々増加し、平成 23 年度は 417 人で、平成 17 年度の約 2 倍になっています【資料 21】。この増加は、就学相談 *22 の充実や特別支援学級に対する保護者の信頼が高まっていることに加え、平成 17 年の発達障害者支援法の施行後、発達障がい *23 に対する理解が進んだことによると考えられます。この増加に伴い、特別支援教育補助員 *24 の需要が高まっています。柏市では平成 23 年度に 77 人を配置していますが、入級者の増加に追いついていません。

【資料 21】特別支援学級数及び入級者数、特別支援教育補助員数

	学級	入級者					特別支援教育補助員	一人当たり※
		知的障がい学級	自閉症・情緒障がい学級	言語障がい学級	難聴学級	合計		
平成 17 年度	53 学級	179 人	5 人	12 人	1 人	197 人	64 人	2.88 人
平成 18 年度	57 学級	204 人	18 人	8 人	1 人	231 人	69 人	3.22 人
平成 19 年度	62 学級	209 人	44 人	6 人	1 人	260 人	72 人	3.51 人
平成 20 年度	74 学級	237 人	76 人	4 人	1 人	318 人	75 人	4.17 人
平成 21 年度	75 学級	247 人	97 人	5 人	1 人	350 人	76 人	4.53 人
平成 22 年度	81 学級	271 人	128 人	1 人	1 人	401 人	76 人	5.25 人
平成 23 年度	85 学級	279 人	136 人	1 人	1 人	417 人	77 人	5.39 人

※特別支援教育補助員一人当たりの入級者の人数(ただし、言語障がい学級及び難聴学級には特別支援学級補助員の配置がないため、当該学級入級者の人数は除きます。)

(柏市教育委員会調べ)

- ◆ 文部科学省の調査（「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」平成 14 年）の結果では、通常の学級に在籍する児童生徒のうち学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教員が回答した児童生徒の割合は 6.3% となっています。柏市では、特別支援教育専門指導員 *25 などが各学校に出向いて、巡回相談 *26 を行っています。全体としてそのニーズは高まっていますが、通常の学級に在籍する児童生徒に関する相談が大変多くなっています。各学校においてきめ細かな支援を行うためにも、通常の学級における支援体制の充実が必要となっています。

- *21 特別支援学級：小中学校において、障がいのある児童生徒に対し、生活や学習上の困難の改善または克服に向けた適切な指導及び必要な支援を行うために設置する学級。
- *22 就学相談：発達の状態や能力に応じた適切な教育を受けられるよう、就学に当たって必要な情報を提供し、就学先などに関する保護者からの相談に応じること。
- *23 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
- *24 特別支援教育補助員：障がいのある児童生徒（主に特別支援学級に在籍する児童生徒）に対する適切な指導や必要な支援を行うため、市費により配置する者。
- *25 特別支援教育専門指導員：発達障がい等のある児童生徒一人一人の状況に応じた支援内容・方法や校内支援体制に関する指導助言などを行うため、市費により各学校に派遣する臨床心理士等。
- *26 巡回相談：発達障がい等のある児童生徒一人一人の状況を把握し、必要な支援内容・方法を明らかにするため、各学校に出向いて指導助言などを行うこと。

- ◆ 市立教育研究所においては、幼児・小中学生の学業、不登校【前掲*12<15ページ>】、交友関係、親子関係、発達に関することについて、面接相談及び電話相談を行っています。近年、発達障がいに関因すると思われる相談が増加しています。また、市内の幼稚園・保育園においても、発達障がいへの対応が大きな課題となっています。発達障がいは、早期に発見し、その時期に合った適切な療育を行えば、安定した社会生活を送れるようになることが分かっており、幼児期からの連続した支援が必要とされています。
- ◆ 柏市は、平成22年度に、子どもの発達や発育、療育に関する相談や支援などを行う「柏市子ども発達センター」を設置するとともに、市立教育研究所が行う就学相談【前掲*22<23ページ>】も同センター内に窓口を移しました。これにより、幼児期から学齢期に向けて、切れ目のない支援体制を目指すこととしています。
- ◆ 帰国・外国人児童生徒など、日本語がよく分からないまま市立小中学校に編入する児童生徒が増加する傾向にあります。このため、日本で生活していくために最低限必要な日本語の習得や授業への参加について、支援が必要となっています。柏市では、日本語の初期指導や教科学習について、NPO法人などの協力を得て、学校に支援員を派遣して個別指導を行っています。

(6) 子どもの安全

- ◆ 市立小中学校の児童生徒の不審者などによる被害は、平成22年度で116件確認されています【資料22】。過去には学校に侵入してきた暴漢により多数の児童が殺傷される事件が我が国でも起こっています。このような状況の中で、子どもたちが安心して過ごすことができる学校環境づくりや、地域や関係機関との連携によって子どもの安全を守る対策が求められています。
- ◆ 柏市では、スクールメールシステム*27により緊急情報などを保護者や地域関係者などに配信しています。また、保護者や地域住民などによる学校周辺のパトロールや登下校時の見守り活動とともに、下校時間帯を中心に、市長部局所管の市民安全パトロール支援車（通称：サポカー）4台による学校周辺や通学路の巡回パトロールが行われています。
- ◆ 各学校では、危機対応に関する研修の実施や、危機管理マニュアルの整備などにより、教職員の危機管理意識の向上に努めています。また、学校周辺フェンスの整備やパニック警報器、110番直結非常通報装置の設置などを進めてきましたが、さらなる対策が必要です。
- ◆ 東日本大震災発生時の児童生徒の保護者への引渡しにおいては、保護者が帰宅できず、学校において保護する事例が多く見られました。このような緊急時において、すべての学校が適切な対応がとれるよう、危機管理体制の強化が必要です。

【資料22】不審者被害状況(平成22年度)

	小学校	中学校
傷害	－	1件
痴漢被害	9件	18件
拉致未遂	－	1件
不審者遭遇	23件	18件
露出被害	25件	14件
不審電話	6件	1件
恐喝	－	－
その他	－	－
合計	63件	53件

(柏市教育委員会調べ)

*27 スクールメールシステム：携帯電話やパソコンを活用し、電子メールにより保護者や地域住民に情報配信する仕組み。緊急情報だけでなく、様々な情報の連絡手段として活用されています。

- ◆ 児童虐待については、近年重大な事件があとを絶たないなど深刻な社会問題となっています。学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければなりません。市立学校においては、保護が必要な場合は、児童相談所に通告することとしています。また、児童虐待の疑いがある場合や判断に迷う場合は、市長部局の家庭児童相談室に連絡し、民生委員・児童委員の協力を得て対応することとしています。

該当する児童生徒への対応としては、学校、家庭児童相談室、児童相談所など関係機関による会議を開催し、より広い視点から、事例ごとに児童生徒や保護者の実態に即した方策を立てています。各学校においては、虐待解消に向けて、教職員の組織的な対応により、当該児童生徒や保護者に対する支援を行っています。

3 子どもの教育に係る学校、家庭、地域の現状と課題

(1) 学校

① 教職員

- ◆ 平成23年5月1日現在、市立小中学校（61校）の県費負担教職員*28は1,783人で、校長以下様々な教職員が勤務しています【資料23】。臨時的任用の講師や非常勤講師は、主に教諭が療養休暇や出産休暇、育児休業などを取得した場合に、その代替として配置されます。また、臨時的任用の講師は、定数に応じた人数の教諭が配置されない場合の欠員補充としても置かれており、92人中56人がこれにあたります。

	校長	副校長	教頭	教諭(再任用含む)	養護教諭	栄養教諭	短時間勤務再任用	事務職員	学校栄養職員	臨時的、非常勤		計
										臨時任用講師	非常勤講師	
小学校	41	—	41	853	49	4	38	46	23	61	4	1,160
中学校	20	1	20	475	23	—	20	24	7	31	2	623
計	61	1	61	1,328	72	4	58	70	30	92	6	1,783

※休職者や療養休暇、出産休暇、育児休業などの取得者を含む。
(柏市教育委員会調べ)

- ◆ 平成23年5月1日現在、市立小中学校（61校）の市費負担教職員*29は、474人です【資料24】。臨時的または非常勤の職員のうち、サポート教員[前掲*5<9ページ>]や学校図書館指導員[前掲*6<9ページ>]、理科教育支援員*30、特別支援教育補助員[前掲*24<23ページ>]、外国語指導助手(ALT)*31などは、少人数教育や学校図書館の活用などを行う上で、学校に対する大変重要な人的支援となっています。しかし、市費で配置していることから、厳しい財政状況にあって学校の要望に十分に答えられていません。

	学校栄養職員(再任用含む)	給食調理員	用務員(再任用含む)	臨時的、非常勤										計
				給食調理員	用務員	学校事務員	看護師	サポート教員	スクールサポーター	理科教育支援員	特別支援教育補助員	学校図書館指導員	外国語指導助手(ALT)	
小学校	11	49	16	39	59	41	—	30	11	—	56	※	※	312
中学校	12	—	11	—	23	19	4	8	12	20	20	※	※	129
計	23	49	27	39	82	60	4	38	23	20	76	28	5	474

※学校図書館指導員と外国語指導助手は、小学校と中学校を両方担当する者が多くいます。このため、小中学校別の配置人数については、空欄としています。
(柏市教育委員会調べ)

- *28 県費負担教職員：市町村立学校の教職員で、その給与などを県が負担する者。その人事は原則として県の権限となっています。
- *29 市費負担教職員：柏市立学校の教職員で、その給与などを柏市が負担する者。
- *30 理科教育支援員：理科授業における指導補助や実験や教材等の準備などを行うため、市費により各学校に配置する中学校理科教諭の免許を有する者。
- *31 外国語指導助手(ALT)：主に外国語教育の充実を図るため、担任や外国語担当教員等の助手として、市費により配置する外国人指導者。ALTはAssistant Language Teacherの略。

- ◆ IT教育支援アドバイザー*32や小学校21校及び中学校全20校の給食調理員は、外部委託により配置しています。

- ◆ 第2次ベビーブームによる児童生徒増の影響により、昭和40年代後半から50年代前半にかけて大量採用された教員が近年、退職時期を迎え、それに伴って新規の教員採用が増えています【資料25】。一方で、教員のうち教諭の中堅層（30歳代から40歳代）が比較的少なく、このような年齢構成の二極化により、校内体制づくりに困難が生じている学校もあります。若年層教諭の指導力向上が喫緊の課題であり、経験豊かな教諭の学習指導、生徒指導、学級経営などに関する知識・技術を若

【資料25】年齢区分別教諭数(平成23年5月1日現在)

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
20~24歳	56人	6.6%	20人	4.3%
25~29歳	125人	14.8%	94人	20.2%
30~34歳	115人	13.6%	45人	9.7%
35~39歳	48人	5.7%	14人	3.0%
40~44歳	42人	5.0%	26人	5.6%
45~49歳	89人	10.6%	72人	15.5%
50~54歳	156人	18.5%	99人	21.3%
55~60歳	212人	25.2%	95人	20.4%
計	843人	100.0%	465人	100.0%

※再任用職員は除く

(柏市教育委員会調べ)

い世代に伝えていくことが重要です。また、従来中堅層に期待されていた役割を現在の若年層が近い将来に担わなければならないため、そのような観点からの育成も急務となっています。さらには、学校の組織的な対応も必要になることから、管理職の学校経営能力の育成も強く求められる状況です。

- ◆ 県費負担教職員の人事権は原則として都道府県の権限となっていますが、柏市が中核市になったことに伴い、教職員研修の実施権が千葉県から移譲されました。このため、平成20年度から、柏市が千葉県の支援、協力を得ながら、一部の法定研修*33から順次実施しています。また、学校の教育実践に密着したテーマを取り入れていることにより、受講者の満足度は高くなっています。従来から柏市が独自に行っている研修についても、充実を図ってきています。しかし、すべての法定研修を実施するとともに、柏市の独自性ある研修をさらに充実させるには、研修施設や研修担当者が不足しています。近年、中核市への人事権移譲が各方面で検討されていますが、人事権移譲の前提として、研修体制の整備が必要不可欠です。
- ◆ 各学校では、教職員全員で研究・研修に取り組む校内体制が確立しています。校長・副校長・教頭の指導助言のもと、研究主任を中核として、学校教育目標、研究目標の達成のため、「授業研究会」「現職研修会」などを年間計画を立てて実施しています。また、職場の士気を上げ、教職員一人一人の意欲を後押しするための「モラールアップ研修」もすべての学校で実施しています。
- ◆ 各学校の校内研究・研修の充実のために、学校の要請により教育委員会から指導主事[前掲*10<14ページ>]を派遣しています。指導主事が指導・助言者として携わることにより、校内研究の質の向上が図られており、派遣件数は年々増加しています。

*32 IT教育支援アドバイザー：インターネットやコンピュータを活用した授業や研修、教材作成などについて、専門的知識・技術に基づき市立小中学校の支援を行うため、市費により配置する者。

*33 法定研修：教育公務員特例法に基づき行う初任者研修及び10年経験者研修、指導改善研修のこと。

- ◆ 教員の勤務実態は授業やその準備、成績処理だけでなく、報告書などの作成、部活動指導、生活指導や保護者への対応も重なり、時間的にも精神的にも大きな負担となっています。

平成22年度における教員の心の病気による1か月以上の療養休暇取得者及び休職者は、小学校で13人、中学校で11人となっています。

教育環境調査<教員対象>では、「教員を辞めようと思うことがあるか」を問う質問に対して「ときどき思う」「よく思う」と回答した割合は、小学校教員で37.5%、中学校教員で42.9%となっています【資料26-①】。

また、この質問で「あまり思わない」「ときどき思う」「よく思う」と回答した者の教員を辞めようと思う理由としては、「仕事が忙しすぎる」「体がもたない」という回答が多くなっています【資料26-②】。

一方で、保護者や子どもたちの教育的ニーズは多様化してきており、よりきめ細かな対応が必要となっています。このような状況の中で、子どもと向き合う時間を確保し、学校教育の質的向上を目指していくために、学校に対する人的支援の拡充などの実効性のある対策がますます必要となっています。

【資料26-①】教員を辞めようと思うことがあるか			【資料26-②】教員を辞めようと思う理由(複数回答(3項目))		
	小学校の教員	中学校の教員		小学校の教員	中学校の教員
全然思わない	33.1%	29.3%	仕事が忙しすぎる	62.0%	57.1%
あまり思わない	29.4%	27.7%	体がもたない	41.4%	47.4%
ときどき思う	30.4%	34.9%	思うように仕事が進まない	31.8%	30.9%
よく思う	7.1%	8.0%	自信がなくなった	26.8%	24.6%
			教えることが多すぎて自分の能力を超えている	19.6%	14.9%
			教師に向いていない	13.1%	18.3%
			保護者が何かにつけてうるさい	17.1%	9.7%
			子どもが言うことを聞かない	8.7%	12.0%
			教師間の関係がうまくいかない	7.8%	9.7%
			仕事にやりがいを感じない	5.3%	12.6%
			管理職が理解してくれない	5.0%	1.7%
			教育委員会の指示が厳しい	1.6%	1.7%
			その他	21.5%	19.4%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<教員対象>)

- ◆ 近年、学校が抱える課題は複雑化しており、保護者からの要求などの中には、学校や教職員がその対応に苦慮するケースも見受けられます。学校と保護者が共通の理解を得られるよう、協力し合う必要があります。柏市では、法的な問題について各学校が弁護士に相談できる「学校法律相談事業」を平成21年度から実施していますが、学校が抱える課題に組織的に対応できるよう一層の支援が必要です。

② 幼稚園・保育園と小学校の連携

- ◆ 幼稚園・保育園における教育は、遊びを中心とした体験からの学びや自発的な活動が重視されています。一方、小学校以降の教育は、学問体系の獲得を重視し、各教科などから構成される時間割に基づく、教員による学級単位の集団指導が原則となっています。この

違いは、発達の段階に配慮したのですが、子ども一人一人の発達や学びは、幼児期と学齢期ではっきりと分かれるものではなく、連続しています。小学校入学当初、この違いに戸惑う子どもは少なくないことから、幼稚園・保育園から小学校への移行期においては、幼稚園、保育園、小学校の教職員同士が相互理解を深め、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた連携を推進する必要があります。

- ◆ 柏市幼児教育振興審議会答申「柏市の幼児教育の現状と課題を踏まえた今後の在り方について」（平成20年9月）では、幼稚園・保育園に求められることを、「小学校の学習の先取りではなく興味・関心や社会性など基本的な力を育てるとともに、園での活動が小学校の学習にどのようなつながっていくかを学んで幼児教育の充実を図ること」とし、また、小学校に求められることは、「子どもへの援助の仕方や指導方法を幼稚園・保育園から学び、入学後も子どもの理解やより良い指導のために連絡を取り合っていくこと」としています。
- ◆ 近年、小学校1年生が入学後数か月経過しても、集団行動ができない、学習に集中できない、教員の話が聞けないといった状態（いわゆる「小1プロブレム」）が問題になっており、一部の市立小学校においても見られています。この背景として、基本的な生活習慣が身に付いていない、人と関わる力や我慢強さ、規範意識[前掲*1<7ページ>]が十分に育っていないことなどが指摘されています。幼稚園・保育園・小学校と保護者が家庭教育に関する認識を共有し、連携していくことも重要です。
- ◆ 柏市では、幼保小連絡協議会*34や幼保小連携研究委員会*35などを中心に、幼稚園・保育園と小学校の連携の充実に取り組んできました。これらの成果を踏まえて、教職員の研修の大きなテーマとして位置付けていくとともに、家庭教育に対する支援の充実を図る必要があります。また、平成22年度から、市内すべての幼稚園を対象に、柏市私立幼稚園協会と市立教育研究所による共同研究を開始しました。平成23年度からは私立保育園も参加し、今後はさらに研究対象を市立保育園にも広げていく必要があります。

③ 小学校と中学校の連携

- ◆ 中学校での学習や生活に適応できずに、中学校1年生において学力の低下や長欠の急増などの課題が生じること（いわゆる「中1ギャップ」）が、近年問題になっています。柏市においても、その傾向は現れています。
- ◆ 中学校入学当初は、新しい集団や教科、教科担任制*36、部活動の開始などの変化に興味・関心を持ち、新たな決意や目標を持ちやすい時期であるとともに、新たな人間関係や未知の事柄への不安を抱く時期でもあります。その中で、新しい学習環境や人間関係につまずいて、学校生活への不適応を起こすことも少なくありません。そのため、小

*34 幼保小連絡協議会：幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、幼稚園・保育園と小学校の相互理解と連携の充実を図るための組織。各地区（9地区）から幼稚園、保育園、小学校の関係者が参加しています。協議会全体としての協議、情報収集、啓発活動のほか、地区別連絡会を開催し、各小学校区における交流活動を推進しています。

*35 幼保小連携研究委員会：幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園と小学校との連携に関する資料を作成する組織。幼稚園、保育園、小学校の関係者で構成しています。子どもたちの実態に即した指導内容を検討し、啓発資料や事例集などを作成しています。

*36 教科担任制：教科ごとに専門の教員（教科担任）を配置する体制。中学校が原則として教科担任制であるのに対して、小学校では、一部教科を除くほとんどの教科が学級担任によって行われる学級担任制になっています。

学校から中学校への接続部分における大幅な環境変化に対応できるよう、小学校と中学校との間の連携や交流を積極的に進める必要があります。また、中学校における長欠の場合、小学校時代にその傾向がうかがわれるケースもあることから、教員の相互理解や情報共有など、小・中学校間のより密接な連携体制が必要です。

④ 学校規模の適正化

- ◆ 中高層マンションの建設や宅地開発、区画整理事業などが進む地域では児童生徒数が急増しており、教室不足が深刻な問題となっています。一方で、人口流入が少ない地域や少子化が進む地域では、児童生徒数が減少した結果、単学級校が複数生じ、また、複式学級（学年ごとにクラスを編制するのではなく、2学年以上で1クラスとする学級編成のこと）への移行が懸念される学校もあります【資料27】。

【資料27】平成23年度学級数別学校数(普通学級)

	小学校	中学校
25学級～	6校	—
19～24学級	14校	3校
12～18学級	14校	12校
7～11学級	2校	4校
～6学級	5校	1校

(柏市教育委員会調べ)

- ◆ 義務教育の公平性の確保、一定の教育水準の維持及び向上を図るためには、学校規模の違いによる格差を小さくすることが必要です。柏市では、小中学校とも当面1校当たり24学級までを適正規模としています。

- ◆ これまで、通学区域の変更、仮設校舎の建設、学区外就学*37や区域外就学*38の制限などを行ってきましたが【資料28】、今後も、地域住民の理解と協力を得ながら、望ましい教育環境の整備を図っていく必要があります。

【資料28】学区外就学等を制限している学校(平成23年10月15日現在)

	学区外就学		区域外就学	
	小学校	中学校	小学校	中学校
原則として受け入れしない学校	5校	2校	14校	5校
受入人数に上限を設けている学校	8校	2校	—	—

(柏市教育委員会調べ)

⑤ 学校施設

- ◆ 市立小中学校の多くは、昭和40年代から50年代にかけて児童生徒数の急激な増加に対応して新規に整備されたものです【資料29】。このような整備から約40年が経過し、老朽化施設の改修・改築を行う段階にあります。

- ◆ 柏市の財政状況から、同時期に大量に整備された学校施設を一斉に改修・改築していくことは困難であり、現在は緊急性の高い施設から改修に取り組ん

でいます。また、阪神・淡路大震災以降、学校は「児童生徒の安全性確保」はもとより「安全な防災拠点の確保」の観点から、施設の耐震化や老朽施設の早期改修が求められています。東日本大震災の発生により、耐震化計画をより早める必要があります。耐震化については、平成22年度末の耐震化率は73.4%となっています。

【資料29】市立小中学校開校時期別学校数

	小学校	中学校
戦前	8校	—
昭和20年代	2校	7校
昭和30年代	5校	—
昭和40年代	8校	4校
昭和50年代	17校	7校
昭和60年代～	1校	2校

(柏市教育委員会調べ)

*37 学区外就学：柏市に住民登録がある児童生徒に対して、通学区域に基づきあらかじめ指定した小中学校以外の小中学校への通学を認めること。

*38 区域外就学：柏市以外に住民登録がある児童生徒に対して、柏市立の小中学校への通学を認めること。

- ◆ 東日本大震災に伴う原発事故により、学校施設においては放射能の除染が必要になっています。各学校では、保護者や地域住民の協力を得て除染作業を実施したところですが、今後とも放射線量の計測を継続的に行い、児童生徒の安全を確保する必要があります。柏市は除染計画を策定し、学校施設は最優先で除染を行うこととしており、市長部局と連携した対策をとっていきます。

(2) 家庭

- ◆ 教育環境調査<保護者対象>の「子育てや子どもの教育などに対する不安や悩みがあるか」を問う質問に対して、「とてもある」「少しある」と回答した割合は、小5及び中2の保護者とも約8割となっています【資料30】。多くの保護者が子育てに関する悩みや不安を抱えている現状が現れていると言えます。

【資料30】今、子育てや子どもの教育に対する不安や悩みはあるか

	小5の保護者	中2の保護者
とてもある	21.9%	26.4%
少しある	56.3%	55.6%
どちらともいえない	3.8%	6.3%
あまりない	16.3%	10.8%
全然ない	1.7%	1.0%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<保護者対象>)

- ◆ 基本的な生活習慣や学習習慣などは、保護者による教育が重要となります。教育環境調査<保護者対象>では、多くの保護者が行政に対して、放課後子ども教室 * 39 の充実や家庭教育情報の提供、子育て相談の充実、家庭教育学級や子育て講演会などの開催を希望しています【資料31】。このような希望に応えながら、保護者の教育力向上のための支援を充実する必要があります。

【資料31】子育てや子どもの教育についての行政に対する希望(複数回答(3項目))

	小5の保護者	中2の保護者
放課後子ども教室の充実	54.4%	35.4%
家庭教育に関する情報を提供して欲しい	40.9%	35.1%
子育て相談の場や機会を増やして欲しい	26.9%	25.6%
家庭教育学級・子育て講演会などを開催して欲しい	21.6%	23.9%
住民の自主的な活動を取り入れるような方法を考えて欲しい	14.0%	19.3%
子育て中の親との交流の場が欲しい	12.0%	16.8%
行政は、家庭教育にまで口を出すことは不要	4.1%	4.2%
その他	18.1%	19.3%
特になし	18.4%	25.6%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<保護者対象>)

* 39 放課後子ども教室：小学校の余裕教室を活用するなど、放課後や週末等の子どもたちの安全で安心な居場所を確保して、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施する事業。

- ◆ 教育環境調査<保護者対象>の「自分の子どもにどのような大人になってもらいたい
か」を問う質問に対する回答は、「自分の意志を持って、前向きに生きていける人」が最
も多く、「自分の責任をとれる人」がこれに続いています【資料32-①】。

また、同調査<教員対象>の同じ質問に対する回答もほぼ同様であることから【資料32-
②】、保護者と教員が望む子どもたちの将来像がおおむね一致していることが分かります。

【資料32-①】自分の子どもに将来どのような大人になってもらいたい(複数回答(3項目))		
	小5の保護者	中2の保護者
自分の意志を持って、前向きに生きていける人	68.7%	72.2%
自分の責任をとれる人	42.4%	41.0%
困っている人がいたら、助けてあげられるような人	32.2%	37.5%
常識のある人	36.8%	27.8%
心の強い人	33.9%	29.2%
人から信頼される人	28.4%	33.3%
人にも自然にもやさしい人	21.3%	19.1%
人として恥ずかしくない人	20.2%	18.8%
心の広い人	10.5%	11.5%
大人になってからも楽しめる趣味を持てる人	8.2%	9.7%
型にはまらず自由で、楽しい夢のある人	5.3%	3.8%
子どもの頃の気持ちを忘れない人	1.5%	1.7%
生き方がカッコいい人	0.3%	0.3%
その他	0.9%	1.4%
わからない	0.0%	0.3%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<保護者対象>)

【資料32-②】子どもたちに将来どのような大人になってもらいたい(複数回答(3項目))		
	小学校の教員	中学校の教員
自分の意志を持って、前向きに生きていける人	68.4%	60.4%
自分の責任をとれる人	41.2%	48.0%
困っている人がいたら、助けてあげられるような人	40.2%	36.8%
人から信頼される人	35.3%	40.8%
人にも自然にもやさしい人	28.4%	27.2%
常識のある人	21.2%	31.6%
心の強い人	24.9%	21.2%
人として恥ずかしくない人	16.9%	21.2%
心の広い人	15.1%	11.6%
大人になってからも楽しめる趣味を持てる人	5.1%	4.0%
型にはまらず自由で、楽しい夢のある人	5.3%	2.8%
子どもの頃の気持ちを忘れない人	1.6%	2.4%
生き方がカッコいい人	1.8%	0.8%
その他	2.0%	0.0%
わからない	0.2%	0.0%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<教員対象>)

- ◆ 教育環境調査<保護者対象>の「学校や教員にどのようなことを期待するか」を問う質
問に対する回答は、「楽しい学校になるように運営して欲しい」「子どものことに親身
になって欲しい」「子どもたちの人間関係がよくなるようにして欲しい」「いじめが起きな
いように指導力を発揮して欲しい」が上位となっており【資料33-①】、保護者の多くが、
学校における人間関係を心配していることがうかがえます。

一方、同調査<教員対象>の「保護者に対してどのようなことを希望するか」を問う質問に対する回答は、「子どもたちのしつけをして欲しい」「保護者自身に社会性を身に付けて欲しい」「子どもを甘やかすすぎないようにして欲しい」が上位となっており【資料33-②】、しつけをはじめとする家庭教育に対する要望が多くなっています。また「家庭が楽しくなるようにして欲しい」「子どもの健康面に気を付けて欲しい」「子どものことに親身になって欲しい」という回答がその後に続いており、子どもが安心して生活できる家庭環境づくりを求める声が大きくなっています。

【資料33-①】学校や教員にどのようなことを期待するか(複数回答(3項目))

	小5の保護者	中2の保護者
楽しい学校になるように運営して欲しい	67.5%	60.4%
子どものことに親身になって欲しい	49.4%	52.1%
子どもたちの人間関係が良くなるようにして欲しい	46.8%	52.4%
いじめが起きないように指導力を発揮して欲しい	44.4%	41.3%
子どもの成績を上げて欲しい	20.5%	27.1%
地域社会や自然との触れあいをすすめて欲しい	22.2%	15.6%
子どもたちのしつけをして欲しい	12.3%	8.0%
保護者の声を聞いて欲しい	8.2%	9.0%
空き教室などを地域の学習会などに使わせて欲しい	4.4%	3.8%
先生方が仲良くして欲しい	3.2%	4.9%
地域の人が自由に入れるような学校にして欲しい	2.9%	3.1%
先生が地域に出てきて欲しい	3.5%	1.4%
その他	5.0%	7.3%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<保護者対象>)

【資料33-②】保護者にどのようなことを希望するか(複数回答(3項目))

	小学校の教員	中学校の教員
子どもたちのしつけをして欲しい	69.6%	70.3%
保護者自身に社会性を身に付けて欲しい	57.4%	52.4%
子どもを甘やかすすぎないようにして欲しい	43.0%	50.2%
家庭が楽しくなるようにして欲しい	35.1%	36.3%
子どもの健康面に気を付けて欲しい	33.2%	29.3%
子どものことに親身になって欲しい	22.7%	31.5%
子どもの学歴や成績にこだわり過ぎないようにして欲しい	17.5%	18.3%
教師の意見を聞いて欲しい	11.8%	8.1%
保護者は地域に出て行って欲しい	5.7%	6.2%
子どもの成績を上げるように配慮して欲しい	2.4%	3.7%
その他	4.4%	4.4%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<教員対象>)

- ◆ P T Aが今後どのような活動をしたらよいかについては、教育環境調査<保護者対象>では参加方法に関する意見が多いのに対して【資料34-①】、教育環境調査<教員対象>では家庭教育に関する要望が多くなっています【資料34-②】。また、「特にない」と回答した割合が保護者に多いことが目立ちます。

【資料34-①】PTAは今後どのような活動や行動をしたらよいか(複数回答(3項目))		
	小5の保護者	中2の保護者
PTA活動が形式的になりすぎているので、多くの人が参加できるような方法を考えるべきだ	32.0%	36.2%
父親の参加が少ないので、父親の参加を促すべきだ	24.0%	27.2%
家庭教育に関する情報などを集めて、積極的に提供するようにすべきだ	24.6%	24.0%
今のPTAに学校のOB、OGを入れ、地域を挙げて活動ができるようにすべきだ	19.1%	18.5%
地域の人たちの能力や技術力を、学校支援になるようにその仲介の労を取るべきだ	16.1%	17.8%
学校の手伝いという内容が多いので、両者の責任と役割を分担できるようにするべきだ	18.2%	13.9%
家庭教育学級・子育て講演会などを、積極的に取り入れるべきだ	14.7%	13.6%
大学などの専門機関と協力して、子育て相談の窓口の設置などを検討するべきだ	10.3%	12.5%
子どもや家庭の実態などを把握するため、調査をするべきだ	10.6%	11.8%
学校の空き教室などに保護者が集まって、自由に話ができるような場所づくりに努めるべきだ	8.8%	8.4%
役員はほとんど一年で交代するが、複数年継続した方がいい活動ができると思う	6.2%	5.9%
その他	12.9%	12.2%
特にない	25.5%	24.0%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<保護者対象>)

【資料34-②】PTAは今後どのような活動や行動をしたらよいか(複数回答(3項目))		
	小学校の教員	中学校の教員
家庭教育学級・子育て講演会などを、積極的に取り入れるべきだ	40.1%	35.8%
家庭教育に関する情報などを集めて、積極的に提供するようにすべきだ	38.9%	33.7%
PTA活動が形式的になりすぎているので、多くの人が参加できるような方法を考えるべきだ	39.5%	28.5%
学校の手伝いという内容が多いので、両者の責任と役割を分担できるようにするべきだ	27.1%	24.4%
父親の参加が少ないので、父親の参加を促すべきだ	22.9%	23.2%
地域の人たちの能力や技術力を、学校支援になるようにその仲介の労を取るべきだ	20.6%	27.2%
今のPTAに学校のOB、OGを入れ、地域を挙げて活動ができるようにすべきだ	19.1%	22.0%
大学などの専門機関と協力して、子育て相談の窓口の設置などを検討するべきだ	17.4%	12.6%
子どもや家庭の実態などを把握するため、調査をするべきだ	11.3%	11.4%
役員はほとんど一年で交代するが、複数年継続した方がいい活動ができると思う	9.7%	10.6%
学校の空き教室などに保護者が集まって、自由に話ができるような場所づくりに努めるべきだ	9.7%	10.2%
その他	6.3%	10.6%
特にない	9.5%	12.2%

(柏市教育委員会・川村学園女子大学 教育環境調査<教員対象>)

- ◆ 近年、家庭教育の重要性が強く指摘されているところです。しかし、核家族化の進行や世帯規模の縮小、地域の間人関係の希薄化の中で、保護者が子育てやしつけ、教育に関する経験を共有しにくい状況にあります。また、仕事に追われるなどして保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕を持ちにくくなっています。このような状況の中で家庭教育を充実するためには、情報提供をはじめとする保護者に対する支援が必要です。また、保護者と学校、地域住民の間で、子どもたちの健全な成長を望む思いを共有し、相互の連携・協力による取り組みを充実させることが求められています。

(3) 地域

- ◆ 各学校は、地域のボランティアから様々な協力を得ながら教育活動を行っています。市立小中学校全体では、平成22年度は約5,000人に学校支援ボランティア*40として登録していただきました【資料35】。地域のボランティアによる学校支援の取り組みは、学校の教育活動にとって欠かせないものとなっており、また、子どもたちが地域の大人とふれあうきっかけにもなっています。このような学校支援あるいは子どもの健全な成長を支える活動をさらに発展させ組織的なものとするために、柏市では、平成20年度から22年度にかけて、モデル事業として4つの中学校区で学校支援地域本部事業*41を実施しました。それぞれの地域がその特色や実情を踏まえた仕組みづくりを進めてきましたが、今後この事業の成果や課題を踏まえた、学校と地域のより密接な関係づくりが必要です。

	読み聞かせ、図書室運営等	防犯、交通安全等	学習関係	部活動	花壇整備、清掃等	その他	計※
小学校	1,353人	1,175人	978人	41人	620人	56人	4,223人
中学校	102人	206人	112人	80人	304人	20人	824人
計	1,455人	1,381人	1,090人	121人	924人	76人	5,047人

※複数の活動への重複登録を除いています。したがって各項目の合計とは一致しません。
(柏市教育委員会調べ)

- ◆ 柏市では、平成19年度から、放課後子ども教室【前掲*39<31ページ>】を実施しています。平成23年度は16小学校区で実施し、平日は補充学習を、土曜日は体験学習講座を行っています。この事業は、地域住民の協力を得て実施しており、コーディネーター*42や学習アドバイザー、安全管理員の仕事を担ってもらっています。
- ◆ 各学校は、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、学校評議員*43から幅広く意見を聞いています。学校評議員制度の成果として、「地域・学校相互の情報提供が密になり相互理解が深まった」「安全対策の充実が図られた」「学校教育活動への地域の積極的な支援が得られた」など、学校と地域との連携強化に関することが多くあげられています。学校評議員には、各学校の学校評価*44にも携わってもらっており、評価者としての専門性を高めてもらうための支援が必要です。

*40 学校支援ボランティア：保護者や地域住民など、子どもの安全対策や学習支援、環境整備などに従事するボランティア。
 *41 学校支援地域本部事業：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加を調整する組織を設置し、学校のニーズと地域の力をつなぎ合わせようとする事業。
 *42 コーディネーター：いろいろな要素を調整して一つにまとめあげる人。放課後子ども教室においては、学校、家庭、地域のパイプ役として、様々な調整を行っています。
 *43 学校評議員：校長の求めに応じて、学校の教育目標、教育計画や地域との連携の進め方など学校運営について意見を述べる者。
 *44 学校評価：各学校が学校運営の改善を図るため、教育活動その他学校運営の状況について行う評価。各学校の教職員が行う評価（自己評価）と、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価（学校関係者評価）があり、自己評価の実施及び結果の公表が義務付けられています。

また、各学校では、ミニ集会 * 45 を開催しています。これまで以上に幅広い層の地域住民に参加してもらえよう、開催方法などについて工夫が必要です。

- ◆ 各地域においては、青少年の健全育成を目的として、青少年健全育成推進協議会 * 46 や青少年相談員 * 47、少年補導委員 * 48、子ども会 * 49 などが様々な活動を展開しています。いずれも子どもたちが明るく健やかに育つために、地域住民の参画により運営されています。
- ◆ 近年、地域社会における人間関係の希薄化が指摘されています。しかし、子どもたちは多様な人々との交わりの中で、様々な経験を通して成長していきます。地域がその機能を発揮し、地域全体で子どもの教育に携わることができるよう、学校、家庭、地域の連携を進める必要があります。

-
- * 45 ミニ集会：学校を中心に、身近な教育について教職員、保護者、地域住民が意見を交わす集会。学校、家庭、地域が相互に理解し合い、協力し合う環境づくりや、開かれた学校づくりを目指しています。
 - * 46 青少年健全育成推進協議会：青少年健全育成を目的に、小中学校と各種団体等（PTA、町会、青少年相談員、少年補導委員、子ども会、民生委員・児童委員など）で構成される組織。中学校区を単位として、小中学校と連携して様々な行事やパトロール、あいさつ運動などを実施しています。
 - * 47 青少年相談員：青少年健全育成を推進するために、千葉県及び柏市から委嘱を受け、様々な体験活動や啓発活動、非行防止パトロールなどを行う者。
 - * 48 少年補導委員：柏市から委嘱を受け、市内各地での街頭補導等を中心として、少年非行の未然防止のために不良行為の早期発見・指導や社会環境浄化活動などを行う者。
 - * 49 子ども会：子どもたちの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体。保護者や地域住民の支援のもと、学校外における遊びを通して、子どもたちが健やかに成長できるよう、様々な行事を行っています。

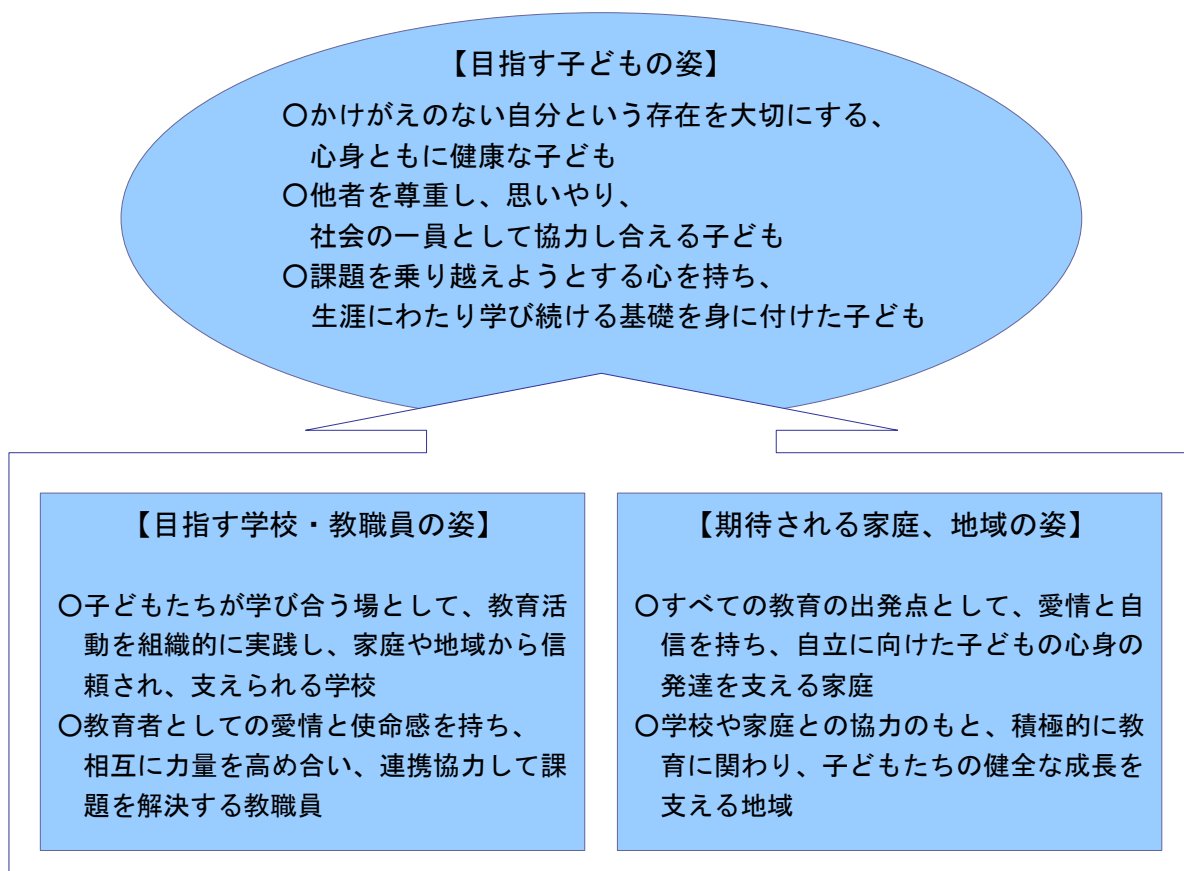
第3章 柏市の教育が目指す姿

第2章では、子どもの学力、心の育ち、体力、生活習慣などや子どもの教育に係る学校、家庭、地域の状況を見てきました。この第3章では、そこから見える望ましい状態を「柏市の教育が目指す姿」としてまとめました。

現在、社会の枠組みや価値観が大きく変動しており、その動きは今後さらに大きくなるだろうと言われています。そのような時代にあって、柏の子どもたちが充実した人生を送るためには、その基盤となる知識や能力、社会性などが必要です。教育の役割は、それらを育てることにほかなりません。そこで、教育の目標として「目指す子どもの姿」を設定しました。

「目指す子どもの姿」の実現に向け、学校及び教職員が果たす役割は非常に大きいものです。同時に、子どもたちは、家庭や地域で様々な経験を重ねて成長しています。近年では家庭教育の重要性も強く指摘されています。また、学校の教育活動は、家庭や地域との緊密な連携及び協力が必要です。そこで、「目指す子どもの姿」の実現のために、「目指す学校・教職員の姿」を設定するとともに、家庭や地域に期待される役割を「期待される家庭、地域の姿」として示しました。

柏市の教育行政は、それらの「姿」の実現に向け、今後9年間の取り組みにおいて、福祉その他の分野との連携・協力を進めつつ、学校教育及び社会教育の分野において積極的な施策展開を図ってまいります。



1 目指す子どもの姿

かけがえのない自分という存在を大切にす、 心身ともに健康な子ども

- ◆ 第2章では、子どもたちには他者を思いやる気持ちがある一方で、自分の思いを表現しない子どもが多く、また、学年が上がることに伴い自己肯定感が乏しい子どもが増える傾向が見られました。全国的に、子どもの自殺が絶えない現状もあります。また、基本的な生活習慣に課題がある子どもが一定の割合でいることや女子生徒の運動機会が減少傾向にあることも分かりました。
- ◆ 家族やまわりの人から見守られ、支えられ、大切にされている自分に気付くこと。長い年月をかけて受け継がれてきた自分の命の尊さを知ること。自分を見つめ直し、自分自身をよく知ること。このようなことを通して、子どもたちが、自分がかけがえのない存在であることを深く心に刻み、自分自身を大切にす気持ちを育てることが必要です。
- ◆ 自分自身を大切にすることは、他者を思いやったり、自分に自信を持ったりするためにも必要です。自分に対する自信は、夢や目標を抱き、豊かな社会をつくる営みに主体的に参画する意欲につながります。
- ◆ 自分を大切にすることは、健康に留意し、体力を養うことでもあります。適切な生活習慣を確立して、心身ともに健康を保ち、活力ある生活を送るとともに、運動を通じて体力を養うことが必要です。体力は、集中力や継続力、意欲といった精神面の充実に関わっており、心の育ちや学力にも大きく影響します。

他者を尊重し、思いやり、 社会の一員として協力し合える子ども

- ◆ 第2章では、規範意識[前掲*1<7ページ>]の低さやいじめ、暴力行為など、子どもたちの心の育ちに関する課題が多く見られました。
- ◆ 人は一人では生きられず、他者や社会との関わりの中で支え合いながら生活しています。自分自身がかけがえのない存在であるのと同じように、他者もまたかけがえのない存在であることを知り、他者を尊重し、思いやりを持って接することが必要です。社会は、多様な価値観を持った人々によって構成されており、互いの価値観を尊重しながら、協力し合うことが必要です。
- ◆ 社会の一員として生きるためには、基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けること、良心に従い行動すること、自他の生命を尊重することなどが必要です。また、人は、他者や社会との関わりの中で、様々な体験を重ねることで自分自身をよく知るとともに、その関わりの中で生きる自分を実感することで自信を深めます。

- ◆ 文化や経済の活動は、地球規模で展開されており、今後ますますその傾向が強まると予測されています。また、環境保全や平和の問題についても、地球的視野で考えることが求められています。そのような中で、国際社会に生きる人として、自分が属する社会の文化や価値観を理解し尊重するとともに、それとは異なる文化や価値観を尊重する態度を身に付ける必要があります。

課題を乗り越えようとする心を持ち、 生涯にわたり学び続ける基礎を身に付けた子ども

- ◆ 第2章では、学力面において、基礎的・基本的な知識・技能の活用に課題があることや、関心、意欲が小6と比べ中3で低下する傾向にあること、学習時間の個人差が開いていることなどが分かりました。
- ◆ 子どもたちの学習意欲や学習習慣は、社会の変動に伴う将来への不安や家庭環境などの影響を受けており、これが学習時間の個人差などに現れていると考えられます。次代を担う子どもたちが自分の能力を最大限に生かして活躍するためには、学校、家庭、地域が連携・協力して、子どもたちの学ぶ意欲を喚起しなければなりません。そして、生涯にわたり学び続ける基礎となる知識や技能、態度などを育てる教育が必要です。
- ◆ 人は、様々な課題に直面し、それを乗り越えることで成長します。今後、社会環境の変化に伴い、今までにない新たな課題が次々と現れることでしょう。あきらめずに新たな課題に挑戦していく気持ちを育てることが必要です。
- ◆ 21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。このような社会においては、知識・技能を常に高める必要があります。生涯にわたって学び続けることが求められていると言えます。学校教育法においても、小中高等学校の教育について、生涯にわたり学習する基盤を培うことの大切さが示されています*50。

*50 学校教育法第30条第2項(第49条、第62条)：「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」

2 目指す学校・教職員の姿

子どもたちが学び合う場として、教育活動を組織的に実践し、 家庭や地域から信頼され、支えられる学校

- ◆ 学校は、一人では習得できないものを、教職員の指導のもとに系統的、継続的に、仲間とともに学ぶことで習得していく場所です。また、学校には、子どもたちが人と人との関わりの中で学び合う場としての役割があります。子どもたちは、授業や学級活動、児童会・生徒会活動、部活動、学校行事など様々な集団活動を通して、知識・技能、態度や社会性を身に付けていきます。
- ◆ 一人一人の子どもの育ちと学びを活性化するには、学校の取り組みに対して、一人一人の教職員が前向きに関わっていくことが求められます。そのためには、学校全体で課題を共有し、教職員が同じ目標に向かって教育活動に取り組む必要があります。また、教職員同士が学び合い、力量を高め合う取り組みも必要です。特に、若い教員の増加や保護者からの学校に対する要望の多様化、複雑化などが顕著な現状においては、一人一人の教職員の力を最大限に生かすためにも、学校の組織的な取り組みが重要になります。
- ◆ 子どもたちが抱える様々な問題は、学校の力だけで対処しきれないものではありません。授業と家庭学習、家庭での生活規律と学校での集団規律、非行防止・健全育成面での学校と地域の取り組みなど、学校と家庭や地域は相互に影響し合う関係にあります。「目指す子どもの姿」の実現に向けて、家庭や地域とともに子どもの教育にあたるという視点に立ち、家庭や地域との連携に配慮した体制づくりなど、開かれた学校運営を目指す必要があります。

このような学校運営のためには、学校が家庭や地域から信頼され、支えられる存在であることが求められます。地域に根ざした学校として、学校の教育方針や抱えている課題などの情報を積極的に発信するとともに、学校全体で保護者や地域住民の要望を真摯に受け止めることが必要です。また、子どもを安心して通わせられる学校として、教育内容や教育環境の向上に努めることも重要です。
- ◆ 上記のような学校の姿は、行政上の支援なしには成り立ちません。教育委員会には、学校の創意工夫により、それぞれの地域や児童生徒の実情に応じた教育が展開されるよう、学校の主体的な取り組みを支援する役割があります。人的、物的な資源や情報などを学校に提供することで、学校の力が最大限に発揮できる教育環境をつくるのが大切です。

教育者としての愛情と使命感を持ち、 相互に力量を高め合い、連携協力して課題を解決する教職員

- ◆ 教育は「人が人を育てる」ことです。素晴らしい教材や施設、設備などを準備しても、それらを使い、その教育的効果を発揮させられる「人」がいなければ、それらは機能しません。その意味で、教職員の力量の向上は、最も重要な課題です。
- ◆ 子どもたちの教育に携わるという職責から、教職員には、目の前にいる子どもと真剣に向き合い、子どもの発達を十分理解しつつ、喜びや悲しみを共有し、悩みや思いを受け止めて指導できるような教育的な愛情が欠かせません。また、次代を担う子どもたちを教え育てるという重要な仕事に対する使命感に基づき、自発的・積極的に職責を果たそうとする態度が求められます。
- ◆ 教職員は、自らの教育活動の結果を振り返って考察し、次の実践に生かしていくことが必要です。また、お互いに学び合うことによって、子どもを理解する力、授業や学級運営などの実践的な指導力、課題解決能力など、様々な力量を高め合っていくことが求められます。我が国の学校では、伝統的に教員同士が協働してお互いの授業を検討し、改善に結び付けていくことによって、力量の向上を図ってきました。「授業研究」と呼ばれるこのような取り組みを通して、教職員同士が学び合い、切磋琢磨するとともに、経験や知識、技術を若い世代に伝えていく機会をさらに充実させる必要があります。
- ◆ 学校が抱える課題が多様化し複雑化している現状においては、教職員一人一人の努力や誠意だけでは対応は難しいと言えます。また、子どもたちの学校生活は、一つの授業や一つの部活動がそれぞれ独立して営まれているのではなく、学校の全時間帯・全領域に広がっています。教職員集団全体として子どもたちの学校生活に責任を負っていると考えする必要があります。
- ◆ 教育委員会は、教職員を取り巻く様々な課題に対応できるよう、上記のような取り組みを支援し、また、各種教職員研修を充実させ、教職員の力量の向上に向けた取り組みを強化しなければなりません。

3 期待される家庭、地域の姿

すべての教育の出発点として、愛情と自信を持ち、自立に向けた子どもの心身の発達を支える家庭

- ◆ 家庭は、子どもがこの世に誕生してはじめて経験する生活の場です。大人からの愛情の中で、自分はかけがえのない存在なのだという感情をはぐくむことは、家庭の大きな役割です。また、子どもは、まわりの大人に信頼され認められている自分を発見し、その信頼が自信につながることで、自分の可能性に自発的・意欲的に立ち向かい、自立していきます。家庭は、衣食住などの生活基盤であるだけでなく、このような自立に向けた成長の基盤となる場所です。
- ◆ 家庭生活で経験する一つひとつのことが、子どもの心身の発達に影響を与えます。基本的な生活習慣や他者に対する思いやり、規範意識、自制心などを養うことは、家庭生活と密接に関わっており、家庭はすべての教育の出発点と言えます。
- ◆ 家庭教育は、基本的には各家庭に委ねられているものですが、悩みや不安を抱えている多くの保護者が、自信を持って子育てができるよう、学校や地域、福祉関係機関などが連携して、支援していく必要があります。

学校や家庭との協力のもと、積極的に教育に関わり、子どもたちの健全な成長を支える地域

- ◆ 子どもの生活は、学校だけあるいは家庭だけで営まれているのではなく、地域にも広がっています。地域社会には、学校や家庭だけでは経験できないことがあり、また、世代を超えた多くの人たちとのつながりがあります。子どもは、その中で多様な人間関係や社会性を学び、たくましく育っていきます。
- ◆ 子どもの成長には、学校、家庭、地域が相互に影響し合っており、この三者が協力し合うことによって、子どもの健全な成長を支えることができます。
- ◆ 地域の子どもの通う学校も、地域からの影響を強く受けており、このことが学校ごとの特色ある教育活動につながっています。
- ◆ 地域社会における人間関係の希薄化が指摘される中にも、既に多くの市民が、学校に対して様々な協力を寄せています。子どもの学校生活も、家庭での子育ても、安心・安全な地域環境づくりなども、より積極的な地域の協力を必要としており、地域ぐるみで子どもの教育に関わることの重要性は増しています。子どもたちの健全な成長を支えるという共通認識のもとに、地域社会は今ある活動をより活性化させることを期待されています。

第3部 基本計画(前期:平成24年度～27年度)

第1章 基本計画の枠組み	44
1 基本的な考え方	44
2 基本方針	44
3 施策展開の方向	46
4 施策体系	47
第2章 施策の内容	48
第3章 施策の推進に当たって	74
1 推進体制	74
2 重点的な取り組み	74
3 達成指標	76

第1章 基本計画の枠組み

1 基本的な考え方

基本構想の「柏市の教育が目指す姿」では、子ども、学校・教職員、家庭、地域の「姿」を設定しました。これらの「姿」の実現には、学校、家庭、地域で行なわれている教育活動が充実し、活性化していることが必要です。教育行政の役割は、これらの教育活動を様々な形で支援し、また、適切な仕組みをつくるなど、教育振興のための条件整備だと言えます。

したがって、前期の基本計画では、「柏市の教育が目指す姿」の実現に向けて、平成24年度から27年度までの教育条件整備に係る取り組みを体系的に整理し、柏市の子どもへの教育に係る施策全体の姿を示すこととします。

2 基本方針

みんなでつくる魅力ある学校

～ 学びの確保 学びを支える組織 学びへの支援 ～

基本構想の「柏市の教育が目指す姿」は、「目指す子どもの姿」の実現に向け、学校及び教職員が果たす役割は非常に大きいものです。同時に、子どもたちは、家庭や地域で様々な経験を重ねて成長しています。」<37ページ8～9行目>とし、大人が子どもの教育に関わることの重要性を示しています。また、学校、家庭、地域が協力し合うことが、子どもの健全な成長を支えることにつながるとしています。

このような学校、家庭、地域の連携体制については、これまでも重視してきたところです。そのような中で、東日本大震災やそれに伴う原発事故への対応は、地域社会における学校の役割を見つめ直すきっかけになりました。

東日本大震災では、被災地の多くの学校は、避難所として、避難生活を支える地域の拠点となりました。そこでは、大人も子どももみんなが支え合い、地域の復興に向けて助け合う姿が見られました。学校は、地域において最も安全で安心できる場所であることが求められています。また、それと同時に、地域の核として地域住民同士のつながりを強める存在でもあることを改めて認識したところです。

柏市においても、原発事故に伴う各学校の除染作業に、多くの保護者、地域住民の協力をいただきました。子どもの安全に対する地域の大人の思いが、学校という存在を軸にしてつながった結果だと考えられます。また、それまでに培ってきた学校、家庭、地域の関係づくりが力を発揮した地域も見受けられました。

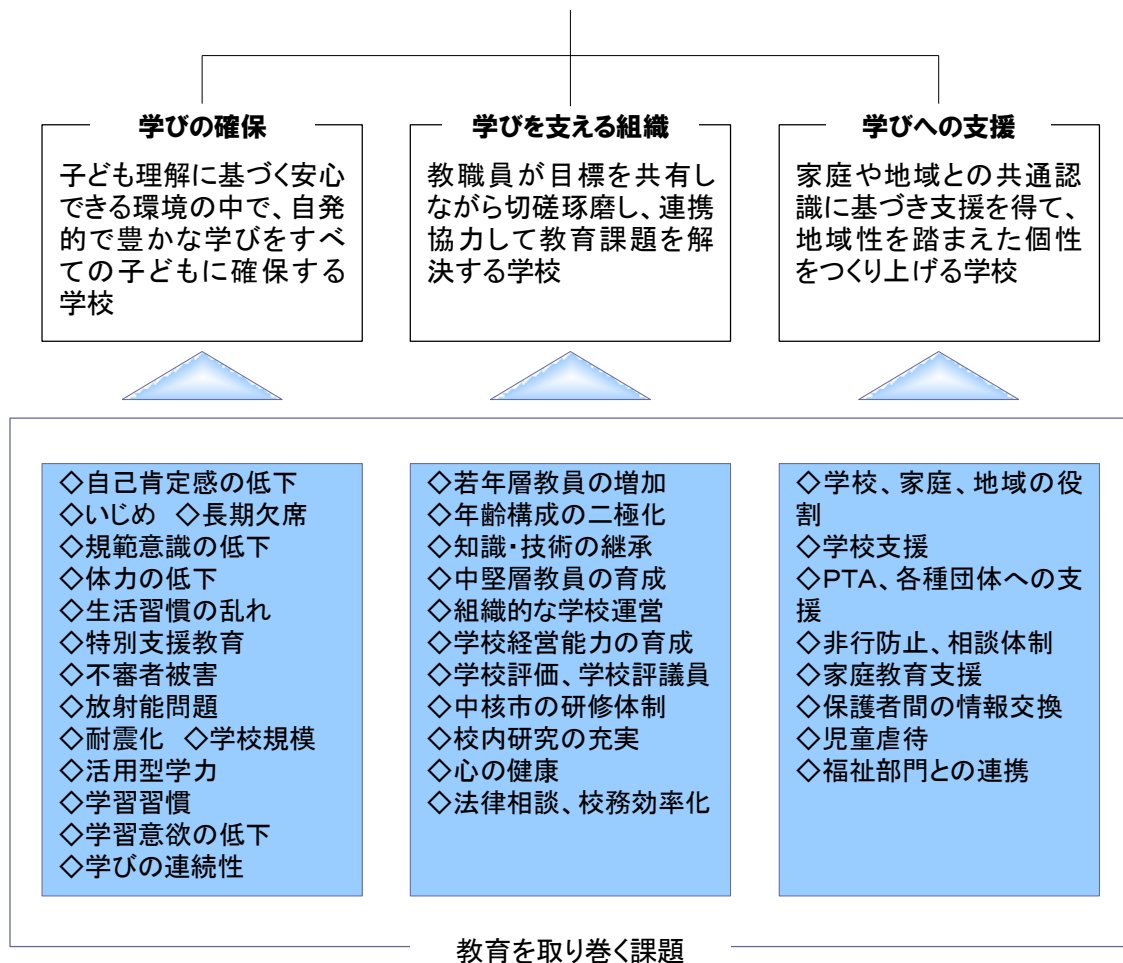
子どもの教育という観点から見た場合には、学校は、子どもたちが社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場です。このことは、地域から見ると、地域社会の将来を担う人材を育てる場ということであり、学校が地域社会の中で重要な役割を担っているのは言うまでもありません。また、基本構想の「柏市の教育が目指す姿」で「子どもたちが抱える様々な問題は、学校の力だけで対処しきれるものではありません。・・・学校と家庭や地域は相互に影響し合う関係にあります。」〈40ページ 13～16 行目〉「学校が家庭や地域から信頼され、支えられる存在であることが求められます。」〈40ページ 19～20 行目〉としているように、学校が役割を担うためには、家庭や地域からの支えを必要としています。

以上のようなことを踏まえ、子どもの教育への大人の関わりについては、学校を軸とした整理と、多くの人に関わってもらってよりよい学校をつくるという観点が重要だと考えました。

そこで、基本計画（前期：平成 24 年度～27 年度）においては、基本方針を「みんなでつくる魅力ある学校 ～学びの確保 学びを支える組織 学びへの支援～」としました。

なお、「学びの確保」「学びを支える組織」「学びへの支援」は、教育を取り巻く課題を踏まえた上で、学校づくりにおいて必要となる観点を示したものです。

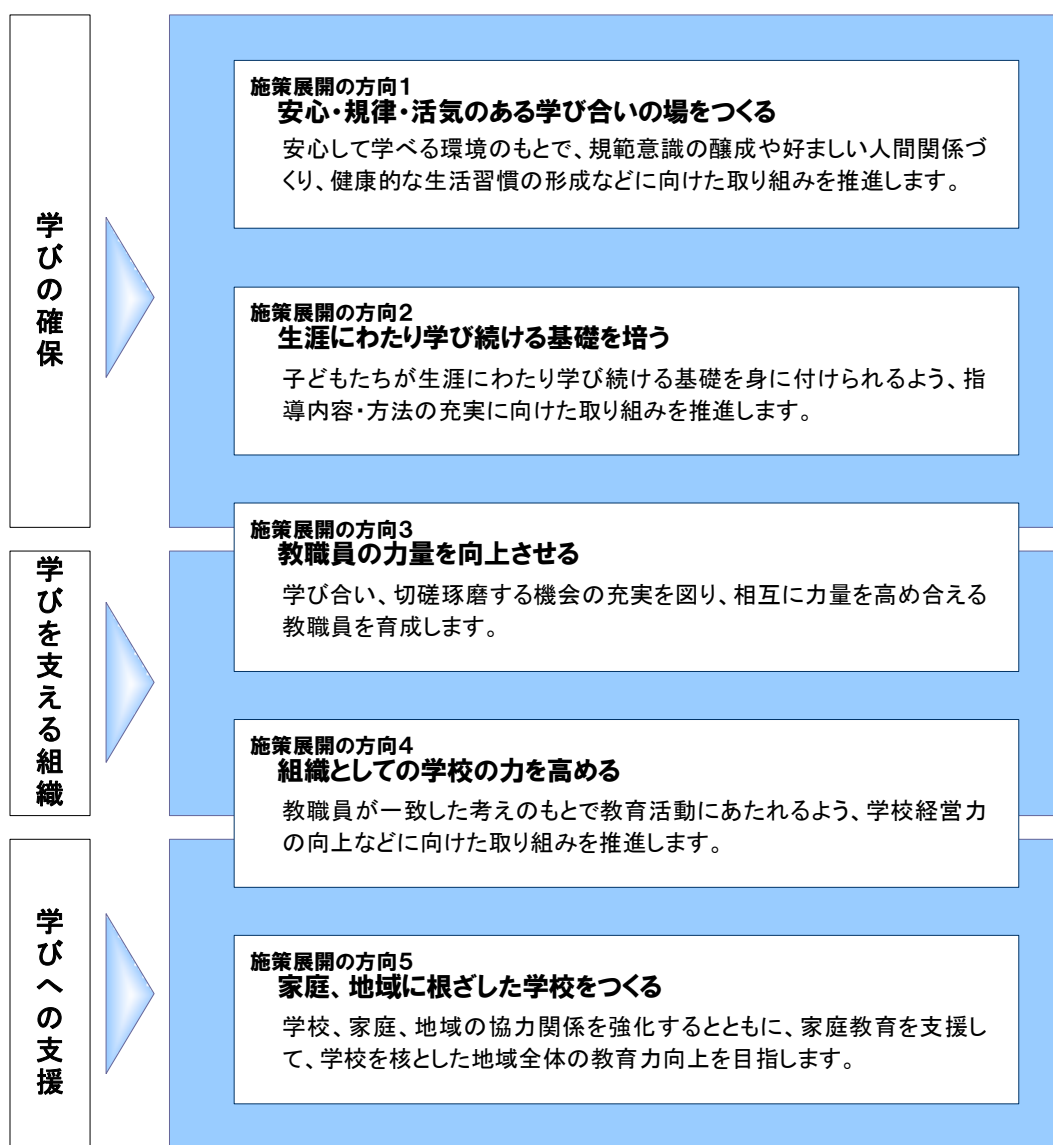
＜みんなでつくる魅力ある学校＞



3 施策展開の方向

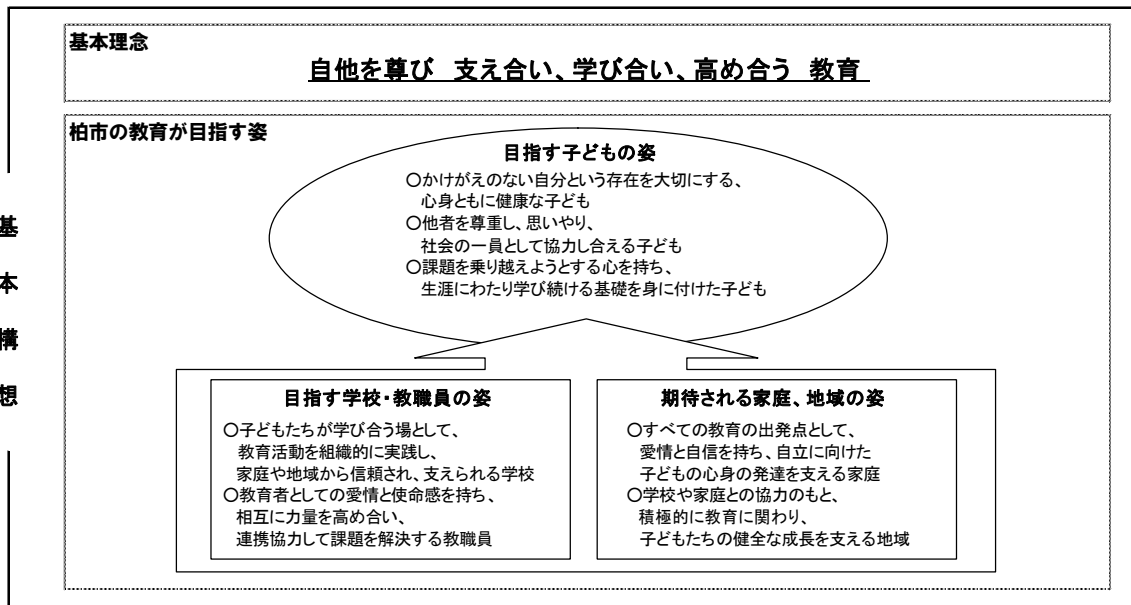
- 施策展開の方向1 安心・規律・活気のある学び合いの場をつくる
- 施策展開の方向2 生涯にわたり学び続ける基礎を培う
- 施策展開の方向3 教職員の力量を向上させる
- 施策展開の方向4 組織としての学校の力を高める
- 施策展開の方向5 家庭、地域に根ざした学校をつくる

基本方針「みんなで作る魅力ある学校」に沿った施策の実施に当たり、「学びの確保」「学びを支える組織」「学びへの支援」の3つの観点を踏まえ、施策の基本的な枠組みとして5つの施策展開の方向を設定しました。

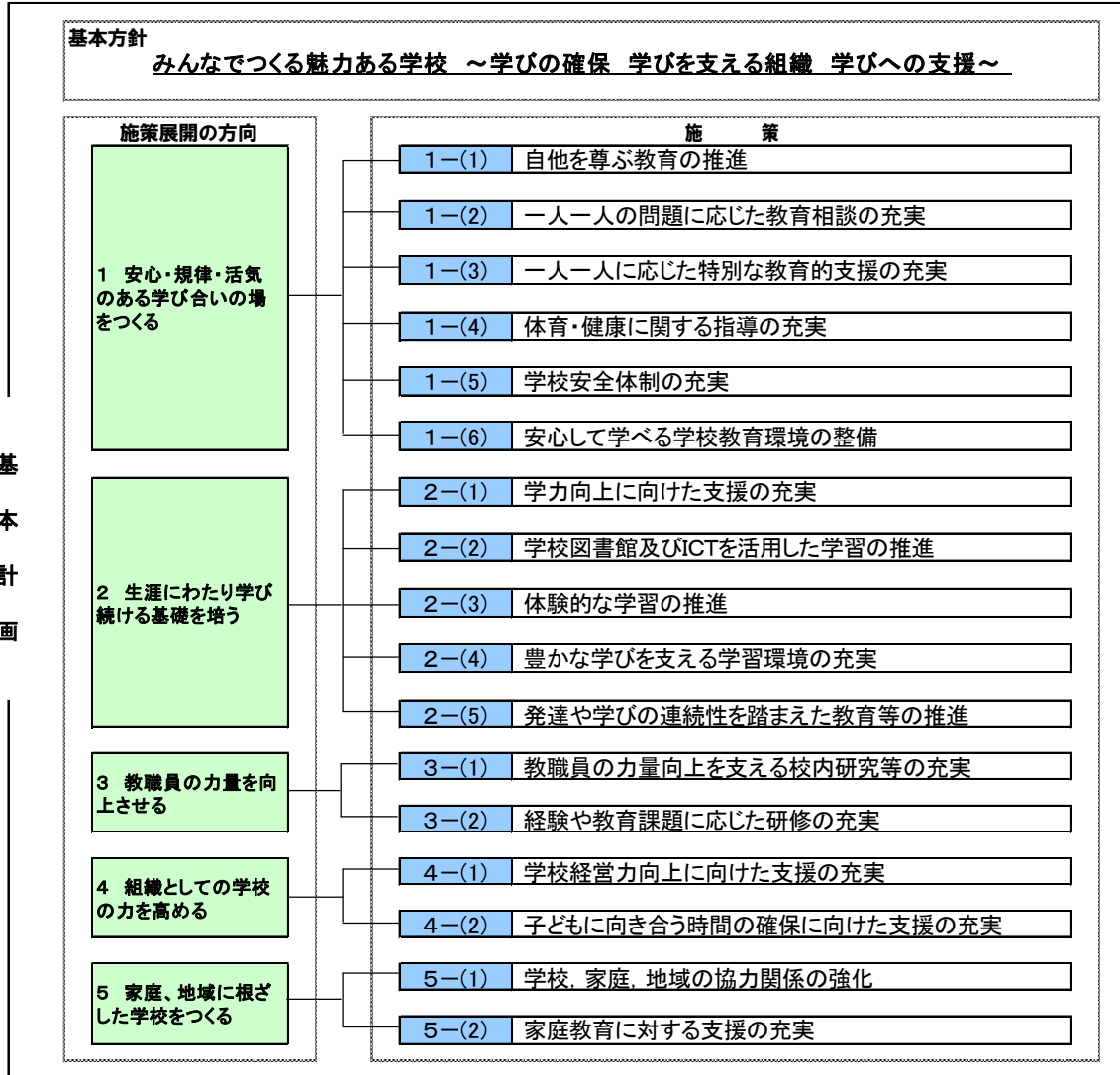


4 施策体系

基本構想



基本計画



第2章 施策の内容

施策番号	施策名称	取り組みの方向	ページ
1-(1)	自他を尊ぶ教育の推進	①道徳教育の充実 ②生徒指導体制の充実 ③いじめ対策の推進 ④人権尊重教育の推進	49
1-(2)	一人一人の問題に応じた教育相談の充実	①教育相談体制の充実 ②長期欠席対策の充実	51
1-(3)	一人一人に応じた特別な教育的支援の充実	①発達障がいに関する理解啓発 ②校内支援体制の整備充実 ③特別支援教育補助員の適正配置 ④NPO 法人等の協力による日本語・教科学習指導	52
1-(4)	体育・健康に関する指導の充実	①運動に親しみ、体力の向上を図る取り組みの推進 ②部活動の活性化の支援 ③保健教育の充実 ④食育の推進	53
1-(5)	学校安全体制の充実	①防災、防犯及び交通安全教育の充実 ②学校や地域における安全対策の強化	55
1-(6)	安心して学べる学校教育環境の整備	①耐震補強整備 ②除染等の推進 ③校舎等改修整備 ④柏北部中央地区新設学校整備 ⑤学校規模の適正化 ⑥一時的な教室不足への対応 ⑦給食施設、調理機器の老朽化対策 ⑧給食コストの削減	56
2-(1)	学力向上に向けた支援の充実	①学力向上関係事業の改善 ②教育課程の編成・実施に対する支援 ③学習習慣の形成に向けた啓発	58
2-(2)	学校図書館及びICTを活用した学習の推進	①学校図書館及びICTを活用した授業に対する支援等 ②学校図書館及びICTの活用に係る教員の力量向上	59
2-(3)	体験的な学習の推進	①外部人材・施設を活用した体験的な学習の推進 ②環境教育の推進 ③キャリア教育の推進 ④ものづくり体験や芸術体験の推進 ⑤伝統・文化、国際理解、平和に関する教育の推進	60
2-(4)	豊かな学びを支える学習環境の充実	①学校図書館の学習情報センター化 ②ICT機器等の整備充実 ③子どもたちの学習活動を支える人的支援 ④備品の更新、財産管理の徹底	62
2-(5)	発達や学びの連続性を踏まえた教育等の推進	①幼児教育研究の充実 ②幼稚園・保育園と小学校の連携の推進 ③小学校と中学校の連携の推進 ④魅力ある市立高校教育の推進	63
3-(1)	教職員の力量向上を支える校内研究等の充実	①指導主事によるきめ細かな支援 ②研究指定校に対する支援 ③研究成果等の共有化	65
3-(2)	経験や教育課題に応じた研修の充実	①若年層教員の力量向上 ②中堅層教員の力量向上 ③専門的な研修の充実 ④研修拠点の整備	66
4-(1)	学校経営力向上に向けた支援の充実	①管理職の育成 ②教務主任、研究主任等の力量向上 ③学校評価の充実 ④家庭、地域の声を生かした学校づくり ⑤個性的な学校づくりの支援	68
4-(2)	子どもに向き合う時間の確保に向けた支援の充実	①校務の効率化 ②心の健康を保つための対策の充実 ③学校法律相談の充実 ④事故対策教員の配置	70
5-(1)	学校、家庭、地域の協力関係の強化	①学校支援体制の充実 ②PTAや青少年健全育成団体等への支援 ③青少年の非行防止と相談体制の充実	71
5-(2)	家庭教育に対する支援の充実	①情報提供の充実 ②情報交換の場の設定 ③児童虐待への対応 ④保護者の経済的負担の軽減	73

施策1-(1) 自他を尊ぶ教育の推進

子どもたちが、人と人、人と社会、人と自然などの豊かなふれあいの中で、自分と自分を取り巻くものとのつながりを深く意識して、自らの人生をよりよく生きていくためには、自他を尊重する心の育成が大変重要です。また、規範意識[前掲*1<7ページ>]や公共の精神などを醸成することが求められています。そのため、道徳教育や生徒指導などを充実することで、互いに尊重し合い、協力し合える好ましい人間関係をはぐくむとともに、子どもたちが自分のよさや可能性に気付きながら、社会性を培って自己実現を図ることを支援します。

取り組みの方向 ① 道徳教育の充実

- ◆ 子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などをはぐくむ観点から充実した道徳教育が展開されるよう、道徳の指導に関する実践事例集を作成します。これにより、各学校がすぐれた実践事例を共有するとともに、全校的な体制の下で指導計画づくりを推進し、道徳の時間の指導方法の工夫改善ができるよう支援します。
- ◆ 2年経験者研修において道徳の研究授業を必ず行い、指導主事[前掲*10<14ページ>]や管理職などから指導助言を受けられるようにすることで、若年層教員を支援します。
- ◆ 道徳の時間において活用できるよう、副読本を中学校各学年の生徒に配布します。
- ◆ 各学校が積極的に道徳の時間の授業を公開できるよう支援します。広く保護者や地域住民に公開し、多くの意見を得て、道徳の時間の授業の改善・充実を図れるようにします。

取り組みの方向 ② 生徒指導体制の充実

- ◆ 生徒指導上の課題には、基本的な生活習慣の育成や規範意識醸成、喫煙や薬物乱用、暴力行為、いじめ、情報モラル[前掲*2<8ページ>]など様々なものがあり、児童虐待が背景にある場合もあります。生徒指導を進めるに当たっては、学校全体の教職員の一致協力した指導ができるよう協力体制を確立し、学校教育活動全体を通して子どもたちとの信頼関係を築き、主体的・自律的な生活態度の育成に努める必要があります。そこで、各学校の生徒指導主任を対象とした協議会を開催し、生徒指導全般にわたる事例検証や情報交換などを実施します。これにより、生徒指導主任を中心とした各学校における生徒指導体制の充実を支援するとともに、保護者や地域住民への情報提供や連携の強化を図り、多岐にわたる生徒指導上の課題解決を目指します。
- ◆ 学校において対応に苦慮する生徒指導上の問題が起こった場合には、関係小中学校の職員や警察、児童相談所、市長部局の家庭児童相談室などと連携して対応します。

取り組みの方向 ③ いじめ対策の推進

- ◆ いじめの早期発見のためには、子どもたちが発する小さな兆候を見逃さないよう子ども理解を進めるとともに、相談したいという信頼関係を築いて、子どもたちの声が教職員に届くようにする必要があります。また、学校全体で組織的に早期対応を図り、学校として被害者を守るとともに、人権尊重の精神に立った再発防止・予防的な生徒指導が重要になります。そこで、様々な機会を通じて、いじめ問題の解消に向けた各学校の取り組みを支援します。

- ◆ 毎学期、いじめに関する状況調査を実施し、未解消事案が残る学校には指導主事を派遣して解消を図ります。

取り組みの方向 ④ 人権尊重教育の推進

- ◆ 人権尊重教育に関する研修会を開催することにより、教職員の人権尊重教育に関する指導力向上と児童生徒の人権意識の高揚を図り、いじめや差別のない学校づくりを支援します。また、男女共同参画などに関する啓発資料を作成し、すべての教職員に配布します。

施策1-(2) 一人一人の問題に応じた教育相談の充実

いじめ、長期欠席[前掲*11<15ページ>]（以下、長欠）、非行などの問題や、学習や対人関係の悩み等による学校への不適応感など、一人一人の子どもの教育上の問題は様々です。子どもたちが安心して成長していける環境をつくる上で、本人やその保護者などに問題解決に向けた助言を行う教育相談は大変重要です。そのため、学校内の教育相談体制や市立教育研究所の教育相談を充実させ、また、長欠児童生徒の早期の学校復帰に向けて支援します。

取り組みの方向 ① 教育相談体制の充実

- ◆ 心身の悩みや対人関係の問題などの解決に向けたスクールカウンセラー[前掲*16<15ページ>]の配置や、教室に入れず相談室や保健室で過ごす中学校生徒の相談相手になり学習支援を行うメンタルフレンド[前掲*17<15ページ>]の配置により、校内教育相談体制を充実させます。また、各種教職員研修において、教育相談に関するテーマを取り上げ、個々の教職員の教育相談に関する力量向上を図ります。
- ◆ 各学校や市立教育研究所に寄せられた相談のうち対応に苦慮する事案については、より適切な判断を行うために、県立柏特別支援学校や市長部局の児童育成課などと連携して、定期的な協議を行います。
- ◆ 市立教育研究所における面接や電話による教育相談を充実させます。面接相談については、臨床心理士による継続的な相談や検査などを実施していますが、解消までに幾度も相談を重ねる事案が多く、また相談件数の増加に伴い、申込みから相談までの期間も長くなっているため、相談員の増員に努めます。
- ◆ 就学相談[前掲*22<23ページ>]は、長期的な視点での的確な教育的支援が行えるよう、市長部局のこども発達センターとの連携を深めます。

取り組みの方向 ② 長期欠席対策の充実

- ◆ 長欠児童生徒に対して、学校復帰につながるよう継続的な支援を行います。
- ◆ 適応指導教室[前掲*13<15ページ>]「きぼうの園」や学習相談室[前掲*14<15ページ>]における学習支援や相談業務の充実に努めます。特に、教育相談訪問指導員[前掲*15<15ページ>]による家庭訪問や相談の体制を一層整えて、長欠児童生徒の学習相談室への通室や学校への復帰を支援します。
- ◆ 中学校へのメンタルフレンドの配置により、相談室や保健室で過ごす生徒の教室への復帰を支援します。
- ◆ 学期ごとにすべての市立小中学校の長欠担当者による長欠対策研究協議会を開催し、情報を共有するとともに、教育相談訪問指導員が参加する地区別会議で、小中学校が連携した長欠対策について定期的な情報交換を行います。

施策1-(3) 一人一人に応じた特別な教育的支援の充実

近年、発達障がい[前掲*23<23ページ>]に対する理解が進んできていることもあり、これを含めた種々の特別な教育的ニーズに応じた支援体制の整備が求められています。また、特別支援学級[前掲*21<23ページ>]だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒への支援も必要になってきています。そこで、障がいのある子どもたちの自立と社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、特性に応じた指導と必要に応じた支援の充実に取り組みます。また、帰国・外国人児童生徒がより早く日本の学校生活に馴染み、居場所がつかれるよう、受入体制を充実させます。

取り組みの方向 ① 発達障がいに関する理解啓発

- ◆ 発達障がいに関して、正しい理解がなされていないため、誤解や偏見を招き、様々なトラブルに発展することがあります。そこで、教職員が発達障がいについて理解を深めるとともに、適切な指導や必要な支援が行えるよう、研修を充実させます。また、障がいのあるなしに関わらずすべての保護者に正しく理解してもらえよう、啓発に取り組みます。

取り組みの方向 ② 校内支援体制の整備充実

- ◆ 各学校では、全校的な支援体制の確立のため、校内委員会を設置し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行っています。この充実を図るため、特別支援教育専門指導員[前掲*25<23ページ>]などが各学校を訪問し支援方法等について助言する巡回相談[前掲*26<23ページ>]や、市立教育研究所の教育相談、就学相談[前掲*22<23ページ>]との連携を進めます。

取り組みの方向 ③ 特別支援教育補助員の適正配置

- ◆ 特別支援学級の入級者の増加に伴い、特別支援教育補助員[前掲*24<23ページ>]の需要が高まっており、各学校の希望通りには配置できない状況があります。そこで、増員に向けた調整を行いつつ、限られた人数の中でより必要性の高い学校に配置できるよう、年度途中の配置校変更も含めた対応を図っていきます。
- ◆ 特別支援教育補助員を対象とした研修を実施するとともに、巡回相談を通じた助言などにより、補助員の力量向上に努めます。

取り組みの方向 ④ NPO法人等の協力による日本語・教科学習指導

- ◆ 日本語がよく分からないまま市立小中学校に編入学する児童生徒が増加する傾向にあり、一人一人に対応した日本語や教科学習の指導が必要になっています。また、指導期間が長期にわたるケースがあります。そこで、現在、NPO法人等の協力により実施しているきめ細かな指導を継続することで、対象児童生徒が早期に学校生活に適應できるよう支援します。

施策1-(4) 体育・健康に関する指導の充実

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、健康的な生活習慣を形成することが必要です。そこで、健康で活力ある生活を営むことができるよう、体育・健康に関する指導を充実します。

取り組みの方向 ① 運動に親しみ、体力の向上を図る取り組みの推進

- ◆ 新学習指導要領 * 51、52 に対応した体育に関する指導の工夫改善を図るとともに、研修の充実により教員の体育指導力の向上を図ります。そのために、千葉県小中学校体育連盟 * 53 柏支部体育研究部教科研究部会と連携して、体育指導のあり方について授業研究を進め、研修会などで各学校へ周知します。また、各学校における実践をまとめ、実践事例集として作成、配布することで、すぐれた実践の共有化に努めます。
- ◆ 体育及び部活動において活用できるよう、中学校生徒に副読本を配布します。
- ◆ 主に特別な支援を必要とする小学校児童を対象に、運動することの楽しさや集団活動、身体表現を通じたコミュニケーション能力の重要性を体験させるために、体育授業をサポートする指導員をNPO法と連携して小学校に派遣します。
- ◆ 武道をはじめ体育及び部活動の指導に当たっては、安全に十分配慮して実施できるよう、各学校への指導助言にあたります。

取り組みの方向 ② 部活動の活性化の支援

- ◆ 専門的な指導力を備えた指導者を必要とする中学校に対し、教員の指導に協力する民間の部活動指導者を派遣し、部活動の活性化を図ります。また、各学校が持つ地域のネットワークを生かして、指導者人材の確保に努めます。

取り組みの方向 ③ 保健教育の充実

- ◆ 保健主事と養護教諭の研修会において、各学校の取組事例の紹介や情報交換を行うとともに、専門家による講演を実施します。これにより、保健主事や養護教諭の保健教育研究を充実させます。
- ◆ 基本的な生活習慣の指導、口と歯の健康づくり、禁煙教育、薬物乱用防止教育などについて、家庭への情報提供・啓発を行うとともに、医師会や歯科医師会、保健所、警察、NPO団体等と連携を図り、学校における保健教育を充実させます。

* 51 学習指導要領：全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育が受けられるようにするため、各教科などの目標や教育内容に関する基準について、文部科学省が定めたもの。各学校では、学習指導要領を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程を編成しています。

* 52 新学習指導要領：平成20年3月（高等学校、特別支援学校は平成21年3月）に改訂された学習指導要領のこと。小中学校の学習指導要領は、平成21年度からの移行措置期間を経て、小学校は平成23年4月から、中学校は平成24年4月から完全実施されます。

* 53 千葉県小中学校体育連盟：千葉県の小中学校体育を振興し、児童生徒の体力とスポーツ精神を養うことを目的として、体育大会や研究会、講演会などを開催する組織。

取り組みの方向 ④ 食育の推進

- ◆ 各学校における食育*54の推進役である給食主任、栄養教諭及び学校栄養職員の研修会において、食に関する指導の授業研究を実施します。これにより、食に関する正しい知識と望ましい食習慣、食物の生産者などへの感謝の心や食文化を理解し尊重する心などをはぐくむ指導を充実します。
- ◆ 野菜の栽培や調理体験、生産者の協力を得た農作業体験などの食に関わる様々な体験活動を各学校が取り入れられるよう、研修などを通じて情報提供に努めます。
- ◆ 学校給食に柏市産の野菜や米を積極的に使用することで、地産地消を推進します。毎年11月に「柏市産給食の日」を設定し、柏市産食材を中心とした献立を提供するとともに、保護者に対する啓発活動も行います。

*54 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

施策1-(5) 学校安全体制の充実

阪神大震災、東日本大震災等を踏まえ、児童生徒が災害時に自分の命を守り、適切な行動をとることができるような防災教育の充実が求められています。また、児童生徒を狙った犯罪が各地で発生しており、防犯教育や学校内外における防犯体制のさらなる充実が必要です。児童生徒の交通事故被害も後を絶たないことから、地域や関係機関との連携によって登下校中の安全を守る対策も必要となっています。そこで、子どもたちが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、地域や関係機関との連携によって子どもの安全を守る取り組みを進めます。

取り組みの方向 ① 防災、防犯及び交通安全教育の充実

- ◆ 災害や犯罪、交通事故などの危険に対する児童生徒の意識の向上を図るとともに、自分の身を守るために必要な知識や判断力を身に付けさせる必要があるため、防災訓練や防犯教室、交通安全教室など、安全教育の一層の充実に努めます。特に、大地震に備えた対応として、学校ごとに作成している地震発生時や避難所対応などに関する対処マニュアル（以下、危機管理マニュアル）を踏まえて、各学校が計画的・継続的な防災教育を推進できるよう、指導助言を充実します。
- ◆ 子どもたちが放射能に関する正しい知識を身に付けられるよう、学校に対する情報提供などに努めます。

取り組みの方向 ② 学校や地域における安全対策の強化

- ◆ 子どもたちが安心して過ごすことができる環境づくりに向け、学校や地域における安全対策を強化する必要があります。そこで、教職員の危機管理意識の向上を図るとともに、スクールメールシステム[前掲*27<24ページ>]の活用による情報提供やスクールガード*55の活動促進により、保護者や地域と連携した地域ぐるみの見守り活動を推進します。
- ◆ 児童生徒の安全を最優先にした危機管理体制の強化に向けて、各学校に対して指導助言を行います。特に、東日本大震災を踏まえ、すべての市立学校において危機管理マニュアルの改訂が進むよう支援します。
- ◆ 学校間及び警察や関係機関等と連携し、不審者や交通事故、通学路上の危険箇所等の情報交換や安全対策、パトロール等の協力体制づくりを進めます。

*55 スクールガード：児童生徒が事故や犯罪に巻き込まれないように、通学路などの見回りをするボランティア。

施策1-(6) 安心して学べる学校教育環境の整備

学校施設は、児童生徒が学習・生活の場として一日の大半を過ごす場所であり、災害発生時には地域住民の避難場所ともなることから、安全性の確保は極めて重要です。特に、東日本大震災やそれに伴う原発事故への対応として、学校施設の耐震化や放射性物質の除染は、緊急の課題として取り組む必要があります。また、児童生徒数の急速な増加に対する対応なども必要になっています。そこで、耐震補強工事をはじめとした老朽施設の改修や除染、新たな学校施設の建設など、安心して学べる学校教育環境の整備を進めます。

取り組みの方向 ① 耐震補強整備

- ◆ 平成27年度中に学校施設の耐震化を終えられるよう、校舎及び屋内運動場の耐震補強整備を計画的に進めます。

取り組みの方向 ② 除染等の推進

- ◆ 柏市の除染実施計画に基づき、すべての市立学校の施設について、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト*56未滿となるよう除染を実施します。また、保護者や地域住民に対する情報提供を確実にを行います。
- ◆ 小中学校の給食に使用する食材について、放射性物質の精密な検査を実施し、安全性を確保します。

取り組みの方向 ③ 校舎等改修整備

- ◆ 市立小中学校の多くは、昭和40年代から50年代までにかけて児童生徒数の急激な増加に対応して整備されたものです。整備から約40年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、施設の安全性の確保、衛生管理及び機能維持を図るため、大規模な改修が必要となっています。そこで、劣化が進んでいる外壁、トイレ、給排水施設及び給食室について、改修整備を計画的に実施し、安全で快適な学校環境の整備に努めます。

*56 追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト：環境省より示された「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」によりまず、追加被ばく線量は空間放射線量率の測定により確認することが可能で、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、1時間当たりの空間放射線量率に換算した場合、毎時0.23マイクロシーベルトにあたります。

環境省より示された考え方では、生活パターンを、1日のうち屋外8時間、屋内16時間にそれぞれ滞在すると仮定します。また、屋内での線量は屋外での線量の0.4倍（木造家屋を想定した場合）として、年間1ミリシーベルト（1000マイクロシーベルト）となる空間放射線量率は、

$$\frac{1000 \text{ マイクロシーベルト}}{365 \text{ 日}} \div (\text{屋外} 8 \text{ 時間} + \text{屋内} 16 \text{ 時間} \times 0.4) = \text{毎時} 0.190 \text{ マイクロシーベルト}$$

となります。

さらに、原子力発電所の事故と関係なく、自然界に放射線が元々存在しており、この自然界にある放射線のうち大地からの放射線による空間線量率は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線による空間線量率は毎時0.03マイクロシーベルトであるとされています（「学校において受ける線量の計算方法について」（文部科学省、平成23年8月26日）。自然界にある放射線のうち、宇宙からの放射線による空間線量率毎時0.03マイクロシーベルトは、通常の放射線の測定機器ではほとんど測定されないため、事故による追加の被ばく分に相当する空間放射線量率に、自然界にある放射線のうち、大地からの放射線による空間放射線量率を加えた

$$\text{毎時} 0.190 \text{ マイクロシーベルト} + \text{毎時} 0.04 \text{ マイクロシーベルト} = \text{毎時} 0.23 \text{ マイクロシーベルト}$$

が、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの場合に通常測定される空間放射線量率となります。

取り組みの方向 ④ 柏北部中央地区新設学校整備

- ◆ まちづくりが進む柏北部中央地区では、児童生徒数の急速な増加が見込まれています。平成24年4月の柏の葉小学校開校に続き、中学校の開校に向けた準備を進めます。

取り組みの方向 ⑤ 学校規模の適正化

- ◆ 児童生徒数の減少により単学級となっている学校がある中で、今後の学校のあり方について総合的に検討する必要があります。当該地域に協議会を設置するなど、住民意見の聴取を行いながら検討を進めます。
- ◆ 一方で、児童生徒数の増加による教室不足が見込まれる学校もあります。校舎や校庭などの施設状況や通学路の安全確保、地域の実情などを総合的に判断し、保護者や地域住民の意見を聞きながら、学区外就学[前掲*37<30ページ>]の弾力化や制限、通学区域の見直しにより、学校規模の適正化を目指します。

取り組みの方向 ⑥ 一時的な教室不足への対応

- ◆ 宅地開発やマンション建設に伴う児童生徒数の増加により、一時的な教室不足が見込まれる学校が発生していることから、状況に応じて仮設校舎の整備を進めます。

取り組みの方向 ⑦ 給食施設、調理機器の老朽化対策

- ◆ 給食施設の老朽化に伴い、床の剥離やひび割れ、埋設管の腐食・劣化などが進んでおり、抜本的な改修が必要となっています。調理機器も老朽化が進んでおり、安全性確保や省エネルギーの観点から、更新が必要となっています。そこで、各施設の老朽化の度合いを調査し、少子化を踏まえた今後の給食実施方法も含めた整備計画の検討を行い、給食施設の改修及び調理機器の更新を進めていきます。

取り組みの方向 ⑧ 給食コストの削減

- ◆ 学校給食は、自校方式（各校調理）とセンター方式（学校給食センターで共同調理後各校へ配送）で実施しています。自校方式は「適温で配膳できる」「学校ごとに特色ある献立づくりが可能」などのメリットがありますが、センター方式に比べるとコストが高いというデメリットがあります。そこで、自校方式の学校については、コスト削減を図るため、調理業務の民間委託化をさらに進めます。また、センター方式については、質とコストの両面から将来の給食実施方式のあり方を検討します。

施策2-(1) 学力向上に向けた支援の充実

全国学力・学習状況調査（平成19～21年度）では、柏市の子どもたちは、基礎的な知識・技能に関する理解についてはおおむね良好な結果でしたが、思考力・判断力・表現力については課題がありました。また、児童生徒間の学力差が近年拡大する傾向にあり、学習意欲や生活習慣との相関関係が指摘されています。このような課題に対応するため、学力向上に関する事業の改善を図るとともに、教育課程の編成・実施に対する支援や学習習慣の形成に向けた啓発を行います。

取り組みの方向 ① 学力向上関係事業の改善

- ◆ 柏市学力向上プラン推進委員会[前掲*3<9ページ>]の検証・見直しを踏まえて、各課横断的な検討により、学力向上に向けた各事業の改善を図ります。
- ◆ これまで各学校が独自の方法で実施していた学力検査を統一し、同一の内容・時期で実施します。これにより、抽出調査となっている全国学力・学習状況調査に代わり、市立小中学校全体の学力状況を把握し、各事業の改善に生かすとともに、各学校における学習指導の工夫改善を支援します。

取り組みの方向 ② 教育課程の編成・実施に対する支援

- ◆ 新学習指導要領[前掲*52<53ページ>]に基づく教育課程が各学校において適切に編成・実施されるよう、教務主任研修などを通じた指導助言及び支援を充実します。また、新学習指導要領の主旨を踏まえて各学校が教育活動を行えるよう、『柏市学校教育指導の指針』を作成します。

取り組みの方向 ③ 学習習慣の形成に向けた啓発

- ◆ 学力の向上には、家庭学習の習慣形成について学校と保護者が認識を共有する必要があります。そこで、宿題をはじめとする家庭学習の重要性を啓発するために、家庭学習指導資料（教員用・保護者用）を作成・配布します。

施策2-(2) 学校図書館及びICTを活用した学習の推進

思考力・判断力・表現力の育成には、各教科等を通じた言語活動の充実が求められており、考えたことを話し合ったり、意見をまとめて記述や発表したりするなどの学習活動を意図的、計画的に行う必要があります。その中核的な場として、学校図書館を「読書する場所」というだけでなく「情報を得る場所」、さらには「自ら学ぶ場所」として活用することが重要です。また、授業におけるICT[前掲*4<9ページ>]の活用は、教員が分かりやすい授業をするための方法であるとともに、子どもたちにとっては、発表、記録、要約、報告といった基礎的・基本的な知識・技能を活用した学習活動を充実させる方法でもあります。そこで、学校図書館指導員[前掲*6<9ページ>]やIT教育支援アドバイザー[前掲*32<27ページ>]による授業支援などにより、授業における学校図書館やICTの計画的な活用を推進します。

取り組みの方向 ① 学校図書館及びICTを活用した授業に対する支援等

- ◆ 学校図書館指導員を各学校に配置し、「柏市学校図書館運営マニュアル」に基づき、担任教諭とのチーム・ティーチング*57による調べ学習等の授業実践を積極的に支援します。これにより、学校図書館を活用した授業を各学校に根付かせます。
- ◆ 学校図書館を活用した授業実践及び児童生徒の読書活動を活性化するために、学校図書館指導員の配置日数の増加に努めます。
- ◆ 子どもたちの学びを支える場として、学校図書館が授業以外の場面でも活用されるようになるためには、保護者や地域住民等のボランティアの力が欠かせません。そのため、学校図書館指導員を活用して、ボランティア活動を支援します。
- ◆ IT教育支援アドバイザーによるICT機器の使用に関する技術支援や授業で使用できるデジタル教材の提供、コンピュータ室におけるチーム・ティーチングなどを充実させます。

取り組みの方向 ② 学校図書館及びICTの活用に係る教員の力量向上

- ◆ 司書教諭研修会を行い、学校図書館の授業における活用や学校図書館指導員との連携について啓発し、各学校における学校図書館を活用した学習を推進します。
- ◆ 司書教諭研修会以外の各種研修会においても、すぐれた実践事例を周知し、その効果に共感させることで、学校図書館の活用促進を図ります。
- ◆ より多くの教員が効果的なICT機器の活用ができるよう、様々な研修事業において、ICTの活用に関する演習等を設定します。
- ◆ 教科ごとのICTを活用した授業実践事例を教職員専用のコンピュータ・ネットワーク上で閲覧できるようにします。

*57 ティーム・ティーチング：授業の実施において、複数の教員が指導上の役割を分担することによって、よりきめ細かく指導する方法。

施策2-(3) 体験的な学習の推進

基礎的な知識・技能は、自ら体験し、それを言葉にして人に伝えるといった活動を経ることによって、自分のものとしてしっかりと身に付けることができます。そこで、各学校が、自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れられるよう支援します。

取り組みの方向 ① 外部人材・施設を活用した体験的な学習の推進

- ◆ 外部の人材や施設を活用した体験的な学習が積極的に展開されるよう、実践事例集を作成します。これにより、各学校がすぐれた実践事例を共有するとともに、教育活動の様々な場面で活用できるよう支援します。
- ◆ 各学校が実施する体験的な学習などに、地域住民などが積極的に協力し、活動できるよう、賠償責任保険に加入します。

取り組みの方向 ② 環境教育の推進

- ◆ 自然の恵みや厳しさ、大切さ、命の尊さなどを学ぶとともに、地球環境の保護へも視野を広げられるよう、身近な自然とふれあう体験活動を通じた環境教育*58が求められています。そこで、人間と環境の関わりについて、各学校の指導が充実するよう、身近にある自然や各種施設を教材として活用する方法を教職員研修を通じて紹介します。また、各学校の環境教育に関する実践を事例集にまとめます。
- ◆ 生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間、道徳の時間、特別活動などにおいて、各学校が身近な自然とふれあう活動を導入できるよう、各種研修会などで働きかけます。

取り組みの方向 ③ キャリア教育の推進

- ◆ 将来の生き方や望ましい勤労観・職業観をはぐくむために、職場見学や職場体験を通じたキャリア教育*59が求められています。そこで、各学校が地域の事業所や人材の状況に応じた職場見学や職場体験を主体的に展開できるよう、教職員を対象とした実践的な内容の講座を開催します。
- ◆ 商工会議所と連携して、職場見学や職場体験の受け入れ事業所の拡充に努めます。

取り組みの方向 ④ ものづくり体験や芸術体験の推進

- ◆ 子どもたちが、ものをつくる楽しさやつくり上げる成就感、達成感などを実感できるよう、生活科、図画工作科、家庭科、美術科、技術家庭科などの成果を発表する機会をつくります。
- ◆ 交響楽団による芸術鑑賞事業など芸術体験の拡充に努めます。
- ◆ 市立柏高等学校吹奏楽部によるワークショップ型体験講座を実施し、小中学校の金管クラブ、吹奏楽部の技術向上を支援します。

*58 環境教育：環境についての正しい理解を深め、環境を守るための行動がとれるようにするための教育。

*59 キャリア教育：働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるとともに、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

取り組みの方向 ⑤ 伝統・文化、国際理解、平和に関する教育の推進

- ◆ 伝統・文化を継承・発展させる心情や態度を養うため、社会科副読本（『わたしたちの柏』『郷土かしわ〔地理歴史編〕』『郷土かしわ〔公民編〕』）の作成・配布により、柏市の伝統・文化などに関する指導の充実を図ります。また、学校周辺や郷土資料展示室などにおいて直接文化財に接する機会を設けることにより、郷土学習の充実に努めます。
- ◆ 4つの姉妹・友好都市の青少年との作品交換や学校訪問などの交流活動を推進します。また、JICAボランティア・留学生などによる学校訪問の機会を設けます。
- ◆ 各学校において、戦争体験者・被爆体験者の講話や朗読劇の機会を設けます。

施策2-(4) 豊かな学びを支える学習環境の充実

子どもたちが生涯にわたり学び続ける基礎を培うためには、学習環境の充実が大変重要です。そこで、思考力・判断力・表現力の育成や学校の情報化に対応するための環境づくり、教員がよりよい授業を展開するための人的支援などにより、豊かな学びを支えます。

取り組みの方向 ① 学校図書館の学習情報センター化

- ◆ すべての小中学校の学校図書館が授業における資料センターの機能を発揮しつつ、情報の探し方、資料の使い方を学ぶとともに、学んだことを確かめ、広げ、深める学習情報センターとしての機能を発揮できるよう、ICT[前掲*4<9ページ>]環境の整備など、様々な学習に対応した学校図書館づくりを進めます。

取り組みの方向 ② ICT機器等の整備充実

- ◆ 分かりやすい授業や子どもたちの情報活用能力の向上、校務の効率化を目指して、プロジェクターや電子黒板、デジタル教材、学習用コンピュータ、校務用コンピュータなどの整備を充実します。

取り組みの方向 ③ 子どもたちの学習活動を支える人的支援

- ◆ 少人数教育など、児童生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導を行うため、サポート教員[前掲*5<9ページ>]を配置します。
- ◆ 小中学校を通じたコミュニケーション能力の向上のため、外国語指導助手（ALT）[前掲*31<26ページ>]を配置し、英語科（中学校）、外国語活動（小学校）における担任教諭との緊密な連携によるチーム・ティーチング[前掲*55<55ページ>]を推進します。
- ◆ 理科教育の充実のため、理科教育支援員[前掲*30<26ページ>]を配置します。
- ◆ それぞれの人的支援は、各学校の実情に配慮した適正な配置に努めます。

取り組みの方向 ④ 備品の更新、財産管理の徹底

- ◆ 放送設備、理科実験台、家庭科調理台など学校備品の老朽化が進んでいるため、備品の計画的な更新を図り、子どもたちが安心して学習に取り組める環境をつくります。
- ◆ 備品の適正管理のため、定期的に備品検査を行うとともに、学校への指導助言を行います。

施策2-(5) 発達や学びの連続性を踏まえた教育等の推進

幼稚園・保育園、小学校、中学校の接続部分において生じる問題の解消に向けて、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた一貫性のある教育活動が必要です。そのため、幼児教育研究のさらなる充実を図るとともに、幼稚園・保育園、小学校、中学校の各段階間の情報共有や相互理解を深め、その成果をそれぞれの教育活動に生かすことができるよう連携を推進します。

また、生徒一人一人の個性と能力を引き出し、進路希望を実現できる高等学校教育を推進します。

取り組みの方向 ① 幼児教育研究の充実

- ◆ 幼稚園、保育園から小学校へと子どもの発達や学びは連続しており、「遊び」を通じた学びを大切にする幼児期の教育は、小学校における学びの基礎となるものです。したがって、公立の区別なく、幼児期の教育について研究を推進し、小学校の教育との円滑な接続を図る必要があります。そこで、市立教育研究所による幼稚園、保育園との共同研究（平成23年度：幼稚園[私立・市立]34園、保育園[私立]10園）については、市立保育園なども含め、研究対象をさらに拡充していきます。
- ◆ 共同研究の一環として家庭環境に関する調査活動も実施し、その結果をもとに各家庭への啓発を行っていきます。

取り組みの方向 ② 幼稚園・保育園と小学校の連携の推進

- ◆ 幼保小連絡協議会[前掲*34<29ページ>]やその地区別連絡会による連携をより一層進め、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた事例集などの各幼稚園、保育園、小学校や各家庭における活用を図ります。また、地域ごとに、教員や保育士の相互理解や交流、情報交換などが活発化するよう、必要に応じた支援を行います。
- ◆ 幼保小連携研究委員会[前掲*35<29ページ>]では、幼稚園・保育園における小学校入学を意識した指導計画と小学校におけるスタートカリキュラム*60の研究を行い、各幼稚園、保育園、小学校で円滑な実施が図られるよう、参考資料を作成します。

取り組みの方向 ③ 小学校と中学校の連携の推進

- ◆ 発達段階に応じた一貫性のある学習指導・生徒指導等のもと、子どもたちの自己肯定感や規範意識[前掲*1<7ページ>]、学習意欲などを高められるよう、小中学校間の密接な連携が必要となっています。そこで、各中学校区における児童生徒間、教職員間の授業交流や交流活動の活性化に向けた指導助言を行います。
- ◆ 4中学校区の小中学校（小：7校、中：4校）を小中学校連携教育推進校に指定し、各中学校区における教職員間交流を通じた学習指導・生徒指導等の共通理解を進め、一貫性のある指導方法等について研究します。また、この研究を踏まえて小中学校の連携に関するガイドラインを策定するなど、各中学校区の実情を踏まえた連携教育を支援します。

*60 スタートカリキュラム：児童が義務教育の始まりに円滑に適応していけるように編成したカリキュラム。柏市の小学校では、これまでも入学当初の指導を工夫してきていますが、幼保小連携研究委員会では、各小学校のこれまでの取り組みを踏まえつつ、生活科を中心とした指導を工夫し、さらに教育課程全体を視野に入れて研究を進めます。

取り組みの方向 ④ 魅力ある市立高校教育の推進

- ・ 市立柏高等学校は、柏市唯一の市立高校として、活発な部活動や充実した国際交流活動などの特色を生かしつつ、生徒・保護者の多様なニーズに対応できるよう、平成21年度から単位制高校として新たな教育活動を開始しました。進路希望を実現する充実した科目や特色ある多彩なクラスの設定など教育環境を充実させ、一人一人の生徒の夢と希望をかなえる魅力ある教育を推進します。

施策3-(1) 教職員の力量向上を支える校内研究等の充実

新学習指導要領[前掲*52<53ページ>]による指導内容の改善や若年層教員の増加といった動向がある中で、これまでも増して教職員の力量向上に向けた取り組みが必要になっています。また、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、各学校が抱える課題が多様化しており、教職員同士がともに学び合うことの重要性も増しています。そこで、教職員一人一人の力量向上や教職員集団としての協働意識の高揚を図るため、各学校の校内研究の充実に向けた支援を行います。

取り組みの方向 ① 指導主事等によるきめ細かな支援

- ◆ 学校全体としての研究テーマに沿った研究を支援するため、要請訪問（校長の要請に基づく指導主事[前掲*10<14ページ>]の派遣）により、指導内容・方法の工夫改善に関する助言を行い、研究の活性化を図ります。特に、子どもたちの主体的な学習を促す問題解決的な学習や、思考力・判断力・表現力の育成を図る指導法、少人数指導などの多様な学習・指導形態による授業、総合的な学習の時間における探求的活動、学校図書館やICT[前掲*4<9ページ>]を活用した指導法などに焦点をあてた助言を充実します。また、校内研究の質を高めるために、校内研究の成果に関する検証方法の検討及び確立にも努めます。
- ◆ 一人一人の教職員の研究課題解決や指導方法の工夫改善を支援するため、パーソナルサポート（教職員個人の要請に基づく指導主事の派遣）による指導助言を行います。これにより、特に若年層教員の力量向上を図ることで、教職員全体の力量向上につなげます。

取り組みの方向 ② 研究指定校に対する支援

- ◆ 市立小中学校の一部を研究指定校として指定し、研究に必要な予算措置とともに、指導主事による研究支援を集中的に行います。これにより、当該指定校全体としての授業改善意欲を向上させ、研究を活性化させます。
- ◆ 柏市としての実践モデルとなるよう、学校図書館やICTを活用した授業の研究や千葉県教育研究会*61 柏支会教科部会と連携した教科研究、市全体としての新たな課題への対応などを研究テーマとして設定します。

取り組みの方向 ③ 研究成果等の共有化

- ◆ 研究指定校における取り組みを他の学校・教職員にも周知し、研究成果の共有化を図れるよう、公開研究会*62や授業公開の実施を支援します。また、新たな公開方法として研究成果報告会などについて検討します。
- ◆ 各学校の研究内容を教職員専用のコンピュータ・ネットワーク上で閲覧できるようにするなど、他の学校が教育活動の中で活用しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 経験豊かな教員の模範となるような授業に、他の学校の教員が直接見て学ぶことができるような仕組みをつくり出します。

*61 千葉県教育研究会：千葉県内の公立小中学校の教職員の研究を促進するとともに、小中学校教育の振興を図ることを目的として、調査研究や研究大会、講演会等の開催などを行っている組織。

*62 公開研究会：広く参加者を募り、校内研究の取り組みを授業参観などにより公開するとともに、講演会や参加者による討議なども合わせて行う取り組み。

施策3-(2) 経験や教育課題に応じた研修の充実

増加する若年層教員の力量向上が急務となっており、併せて、それを指導する立場である中堅層教員の育成も必要となっています。また、平成20年度の柏市の中核市への移行による千葉県からの教職員研修権限の移譲に伴い、柏市の実態に即した教職員研修が求められています。そこで、教職員の力量向上に直結する研修を、経験や職務に応じて体系的に整備していきます。また、日々の教育現場で起こる課題に対応していく力も求められており、教職員のニーズに応じた専門性の高い研修の充実に取り組みます。

取り組みの方向 ① 若年層教員の力量向上

- ◆ 採用後1年間に、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として、初任者研修を実施します。また、学級担任としての力量向上や個々が持つ課題の解決を図るとともに、子どもたちに付けたい力を明確にした授業づくりができるような実践的指導力の育成を目的に、採用3年目の教員を対象にした2年経験者研修を実施します。さらに、採用2年目の教員を対象にした1年経験者研修も実施することで、採用後3年間の長期的な研修プログラムを確立し、計画的・継続的に教員としての基礎づくりに取り組みます。
- ◆ 学級経営、学習指導、生徒指導など様々な観点を踏まえ、子どもたちに身に付けさせたい力に沿った創意工夫にあふれた授業づくりができるような実践的指導力の向上を目的に、採用6年目、7年目の教員を対象にした5年経験者研修、6年経験者研修を実施します。これにより、教員としての基礎的・基本的な指導力を育成する研修体系を確立し、若年層教員の力量向上を図ります。

取り組みの方向 ② 中堅層教員の力量向上

- ◆ 採用11年目の教員を対象にして、創意工夫にあふれた単元開発*63及び教材開発*64ができる力や、教育課題に対する校内研究を企画運営できる力を育成することを目的に、10年経験者研修を実施します。また、その前年に9年経験者研修を実施することで、10年経験者研修の内容を充実させるとともに、2年間に渡って中堅層教員としての力量形成を図ります。これにより、校内の中堅層教員としてリーダーシップを発揮できるような教員の育成を図ります。
- ◆ 中堅層教員の力量向上を計画的・継続的に図るため、現在実施されていない経験年数別研修の実施について検討します。

取り組みの方向 ③ 専門的な研修の充実

- ◆ 学校現場において当面する教育課題は幅広く多様であり、一人一人の教員の専門知識の習得が求められています。そこで、教員のニーズに応じた専門性の高い研修を充実させます。
- ◆ 柏市及び近隣市には多くの大学があることから、それらの大学の協力を得て、教科指導などに関する専門的な講座を開催します。

*63 単元開発：一定の教育目的のためにひとまとめにされた学習指導計画や学習指導内容を作成すること。

*64 教材開発：学習指導内容にふさわしい教材を選定したり、作成したりすること。

取り組みの方向 ④ 研修拠点の整備

- ◆ 体系的な研修の実施や急増する若年層教員の研修に対応するとともに、校内研究や教員一人一人の授業づくりをサポートするため、研修拠点の整備が必要です。そこで、青少年センターを研修拠点として活用できるよう整備を進め、研修会場として利用するとともに、授業づくりなどを資料・教材面からサポートできる環境をつくります。
- ◆ 教職員が自主的に取り組んでいる勉強会などが活発に行われるよう、活動場所の確保について支援します。

施策4-(1) 学校経営力の向上に向けた支援の充実

教育現場において急速な世代交代が進む状況の中では、校長のリーダーシップのもとにすべての教職員の力を学校経営に取り込むとともに、経験豊かな教員の知識・技術の継承を図る必要があります。また、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた上で、教職員全体で目標を共有し、そこに向かって努力できる体制が必要です。そこで、学校経営力の向上に向けて、管理職及び学校運営の中軸を担う教員の育成を進めるとともに、創意工夫に満ちた個性的な学校づくりに向けた支援を行います。

取り組みの方向 ① 管理職の育成

- ◆ 校長職として必要な学校経営能力の育成を図るために、校長昇任年度に新任校長研修を実施します。これにより、社会の変化に対応した組織運営や危機管理などの能力を高めることで、校長が家庭や地域の声を生かした学校の将来の展望や経営方針をしっかりと示し、個性的な学校づくりができるよう支援します。
- ◆ 教頭職として必要な学校経営能力の育成を図るために、教頭昇任年度に新任教頭研修を実施します。これにより、実践的なサービス管理・財務管理の手法を身に付け、校長を補佐する立場として組織運営にあたるよう支援します。
- ◆ 学校運営上の諸課題に対応した体制づくりなどを支援するため、必要に応じて管理職経験者による指導助言を行い、学校運営の充実を図ります。

取り組みの方向 ② 教務主任、研究主任等の力量向上

- ◆ 教育計画の立案その他教育課程の円滑な実施に関して中心的な役割を果たす教務主任を対象とした研修を実施します。新任教務主任研修においては、教育課題を教育課程に結び付けたり、組織運営に反映させるための企画力などの育成を図ります。また、教務主任研修会では、教育課程編成に関する最新の情報提供などとともに、学習指導要領[前掲*51<53ページ>]に沿った適正な教育活動が実施されるよう指導助言します。
- ◆ 校内研究の推進に関して中心的な役割を果たす研究主任を対象に、研究主任研修会を開催し、各学校において主体的に校内研究を進めることができるよう指導助言します。特に、思考力・判断力・表現力の育成や伝え合う力の育成、豊かな心の育成などの今日的な課題に関する研究が進むよう支援します。
- ◆ 主幹教諭など学校組織の一層の充実を図るための新たな職階の導入に当たり、柏市におけるその具体的な役割や担当校務などの研究を進めるとともに、育成に必要な研修のあり方について検討します。

取り組みの方向 ③ 学校評価の充実

- ◆ 柏市ではすべての市立学校が、学校評価[前掲*44<35ページ>]において、自己評価とともに学校関係者評価も実施していますが、評価をより適切なものとするためには、学校の積極的な情報発信や保護者、地域住民の学校教育活動への参画を通して、学校、家庭、地域が認識を共有する必要があります。そこで、各学校の学校評価の実施状況を把握し、必要に応じて指導助言を重ねる中で、より充実した評価活動となるよう支援します。

- ◆ 各学校において、学校評価に基づき学校運営の組織的・継続的な改善が図れるよう、管理職を対象にした研修において、学校評価に関する演習を実施します。

取り組みの方向 ④ 家庭、地域の声を生かした学校づくり

- ◆ 市立小中学校で実施しているミニ集会[前掲*45<36ページ>]は、学校の考えなどを家庭、地域に伝えるよい機会になっています。実施状況などを分析し、学校に助言を行います。
- ◆ 柏市ではすべての市立学校が学校評議員[前掲*43<35ページ>]制度を取り入れ、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営への反映に努めています。学校評議員制度は、学校運営に関して協力を求め、また、説明責任を果たす機会にもなることから、各学校の課題に応じた柔軟な活用が求められます。そこで、学校評議員が情報交換や協議、研修を行う場として学校評議員連絡協議会を開催するなど、各学校において学校評議員制度の活用が一層進むよう支援します。

取り組みの方向 ⑤ 個性的な学校づくりの支援

- ◆ 校長の裁量による独自性ある取り組みを予算面で支援するために、マイプラン事業*65を実施します。なお、教育振興計画の策定に伴い、学校の独自性を生かしつつも計画で掲げる諸施策との連動性に考慮し、また、各学校の取り組みをより効果的なものとするため、現在すべての市立小中学校で一律となっている予算配分も含めて事業の見直しを検討します。また、事業の効果に関する評価方法を確立し、個性的な学校づくりに向けた取り組みが実施されるよう促します。

*65 マイプラン事業：各学校の実態に即した独自性ある教育活動を支援するために、学校が提案した取り組みに対して予算を配当する事業。

施策4-(2) 子どもに向き合う時間の確保に向けた支援の充実

教職員の仕事は多岐にわたり、その量が多いことに加え、近年学校を取り巻く社会環境の変化によって、よりきめ細かな対応が求められるなど、多忙化と勤務時間の超過が問題になっています。また、療養休暇や休職なども増加傾向にあります。そこで、学校が学習指導や生活指導など本来の業務に専念し、教員が一人一人の子どもに向き合うための支援を充実させます。

取り組みの方向 ① 校務の効率化

- ◆ 学習指導、生徒指導という本来の業務以外にも教員が分担している事務や分掌の仕事は多いため、照会や調査などの業務の精選と削減を進めます。また、各種業務におけるICT[前掲*4<9ページ>]の活用を進め、業務手順の標準化や文書などの電子化による業務効率の改善を推進します。

取り組みの方向 ② 心の健康を保つための対策の充実

- ◆ 業務の多忙や保護者対応等、様々な理由により、心の病気による休職者が増加傾向にあります。そこで、心の健康に関する相談窓口について県に強化を働きかけるとともに、教職員への周知を進めます。また、衛生委員会の学校訪問や産業医の面接指導等を充実させ、教職員が気軽に相談できる環境づくりを進めます。
- ◆ 職場における人間関係を円滑にし、相談しやすい雰囲気をつくり、教職員が互いに支え合うことができるよう、管理職を対象とした研修などを通じて助言します。

取り組みの方向 ③ 学校法律相談の充実

- ◆ 学校現場での事故やトラブルが複雑・長期化し、保護者への対応や賠償などについて、法的知識を必要とし、教職員の対応だけでは解決が困難な事案が増えています。そこで、必要に応じて、弁護士から法的な指導助言を得て、諸問題の早期解決に役立てます。また、参考となる事例を集約し、共有化することにより問題発生の未然防止を図ります。

取り組みの方向 ④ 事故対策教員の配置

- ◆ 教員の緊急の療養休暇などにより、千葉県からの非常勤講師が配置されない期間が生じることがあります。このような場合には、市として予算と人員を確保し、一時的に事故対策教員を配置することで、学校の負担を軽減します。

施策5-(1) 学校、家庭、地域の協力関係の強化

子どもの教育は、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、連携協力し合うことによって成り立っています。社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、今後、学校だけでは解決できない課題がさらに増加することが予想されるため、これまで以上に保護者や地域住民の協力を得ていく必要があります。さらには、地域全体で子どもの教育に関わる意識を醸成し、より効果的な取り組みが行われるよう、関係する団体や個人が密に連携し合える関係づくりや人材・団体の育成も必要です。そこで、学校を中心として家庭、地域が連携し、一体となって子どもの豊かな学びを支える体制づくりを推進します。

取り組みの方向 ① 学校支援体制の充実

- ◆ 地域における人間関係の希薄化が進む中で、学校と地域をつなぐ仕組みが求められています。また、学校がこれまで以上に保護者や地域住民の協力を得ていくためには、学校が目指す教育や抱えている課題、支援が必要な状況などを伝え、理解を得る必要があります。そこで、学校を支援する様々な活動の一層の活性化を図るとともに、保護者や地域住民の緩やかなネットワークづくりについて検討します。
- ◆ 学校と地域をつなぐ仕組みづくりのモデルとして実施した学校支援地域本部事業[前掲*41<35ページ>]（平成20～22年度実施）の成果や課題を生かしながら、学校支援に関するコーディネーター[前掲*42<35ページ>]の養成に努めます。また、既存の団体がその人的ネットワークを生かして、学校支援を調整する役割を担うなど、柔軟な対応が地域ごとのできるよう、各種団体への働きかけを検討します。
- ◆ 地域住民の協力を得ながら実施している放課後子ども教室[前掲*39<31ページ>]については、現在、補充学習と体験活動講座の2つを柱にしていますが、補充学習の実施校数の拡充を目指します。拡充にあたっては、学校や保護者のニーズを踏まえながら検討していきます。

取り組みの方向 ② PTAや青少年健全育成団体等への支援

- ◆ PTAには、これまでの蓄積を生かしつつ、学校支援の取り組みを積極的に進めていくことが期待されます。そこで、柏市PTA連絡協議会と連携して、各学校のPTA相互の情報交換や協議、研修などの取り組みを支援していきます。その中で、教職員と保護者がともに学校づくりについて考える団体として、子どもの教育の充実に向けて活動できるよう支援します。
- ◆ 学校外における遊びや体験活動、異年齢交流など地域における学びや育ちの機会が減少しているという指摘がある中で、子ども会[前掲*49<36ページ>]や青少年相談員[前掲*47<36ページ>]、青少年健全育成推進協議会[前掲*46<36ページ>]などの活動は非常に貴重なものとなっています。また、学校だけでは解決できない課題に対する学校と地域の協力関係が重要になっています。そこで、学校支援の観点も含めて各団体の活動が活性化するよう支援します。

取り組みの方向 ③ 青少年の非行防止と相談体制の充実

- ◆ 青少年の問題行動を早期に発見するための日常的な補導活動や、子ども同士のトラブルや犯罪に巻き込まれることにつながる可能性のあるインターネットサイトに関する情報収集などの取り組みにより、青少年の非行防止に努めます。また、青少年の問題や悩みに対し適切な助言・指導を行う各種相談業務を実施します。
- ◆ 社会環境の変化に伴い、子どもたちの問題行動が低年齢化、広域化する傾向が見られるため、学校、家庭、地域及び関係機関の連携強化を図ります。特に、柏警察署や教育委員会からの学校への情報提供、講演及び研修等による教職員の指導力の向上、中学校区ごとの分科会による学校間の情報交換を行い、生徒指導上の問題解決を図る取り組みを強化します。

施策5-(2) 家庭教育に対する支援の充実

家庭は、子どもがその存在をあるがままに受け入れてもらえる場であると同時に、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他者に対する思いやり、規範意識[前掲*1<7ページ>]、自制心などを養う上で重要な役割を果たします。しかしながら、社会環境の変化に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れや児童虐待等の問題が顕在化しています。そこで、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭における育ちや学びを学校や地域、社会全体で支え合う協力体制づくりに努めます。

取り組みの方向 ① 情報提供の充実

- ◆ 核家族化の進行や世帯規模の縮小、地域のつながりの希薄化の中で、保護者が子育てやしつけ、教育に関する知識や経験を共有しにくい状況にあります。そこで、小中学校入学説明会など学校諸行事を利用して情報提供を行います。また、1歳6か月健診、3歳児健診などにおける啓発活動の実施について、市長部局とともに検討します。
- ◆ また、公民館における家庭教育講座、PTAや企業等が行う学習活動に対する情報提供や費用面での支援などを継続的に実施します。

取り組みの方向 ② 情報交換の場の設定

- ◆ 学校を拠点とした「みんなの子育て広場*66」の開催について、PTAや地域ボランティアに対する働きかけ及び開催支援を行います。また、地域住民による家庭教育支援ができるよう、「みんなの子育て広場」を通じて研修機会を提供し、人材育成を図ります。

取り組みの方向 ③ 児童虐待への対応

- ◆ 近年、全国各地で重大な児童虐待事件が多数発生しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、教育的な側面からだけでは対応できない問題であることから、児童相談所や市長部局の家庭児童相談室、民生委員・児童委員など関係機関と連携した対応が必要です。そこで、定期的な情報交換により市内小中学校に在籍する被虐待児童生徒に関する情報を共有するとともに、発見時には協力して対応します。
- ◆ 各学校において、一人一人の子どもとの関わりの中で虐待の兆候を見逃さず、早期発見、早期対応ができるよう、情報提供をはじめ必要な支援を強化します。

取り組みの方向 ④ 保護者の経済的負担の軽減

- ◆ 経済的事情から就学が困難な市立小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、医療費などを援助することで、義務教育を円滑に受けられるようにします。

*66 みんなの子育て広場：子育て中の保護者が情報交換を通じて、仲間づくりや不安・悩みの解消ができるよう開催される話し合いの場。学校における各種説明会や授業公開など様々な機会を利用して開催されています。保護者、地域住民、教職員が「支援者」として、自主的に企画・運営しています。

第3章 施策の推進に当たって

1 推進体制

- ◆ 施策を着実に実行するために、教育委員会事務局の組織改編を進めます。また、複数の組織にまたがる課題に対しては、適宜プロジェクトチームを立ち上げるなどして、解消に向けた検討を進めます。
- ◆ 社会経済情勢の変化などにより新たに検討が必要となる状況がある場合は、適時に検討を行い事業に反映させるなど、迅速かつ柔軟に対応していきます。このため、第2章においては、個別の事業を網羅的に記載するのではなく、施策の考え方と取り組みの方向を示すことによって、計画の硬直化を避けたところです。各種事業の具体化は、様々な変化を踏まえながら、毎年度の予算編成に施策を色濃く反映することを通して行うこととします。
- ◆ 施策の推進に当たり必要になる予算措置に関しては、「2 重点的な取り組み」に掲げる重点的な取り組みを軸にして予算配分の調整を行います。
- ◆ 基本計画の着実な推進のために、第1部4-(2)で述べたように、毎年度「教育に関する事務の点検・評価」（以下、点検・評価）を実施し、定期的な点検に基づく継続的な改善に取り組むとともに、既存事業の見直しや再構築等を行います。なお、点検・評価は、「3 達成指標」に掲げる指標の達成度を測ることにより行います。

2 重点的な取り組み

基本方針「みんなでつくる魅力ある学校」に向けた教育条件整備には、第2章で示した施策の着実な実施とともに、第1部2-(2)で述べたように、厳しい財政状況が見込まれる中で、様々な課題の重要性や緊急性を踏まえた重点化が必要です。

基本計画においては、各施策の「取り組みの方向」の中から「重点的な取り組み」を抽出し、優先的かつ先導的に取り組むことを、重点化とします。

また、「重点的な取り組み」の抽出は、次の考え方に留意して行うこととします。

- ◇ 計画期間内において、緊急的に行う必要があるもの
- ◇ 基本方針で示した学校づくりに必要な3つの観点「学びの確保」「学びを支える組織」「学びへの支援」を想起することができ、柏市の方向性を明確に表すもの
- ◇ 様々な取り組みの要となって他の取り組みを牽引し、基本計画全体を導いていくような先導的なもの

そこで、東日本大震災やそれに伴う原発事故への対応や若年層教員の増加に対する対応など、急務となっている取り組みとともに、「安心」や「豊かな学び」、「組織的な活動」、「家庭、地域からの支え」のある学校づくりの推進力となる取り組みを、次のとおり「重点的な取り組み」として設定します。

施策展開の方向	施策	重点的な取り組み （「取り組みの方向」から抽出）
1 安心・規律・活気のある学び合いの場をつくる	1－(2) 一人一人の問題に応じた教育相談の充実	① 教育相談体制の充実 〈51 ページ参照〉
	1－(3) 一人一人に応じた特別な教育的支援の充実	③ 特別支援教育補助員の適正配置 〈52 ページ参照〉
	1－(4) 体育・健康に関する指導の充実	③ 保健教育の充実 〈53 ページ参照〉
	1－(5) 学校安全体制の充実	① 防災、防犯及び交通安全教育の充実 〈55 ページ参照〉
	1－(6) 安心して学べる学校教育環境の整備	① 耐震補強整備 〈56 ページ参照〉 ② 除染等の推進 〈56 ページ参照〉
2 生涯にわたり学び続ける基礎を培う	2－(2) 学校図書館及びICTを活用した学習の推進	① 学校図書館及びICTを活用した授業に対する支援等 〈59 ページ参照〉
	2－(4) 豊かな学びを支える学習環境の充実	① 学校図書館の学習情報センター化 〈62 ページ参照〉 ③ 子どもたちの学習活動を支える人的支援 〈62 ページ参照〉
	2－(5) 発達や学びの連続性を踏まえた教育等の推進	② 幼稚園・保育園と小学校の連携の推進 〈63 ページ参照〉 ③ 小学校と中学校の連携の推進 〈63 ページ参照〉
3 教職員の力量を向上させる	3－(1) 教職員の力量向上を支える校内研究等の充実	② 研究指定校に対する支援 〈65 ページ参照〉 ③ 研究成果等の共有化 〈65 ページ参照〉
	3－(2) 経験や教育課題に応じた研修の充実	① 若年層教員の力量向上 〈66 ページ参照〉
4 組織としての学校の力を高める	4－(1) 学校経営力の向上に向けた支援の充実	① 管理職の育成 〈68 ページ参照〉 ② 教務主任、研究主任等の力量向上 〈68 ページ参照〉
	5－(1) 学校、家庭、地域の協力関係の強化	① 学校支援体制の充実 〈71 ページ参照〉 ② 情報交換の場の設定 〈73 ページ参照〉
5 家庭、地域に根ざした学校をつくる	5－(2) 家庭教育に対する支援の充実	

3 達成指標

第1部1-(2)で述べたように、毎年度実施している「教育に関する事務の点検・評価」を中長期的な計画的取り組みに対する評価とするために、達成度を測るための指標として、次のとおり達成指標を施策ごとに設定します。

なお、現状欄は、注意書きがないものについては、平成22年度の数値です。また、目標欄は、平成27年度の目標値です。

施策1-(1) 自他を尊ぶ教育の推進

達成指標	現 状	目 標
道徳の時間を授業公開した市立小中学校数	54校(61校中)	62校(62校中)
市立小中学校におけるいじめの解消率 (解消件数/認知件数)	95.9%	100%

施策1-(2) 一人一人の問題に応じた教育相談の充実

達成指標	現 状	目 標
市立教育研究所において面接相談を実施する専門指導員の1日当たりの人数	1.3人/日	2人/日
適応指導教室及び学習相談室の通室者が学校復帰（部分復帰を含む）した割合	49.3%	80%

施策1-(3) 一人一人に応じた特別な教育的支援の充実

達成指標	現 状	目 標
特別支援教育専門指導員による市立小中学校1校当たりの巡回相談回数	2回/校	3回/校
特別支援教育補助員1人当たりの特別支援学級入級者数	5.28人	5.0人

施策1-(4) 体育・健康に関する指導の充実

達成指標	現 状	目 標
新体力テストにおいて全国平均を上回る項目※の割合	75.7%	80.0%
薬物乱用防止教室を実施した市立小中学校数	49校(61校中)	62校(62校中)
食に関する指導を授業において実施した市立小中学校数	50校(61校中)	62校(62校中)

※ 144項目（8種目×9学年（小1～中3）×男女）のうち、全国平均（前年度）を上回るもの

施策1－(5) 学校安全体制の充実

達成指標	現 状	目 標
防災安全に関する危機管理マニュアルを改訂した市立小中学校数（平成23年度からの累計）	36校(61校中)※1	62校(62校中)※2
学校安全ボランティア人数	1,500人	2,400人

※1 東日本大震災を受けて、平成23年度中に改訂した学校数

※2 平成24年度開校の柏の葉小学校で作成する危機管理マニュアルを含む。

施策1－(6) 安心して学べる学校教育環境の整備

達成指標	現 状	目 標
学校施設の耐震補強整備実施率	73.4%	100%
学校施設の放射能除染実施率	—	100%

施策2－(1) 学力向上に向けた支援の充実

達成指標	現 状	目 標
柏市学力・学習状況調査※の結果に基づき授業改善に取り組んだ市立小中学校数	—	62校(62校中)
家庭学習指導資料（柏市教育委員会作成）を家庭学習の改善に活用した市立小中学校数	—	62校(62校中)

※ 平成24年度からすべての市立小中学校で実施する学力・学習状況調査

施策2－(2) 学校図書館及びICTを活用した学習の推進

達成指標	現 状	目 標
市立小学校児童の学校図書館における一人当たりの年間貸出冊数	29.8冊	50冊
市立中学校生徒の年間読書冊数	—	15冊
学校図書館指導員が週2日又は週3日配置されている市立小中学校数	週2日：35校 (週1日：26校) (61校中)	週3日：42校 週2日：20校 (62校中)
ICTを活用して授業ができる市立小中学校の教員の割合	63.4%	95%

施策2－(3) 体験的な学習の推進

達成指標	現 状	目 標
地域の人材を外部講師として招いて授業を行った市立小中学校数	52校(61校中)	62校(62校中)
職場体験活動を2日以上行った市立中学校数	15校(20校中)	20校(20校中)

施策2-4) 豊かな学びを支える学習環境の充実

達成指標	現 状	目 標
学校図書館を学習情報センター化している市立小中学校数	16校(61校中)	62校(62校中)
デジタル教科書が整備されている市立小中学校数	—	62校(62校中)
30人学級(小1・2)、35人学級(小3～6)の割合 ※	86%	100%
中学校の数学・英語でチーム・ティーチングが可能な教員数が配置されている割合	37%	50%

※ 学年の人数を、担任及びサポート教員の合計数で割った数を1学級と数える場合を含む。

施策2-5) 発達や学びの連続性を踏まえた教育等の推進

達成指標	現 状	目 標
市内幼稚園・保育園※の幼児教育共同研究参加率	幼稚園：100% 保育園：0%	幼稚園：100% 保育園：100%
幼稚園・保育園との連携を独自に実施した市立小学校の割合(幼保小連絡協議会としての取り組みは除く)	40校(41校中)	42校(42校中)
小中学校間で連携した取り組みを行った市立小中学校数	小学校：20校(41校中) 中学校：9校(20校中)	小学校：42校(42校中) 中学校：20校(20校中)

※ 私立保育園は、認可保育園のみ。

施策3-1) 教職員の力量向上を支える校内研究等の充実

達成指標	現 状	目 標
校内研修の中ですべての教諭が授業研究を実施した市立小中学校数	—	42校(62校中)
学力向上プラン推進委員会に関連した研究指定校への指導主事等の派遣人数	6人※	30人※
教職員専用のコンピュータ・ネットワークにおけるICT活用実践事例の公開数	75件	500件

※ 年度内の延べ人数

施策3-2) 経験や教育課題に応じた研修の充実

達成指標	現 状	目 標
教育実践発表※の回数(平成21年度からの累計)	152回	2,000回
柏市独自で実施する教員研修講座の数	24講座	35講座

※ 採用11年目までの経験年数別研修において、受講者が自身の授業実践について発表し、講師や指導主事から評価を受けるもの。

施策4-1) 学校経営力向上に向けた支援の充実

達成指標	現 状	目 標
学校経営方針などを保護者、地域住民に分かりやすく説明する機会を設けた市立小中学校数	—	62校(62校中)
学校関係者評価を公表した市立小中学校数	54校(61校中)	62校(62校中)

施策4-2) 子どもに向き合う時間の確保に向けた支援の充実

達成指標	現 状	目 標
校務処理ネットワークシステムの対象とする事務	—	成績管理、出席管理、保健管理、文書管理
学校法律相談実施件数	26件	30件

施策5-1) 学校、家庭、地域の協力関係の強化

達成指標	現 状	目 標
放課後子ども教室実施小学校区数	13小学校区	23小学校区
学校支援地域コーディネーターが配置されている市立小中学校数	17校(61校中)	53校(62校中)
市立小中学校児童生徒の地域行事への参加割合(小5、中2)	23.5%	(上昇)

施策5-2) 家庭教育に対する支援の充実

達成指標	現 状	目 標
家庭教育推進団体等支援事業の対象となった行事等への参加者数	1,524人	2,100人
「みんなの子育て広場」支援事業実施学校数	4校※	12校

※ 平成23年度に実施した学校数

第4部 参考資料

1	策定経過	82
2	パブリックコメントにおける意見の概要	85
3	有識者懇談会意見の概要	88
4	用語一覧	94

1 策定経過

[平成22年度]

年	月	日	教育委員	意見聴取等	柏市教育振興計画基本構想 策定検討会 ※1
22	5	13			実務部会
		27			実務部会
	6	11			実務部会
	8	3			策定検討会
	9			アンケート調査 ※2	
	10	28	勉強会		
	11	17		平成22年度第3回教育に関する事務の点検・評価に係る有識者懇談会 ※3	
	11	25	委員協議会		
	12	16	委員協議会		
	23	1	20	委員協議会	
27			委員協議会		
2		17	委員協議会		
		24	委員協議会		
3		15		パブリックコメント① ※4	

※1 柏市教育振興計画基本構想策定検討会

基本構想部分の素案について検討しました。教育長を委員長とし、各部・課等の所属長で構成しました。また、必要な事項を調査、研究するため、実務部会を置きました。

※2 アンケート調査

平成22年9月から10月にかけて、基本構想部分の素案に対する意見を聴取するために、次の附属機関や団体等の委員に、アンケート形式で意見を募りました。

- ・ 柏市社会教育委員 ・ 柏市文化振興審議会 ・ 柏市立図書館協議会
- ・ 柏市幼児教育振興審議会 ・ 柏市学力向上プラン推進委員会
- ・ 柏市PTA連絡協議会 ・ 小中学校校長会

※3 平成22年度第3回教育に関する事務の点検・評価に係る有識者懇談会

教育に関する事務の点検・評価に係る有識者懇談会において、基本構想部分の素案に対する意見をいただきました。

※4 パブリックコメント①

「(仮称) 柏市教育振興計画中間報告(基本構想案)」について、平成23年3月15日から平成23年4月14日までパブリックコメントを実施したところ、2名の方から10件の意見が寄せられました。(意見の概要は、「2 パブリックコメントによる意見の概要」を参照)

[平成23年度]

年	月	日	教育委員	柏市教育振興計画策定 有識者懇談会 ※7	意見聴取等	柏市教育振興計画 策定検討会 ※5
23	4	22				策定検討会
	5	11				策定検討会
	7	11				調整会議
		15				調整会議
	9	15			計画策定アドバイザー の助言 ※6	
	10	24		第1回		
		31		第2回		
	11	7		第3回		
		21		第4回		
		24	勉強会			
12	22	委員協議会				
24	1	19	委員協議会			
		26	委員協議会			
	2	1			パブリックコメント②※8	
		15			計画策定アドバイザー の助言	
	3	22	委員協議会			
		29	平成24年第3回 教育委員会定例会 にて議決			

※5 柏市教育振興計画策定検討会

基本計画部分の素案について検討しました。教育長を委員長とし、各部・課等の所属長で構成しました。また、必要な事項を調整、調査、研究するため、調整会議を置きました。

※6 計画策定アドバイザーの助言

千葉大学教育学部の天笠茂教授から、主に次の項目について、計画策定に係る助言をいただきました。

実施年月日	項目
平成23年9月15日	・目標の明確化 ・課題の焦点化及びコンセプトづくり ・小中連携のあり方 ・中学校区の捉え方
平成24年2月15日	・重点の明確化 ・学校と地域の関係のあり方 ・コミュニティスクールのあり方 ・主幹教諭の方向性 ・学校評価のあり方 ・ICT活用のあり方 ・計画の周知方法

※7 柏市教育振興計画策定有識者懇談会

計画策定に関する意見を得るために、柏市教育振興計画策定有識者懇談会を4回（平成23年10月24日、10月31日、11月7日、11月21日）開催しました。有識者懇談会は、次の14人の委員で構成しました。（有識者懇談会における意見の概要は、「3 有識者懇談会意見の概要」を参照）

【柏市教育振興計画策定有識者懇談会委員】 (50音順、敬称略)

氏名	職等
青木 英人	元柏市青少年相談員連絡協議会長
阿部 雅江	柏市立光ヶ丘小学校長
片岡 隆之	柏市私立幼稚園協会研究部長（柏みどり幼稚園理事長）
河嶋 貞	前柏市立柏中学校長
木村 修	柏市青少年健全育成推進連絡協議会長
木村 常在	聖徳大学短期大学部教授
高地 啓一	柏市立柏第一小学校教諭
白石 仁美	学校評議員（柏市立柏第四小学校）
城川 達也	柏市立田中小学校長
須田 秀伸	柏市立柏高等学校長
田牧 徹	柏市立柏第四中学校長
常野 正紀	学校評議員（柏市立高柳中学校）
西村 佐二	聖徳大学大学院教授
杉富由美子	柏市PTA連絡協議会長

※8 パブリックコメント②

「柏市教育振興計画（案）」について、平成24年2月1日から平成24年2月28日までパブリックコメントを実施したところ、意見の提出はありませんでした。

2 パブリックコメントにおける意見の概要

「(仮称) 柏市教育振興計画中間報告(基本構想案)」について、平成23年3月15日から平成23年4月14日まで実施したパブリックコメントにおける意見の概要は以下のとおりです。

No.	区分	意見の概要	市の考え方
1	義務教育	子どもを取り巻く教育環境等に関する調査(平成22年 柏市教育委員会・川村学園女子大学)では、中学2年生の55.3%が「授業が分かるように教えてほしい」と回答しており、また、長期欠席児童生徒は546人いる。義務教育は社会保障でもあるので、個人の状況に応じた学習のきめ細やかな取り組みに具体的な施策が求められるところだと感じる。	学習指導におけるきめ細かな対応に関する具体的な施策については、今年度(平成23年度)の基本計画部分の策定作業において検討してまいります。なお、現在柏市では、サポート教員の配置や適応指導教室「きぼうの園」と学習相談室における支援、教育相談訪問指導員による家庭訪問や学校訪問、スクールカウンセラーやメンタルフレンドの配置など様々な対応をしているところです。これらを通して、少人数教育や、長期欠席の解消に向けた方策に力を入れています。
2	自己肯定感	目指す子どもの姿で「かけがえのない自分という存在を大切にする」ということを最初に挙げたのは素晴らしいと感じた。しかし、6ページに、核家族化の進行や家族以外の大人たちとの関わりの少なさが自己肯定感の低さや規範意識の低下に影響しているとあり、子どもたちの方に原因があるかのように表現されてしまっている。子どもを取り巻く教育環境等に関する調査(平成22年 柏市教育委員会・川村学園女子大学)では、「学校や家庭で大切にされていると感じない」「親が自分の意見を聞いてくれない」等と回答している子どもがおり、大人の方が改めなくてはならないのではないかと。自己肯定感は日々の人とのかかわりの中で育まれていくものであるため、子どもの立場に立って、大人側が自らを見直し、考える必要があると思う。	大人側の対応として、(仮称)柏市教育振興計画中間報告(基本構想案)6ページに「今後は、子どもたちの自己肯定感を育むための学校活動の工夫とともに、家庭や地域の理解と協力のもと、より多くの人とのふれあいや体験を通じて、子どもたちが自分の良さを見つけ、他者に対する優しい気持ちを深められるような取り組みが必要です。」と記述しています。
3	道徳教育	道徳教育の重視について、明記して欲しい。規範意識の喪失、自己中心主義の蔓延、「公」の觀念の喪失、情操の欠如、言葉だけの「生命尊重」といった問題があり、子どもの道徳性、規範意識向上のための取り組みが必要である。具体的内容としては、道徳教育指導者の養成や道徳授業の公開がある。また、具体的な徳目を伝記やエピソードを通して教えるのも効果的ではないか。	道徳教育については、ご意見を参考にしながら、基本計画部分において具体的な記述を検討してまいります。なお、平成23年度柏市教育施策では、「施策2 豊かな心の育成」において、「道徳教育を一層充実させるため道徳の時間の確保を図るとともに、発達段階に応じた指導内容の重点化と教材の充実に努めます。また、授業を積極的に公開していきます。」としているところです。

4	いじめ	<p>平成 21 年度のいじめの件数が小学校 235 件、中学校 209 件とあるが、見えていないものがたくさんあると感じる。いじめにあっている本人が訴えやすい状況が必要ではないか。いじめに対する取り組みについて明確な表現が欲しい。</p>	<p>いじめに対する具体の対応については、ご意見を参考にしながら、基本計画部分の策定作業において検討してまいります。なお、(仮称)柏市教育振興計画中間報告(基本構想案)13 ページに「減少しているのはあくまでも認知件数であり、認知できていないケースが存在することを前提にして、引き続きすべての学校において、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。」「いじめの発見には、当事者以外の保護者や地域住民にも積極的な協力を呼びかけていく必要があります。」と記述しています。また、本人が訴えやすい状況をつくることも含め、各学校においては子どもたちが相談しやすい体制をつくるなど、いじめ対策に力を入れています。</p>
5	児童虐待	<p>子どもを取り巻く教育環境等に関する調査(平成 22 年 柏市教育委員会・川村学園女子大学)では、朝食、夕食がとれていない子どもがいるが、これはネグレクトではないのか。昨年度の学校からの虐待の通告件数は 26 件とあるが、学校は虐待の早期発見に努めることが求められている。虐待の早期発見と見守りのための体制の構築が急務である。柏市としてどのような取り組みをするのか、教育振興には必要だと思う。</p>	<p>教育委員会と福祉関係機関との間で、被虐待児童生徒に関する定期的な情報提供を行う体制を構築し、平成 23 年度から運用を開始したところです。このことについて、計画に記述することとします。なお、(仮称)柏市教育振興計画中間報告(基本構想案)24 ページに「市立学校においては、保護が必要な場合は、児童相談所に通告することとしています。また、児童虐待の疑いがある場合や判断に迷う場合は、市長部局の家庭児童相談室に連絡し、民生委員・児童委員の協力を得て対応することとしています。」と記述しています。今後も早期発見に努め、福祉関係機関等との連携を強化してまいります。</p>
6	不審者被害	<p>不審者被害については、もう少し具体的な検証(場所や時間は?)をして、対策をした方がよいと思う。また、24 時間子どもを見守ることはできないので、子ども自身に対処できる力を付けることも必要ではないか。</p>	<p>不審者被害に対する具体の対応については、ご意見を参考にしながら、基本計画部分の策定作業において検討してまいります。なお、不審者被害に関する情報は、被害種別のほか学齢別、月・時間帯別に被害状況を分類し、警察等関係機関と情報を共有して発生場所や時間に応じたパトロール活動に活かしているところです。また、スクールメールシステムにより緊急情報などを保護者や地域関係者に配信しています。子どもが自分で自分の身を守るための安全教育については、各学校において、警察やNPO等の協力を得ながら実施しています。</p>

7	家庭教育への支援	<p>家庭教育への支援について、明記して欲しい。教育基本法の改正により、「家庭教育」について新たに独立した条文(第10条)が定められたが、これは、家庭教育の重要性が再認識されたためと思われる。また、家庭の教育力の向上を図るためには、親になるための学習、親として育つ力をつけるような学習が必要であるとの報告もある。具体的内容としては、親学講座・学習会の開設や親学アドバイザーの養成、子育てテキストの作成がある。</p>	<p>家庭教育への支援に関する具体的な内容については、ご意見を参考にしながら、基本計画部分の策定作業において検討してまいります。なお、(仮称)柏市教育振興計画中間報告(基本構想案)34ページに「家庭教育を充実するためには、情報提供をはじめとする保護者に対する支援が必要です。また、保護者と学校、地域住民の間で、子どもたちの健全な成長を望む思いを共有し、相互の連携・協力による取り組みを充実させることが求められています。」と、42ページに「家庭教育は、基本的には各家庭に委ねられているのですが、悩みや不安を抱えている多くの保護者が、自信を持って子育てができるよう、学校や地域、福祉関係機関などが連携して、支援していく必要があります。」と記述しています。</p>
8	学校と地域の協働	<p>問題を学校だけで解決するのではなく、子どもたちが抱える問題の解決のためには、教職員以外の力を借りる意識改革が必要ではないか。学校は地域と互いに協働することが必要で、対等の立場で関わるのが重要だと考える。</p>	<p>(仮称)柏市教育振興計画中間報告(基本構想案)40ページに「家庭や地域とともに子どもの教育にあたるという視点に立ち、家庭や地域との連携に配慮した体制づくりなど、開かれた学校運営を目指す必要があります。」と記述しています。</p>
9	郷土と国を愛する心	<p>教育基本法の改正により、同法第2条第5号に「…我が国と郷土を愛する…態度を養うこと。」と規定されており、郷土と国を愛する心の育成について、明記して欲しい。具体的内容としては、副読本等の作成がある。また、「国を愛する教育」については、日本を代表するようなさまざまな伝統・文化の大切さを学ばせたり、日本を代表する人物を紹介することなどがある。</p>	<p>ご意見を参考にしながら、基本計画部分の策定作業において検討してまいります。</p>
10	子ども自身の意見	<p>「子どもの権利条約」には、意見表明権がある。子どもの施策に関わることには、子ども自身の意見を求める機会をつくるのが今後必要ではないか。</p>	<p>必要に応じて、アンケート調査等について検討してまいります。</p>

3 有識者懇談会意見の概要

柏市教育振興計画策定有識者懇談会（平成23年10月24日、10月31日、11月7日、11月21日）における意見の概要は以下のとおりです。

区分	意見の概要
計画全体に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ みんなで共有できる、言葉にできる教育目標があれば、柏市の学校それぞれの方向性も見えてくるのではないか。 ◆ 柏の教育が目指すところが分かりやすい表現で示されれば、より効果的に施策が浸透するのではないか。 ◆ 柏の子どもたちにとって、柏市の学校を卒業したことを誇りに思えるような学校づくりを基本にすべきではないか。また、そのために学校、家庭、地域がどのようにするのかということが求められている。 ◆ 地域の中の学校であることが大切。震災によって、学校と地域がさらに一体にならなければならないと強く感じた。 ◆ 教育の方向性は、柏市の都市構想と絡むようなものであれば、なおよいと思う。 ◆ 心と体を鍛えて、その上に学力を載せていくということではないか。 ◆ 将来大人になったときに、自らキャリアアップできなければならない。そのためには生涯学習が必要であり、その基礎は学校で習得するもの。また、コミュニケーション能力や語学力、活字を読み続けられる能力、我慢する力も必要。 ◆ 学校が子どもたちにとって居心地のよい場所であることが必要。
基本理念に関して (※素案の段階では基本理念を設定していませんでした。)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まず最初に「教育理念」のようなものが必要。そこから子どもの姿や学校の姿に枝分かれするのではないか。 ◆ 簡潔な表現が必要。 ◆ 震災を経て、つながりの中で子どもが育つということが見直されている。
柏市の教育が目指す姿に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文言をさらに付け加えて、しっかりと示した方がよい。 ◆ できるだけシンプルな方がよい。 ◆ 柏市らしさが出ているとよい。 ◆ 夢を大きく持って、健康な子どもであることが大事。また、他者を思いやれる気持ちを持った子どもに育ってほしい。 ◆ 子どもの姿については、「自己肯定感」「社会性」「自立」のことを言っているようなので、これをタイトルのように各項目の冒頭で示すと分かりやすい。 ◆ キャッチフレーズのようなものがあつた方がよい。 ◆ 目指す姿の内容は大事なので、これはしっかり示していければと思う。その前にスローガンのようなものがあるとよい。
基本方針に関して① (※素案の段階では「授業力を高める学校づくり」としていました。)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 授業力を高めることは極めて重要ではあるが、狭い印象がある。一人一人の教師がよい授業をどうつくるかは基本であるが、学校は授業以外のこともある。〇〇力という言葉はあまり好きではないが、強いて言えば教育力の方がよいのではないか。 ◆ 授業は、教員の人間性としての信頼感と教科の専門性の2つが両輪となって成り立つ。1日の学校生活の7割5分から8割は授業なので、そのために教員の力量を高めることは一番大事なことです。 ◆ 授業には複雑な要素があるが、まずは子どものことが見えるかどうか的大事である。子どもの表情から、何を考えているかを読み取ったり、どのような働きかけが必要かを瞬時に判断したりなど、様々なものが要求される。しかし、これは授業だけの話ではなく、どんな活動においても求められることなので、授業力というのは少し限定的ではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の支えや力を借りていかなければ、学校力は上がっていかないということが最終的な目標なのではないか。 ◆ 授業力だけだと、学校にすべてお任せという印象を受ける。 ◆ 授業は大事であるが、部活動や委員会活動などで縦横のつながりを子どもたちに持たせることも、社会で生きていく上で大切なことだと思う。また、授業を強調し過ぎることで、先生方が悩んでしまうのではないかとも思う。 ◆ 若い教員が多くなっているということからすると、授業力を最重点とすることは必要だと思う。 ◆ 授業で学んだことを生活で生かして人間力を高め、それをまた授業に生かすというように、スパイラル的に向上していくというイメージがある。「教育力」の方がしっくりくる。 ◆ 基本方針は、「魅力ある学校づくり」などもう少し幅の広いものを置いた方がよい。学校が魅力ある場所でない、子どもや保護者、地域の方々も集まってこない。授業力を高めるという方向性は、施策レベルの話ではないか。 ◆ 子どもの自発的な学びを育てていくことが大事である。子どもの学びをどう起動させて、豊かにさせるかが課題である。
<p>基本方針に関して②</p> <p>(※第4回において、「学校の力をみんなで高める～授業力、組織力、地域力～」という案について協議しました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭、地域がみんなで学校を「支える」という文言の方がよいのではないか。 ◆ 「地域力」には家庭も含まれるだろうが、家庭という文言を入れた方がよい。学びへの意欲は、外的なコントロールではなく内的な自発性だと思う。内側を育てるには、学校だけでなく、家庭も頑張らなければならない。親支援、親教育が大切である。 ◆ 家庭は基本なので、家庭・地域力でもよいのではないか。 ◆ 教育基本法において、教育の第一義は家庭にあると位置付けられた。市の計画としても位置付けるべきだと思う。 ◆ 組織力は、学校のマネジメントに関わるものである。組織力がなければ地域に働きかけることができず、また授業も成り立たない。 ◆ 学校の力を高めるために、授業力は教員のレベルアップが必要。組織力は学校の組織マネジメントが必要。地域力は、地域の方々のサポートで学校の力が高まる。家庭は、朝食をとらせる、行事等に参加するなどにより、学校のより円滑な運営を支えることができる。
<p>子ども理解に関して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学級の中の人間関係がどのようになっているかについて、客観的な指標で捉えることも有効な方法である。特別支援教育にも関わってくるし、家庭の状況も見えてくることがある。 ◆ 子どもたちと接しながら、家庭訪問も含めて、子どもの全体像をできるだけ早く捉えることが必要である。 ◆ 子どもが自ら遊んだり、学ぶ状態をつくるためには、安心感が必要である。赤ん坊の頃は、母親との絆がしっかりできていて安心できる関係があると、自分から探索に行く。これが子どもの学びの始まりである。学校も同様であり、先生への安心があることで、そこで生活できる。
<p>道徳教育に関して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道徳教育は外からのインプットであり、例えば、いじめはいけないと教えることで、そのとおりに育つかというそうではない。もちろんインプットは必要だが、ロールプレイによって役割を担うことにより、内側からその子が何かを感じ、それにより行動改善につながることもある。ロールプレイを道徳の授業で展開することで、教員から提示したいことが、子どもたちから出てくるという話もある。 ◆ 道徳の授業については、押し付け気味な内容になってしまったり、副読本を読んで感想を言わせるだけになってしまったりなど、指導技術としての子どもたちへの働きかけ方が未熟な教員がいる。学校の中で研修を積むようなシステムが必要であるし、そのために道徳主任を対象とした研究事業を実施した方がよい。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ロールプレイなどやり方は様々あるが、道徳の授業は正解・不正解がないので、自分が思っていることを言えるような雰囲気づくりをしなければならない。それを教員が踏まえていないと、押し付けのようになってしまう。 ◆ 教員が困っているのは、子どもたちにどのような発問をすればよいのかということではないか。事例集あるいは発問集をつくるのも1つの方法だと思う。 ◆ 子どもは、子ども同士で遊ぶ中で、ケンカなどしながら、人との付き合い方を学んでいく。昔はたくさん遊びがあって、人との関わり方を実践の場で学ぶことができた。遊びを充実させることが大事だと思う。 ◆ 部活動やクラブ活動の中で学べることもある。
地域と連携した生徒指導に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学校区でまとまって生徒指導が推進されると、子ども同士の交流とともに、教員同士の交流にもなる。そこに青少年健全育成協議会などの力を借りることも大事であり、地域活性化につながる。 ◆ あいさつ運動など、地域は色々な形で学校への協力ができる。 ◆ 地域住民も地元の学校については「おらが学校」という気持ちで接する必要がある。教職員に任せっ放しではいけない。社会勉強は、地域の人でもできることなので、積極的に学校に顔を出した方がよい。学校が荒れる前に地域に相談してほしい。
新学習指導要領に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新しい学習指導要領は、小中ともに、思考力・判断力・表現力の重視を基本に置いている。そこで、教育課程の編成・実施に対する支援が重要になってくる。例えば、授業時数確保に関する手立てが必要である。
学校図書館の活用に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校図書館は、調べ学習ができるようになったり、読み聞かせができるスペースができたり、ずいぶん改善された。学校図書館指導員も配置され、読書の芽が育てられてきているので、それを大きく育てていきたい。 ◆ 学校図書館は、かつては読書センターの意味合いが強かったが、今は学習センター、情報センターの機能がないと子どもが利用しない。朝早く来て学校図書館で勉強する場合、勉強ブースが必要であり、また大人がいなければならない。朝早く図書館を開ける場合、ボランティアの力が必要になる。学校図書館活用の活性化を図るためには、学校、家庭・地域、行政のそれぞれの視点で考えていく必要がある。 ◆ カードゲームの解説書を見せてもらったところ、とても複雑多岐にわたる内容であったが、子どもたちはそれを読み、活用していた。図書の活用は、何か動機付けと対応をすることで、ドラスティックに変わるのではないか。 ◆ 言葉の力を伸ばすには様々な方法があり、読書に親しませるような活動や読み聞かせは有効だと思う。それとともに、基本は、国語における言語活動を充実させる手立てをとって、よい授業ができるかということにあると思う。国語の授業なのか、特別活動の授業なのか区別がつかないような授業では、国語の力は付かない。研修とも関係することであるが、国語の授業力を高めることが重要である。
体験的な学習に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 科学や環境に対する興味関心を育てるに当たって、地域の中での働きかけがあるとよい。小さいうちから積み重ねていくことが必要だと思う。 ◆ 科学や環境については、高齢者の協力を得るのにとってもよいテーマだと思う。協力したい人が多いと思う。 ◆ 体験的な学習は、規範意識や豊かな心をはぐくむこと、社会性を培うことに大きく関わってくる。その意味で、キャリア教育のような社会体験や、環境教育のような自然体験等は極めて重要である。
特別支援教育に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回相談は、適切な助言を得ることができるので、大変助かっている。 ◆ 就学相談は、ウェルネス柏に窓口ができ、だいぶ充実してきた。しかし、相談待ちの状態が続いているため、相談希望者数に応じた体制充実が望まれる。 ◆ 希望通りの人数には至っていないが、特別支援教育補助員を教育委員会が配置してくれるのはありがたい。学校が自ら人材を確保しなければならない自治体もあると聞いた。

幼稚園・保育園と小学校の連携に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもたちの交流はだいぶ進んでいる。その一方で、学びの連続性ということ言えば、保育内容や学習内容といったカリキュラム面の連携はあまり進んでいないと思う。小学校において自ら学ぶ主体性をどう育て、そこに幼児期の学びをどうつなげるかということは、比較的新しい課題である。
小学校と中学校の連携に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども同士の交流をしっかりとやらないと、学校同士の事務的な連携になってしまうこともありうる。 ◆ 教職員同士の交流不足が、子どもたちへの理解不足につながってしまう。お互いの授業を見合うことが必要である。 ◆ 9年間の見通しをもう少し具体的に持って取り組んでいけたらと思う。中学校区という視点から進めていくことにより、地域の中で子どもを育てるという動きが出てくるのではないか。 ◆ 教科教育などは、学びの連続性として、柏市としてのラインを作った方がよい。 ◆ 小中連携に関する研究指定校において、調査研究を徹底し、何のための連携なのか、連携のために何が必要なのかを見極めた方がよい。
校内研究、研究成果の共有化に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 校内研究の充実、授業力の向上の中核をなすものである、重点的かつ計画的に取り組むべき。学力の向上や教職員研修と関係する施策なので、大きく取り上げた方がよい。 ◆ 小学校は、生活科や総合学習が導入された頃から、教科研究が弱くなってきた経緯があるが、近年また教科研究に力が入りつつある。継続的な研究ができる学校を研究指定し、教員の自発的な研究を促すとともに、指導主事も一体となって研究を支えていくような体制づくりをした方がよい。 ◆ どの学校でも校内研究に取り組んでいるが、欠けているのはその共有化である。今の時代であれば、コンピュータネットワーク上で研究の内容や課題、成果などにアクセスできるシステムを作り上げた方が、特に若い教員にとってはよいのではないか。 ◆ 柏市の校内研究の大枠をどうするかということについて、教育委員会がイニシアチブをとってよいと思う。 ◆ 日々生徒指導に追われて大変な学校もあり、学校・教職員のエネルギーを研究に振り向けることに伴うマイナス面もある。そのようなことも考慮して、研究指定は慎重に行うべきである。 ◆ 教科研究を活性化するような支援が必要である。様々な研修が実施されているが、それとともに授業名人のような制度を導入してもよいのではないか。名人と呼ばれる教員の指導案や教材教具等を共有化していくことが必要だと思う。
管理職、ミドルリーダーの育成に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 校長職として必要なマネジメント能力は、職についてから学ぶこともあり、すぐさま発揮するのは難しい。 ◆ 人材の交代期に向けて、早い段階からミドルリーダーをどう育成していくかが大事になる。場を与えられてそれをこなしていくには、先輩の背中を見て学ぶおくことも必要である。しかし、今の学校には、30歳代、40歳代の教員が少ない。長期的に見れば、10年経験者研修後あたりから、ミドルリーダーを育てていかなければならない。これも管理職の役割である。 ◆ 学校の組織を考える際に大切なことは、その組織がどこを目指しているかが明確になっていることである。管理職のマネジメント能力を向上させるには、学校のビジョンを校長がいかにより上げていくのかという研修が必要である。 ◆ マイプラン事業は、少しでも学校に権限を渡そうということで始まったものだが、ゆくゆくは一律の予算配分を見直す方向になるのではないか。つまり、「あなたの学校は何をやりたいのか」が問われるようになるだろう。
ICT活用による校務の効率化に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ICT活用については、マニュアル化して推進してほしい。 ◆ デジタル教科書、電子黒板の研修を行ったが、校務の効率化にとって有効だと感じた。(子どもたちの関心・意欲を高めるためにも有効である。)

教職員の心の健康に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育委員会とは別の枠組みの中で、早期にカウンセリングを受け、補助が受けられるような仕組みがあればよいと思う。 ◆ モラールアップ研修をしながら、教職員みんなの中で変えていくということが、職場の雰囲気に出てきている。 ◆ 校長が教職員一人一人に声をかけてコミュニケーションをつくり、職場の中の人間関係をよくしていくことが大切である。
法律相談に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 弁護士の力を借りないとどうにもならないというケースはやはりある。 ◆ どこに相談するのか、誰に手を借りるのかということが非常に大切になっている。法律相談には助けられている。
学校と地域の結びつきに関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校、家庭、地域が一体となっている学校もあるが、学校によって温度差がある。 ◆ 学校に協力する高齢者が多くなってきていると感じる。家族に学校に通っている子どもがいないとしても、「たまご」(他の孫、多くの孫)を育てるという考え方で、色々な形で学校支援を進めることができるのではないかと。 ◆ 地域も活性化しなければならないので、高齢者の知識と経験を子どもたちのために生かす取り組みをしている。学校があつての地域という考え方を持っており、学校の先生の補助的な作業は地域がやるので、その分を子どもたちに向けてほしいということで学校支援を進めている。 ◆ 校長からこうしたいという夢を地域に発信してもらい、地域は学校の夢と一緒に実現していくという動きがよいのではないかと。 ◆ 保護者からのクレームへの対応に関わったことがあるが、やはり学校だけでは対応できないだろうと感じた。地域ぐるみで考えていく要素はある。 ◆ 地域行事の中で、学校の先生に何か役割を担ってもらおうということではなく、学校とは違う子どもの姿をとにかく見てほしい。学校では見せない積極的な行動をする子どももいる。 ◆ 学校が色々な問題を抱えている中で、地域に話をしてもらえれば、協力できることはたくさんあると思う。 ◆ 自分が関わっている学校で行っていることは、市内すべての学校でやっていると思っていたが、そうではないことが分かった。話し合える場をつくり、学校支援の活動を活性化させていけるとよい。 ◆ 地域の方々に学校に来てもらうのは、学校を理解してもらうにはとてもよい方法である。子どもたちの姿を見てもらえるし、教職員との交流もできる。来てくれた人にとってすぐにメリットがあるということではないが、地域で学校のことを広めてくれる効果が大きい。 ◆ 学校の経営上、地域からの支援をどのように活用するのかを、校長が明確に持っていなければならない。プレッシャーと感じてしまつては意味がない。
家庭教育、生活環境に対する支援に関して	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保護者が家庭教育についての理解を深めることは重要である。しかし、家庭教育に関する行事などには、来てほしい人はなかなか来ない。就学時健診や入学説明会など、ほとんどの保護者が集まり、また保護者の意識が高い時期に家庭教育に関する講演等を実施してみてもどうか。 ◆ 1歳半健診、3歳時検診のあたりからの家庭教育は大事で、市長部局との連携が必要である。特に児童虐待、特別支援などの問題は、そのあたりから対応が必要であり、入学してからでは遅い。 ◆ 仲間と交流する場に参加し、顔見知りになることが大事である。 ◆ 行政側がいくら機会をつくっても、出てこない人は出てこない。こちらから出向いて、話をしなければならない。

- ◆ 家庭の教育力低下はずっと言われ続けているが、学校が家庭の教育力に対してどこまでのことを期待しているのかが不明確ではないか。また、出てこないのではなく、出てこれない家庭も増えてきている。教育以前に、ご飯を食べさせるだけで精一杯の家庭もある。出てこないという発想は変えた方がよいのではないか。こちらから行くなりしなければ、生活に追われている家庭は改善できない。
- ◆ 家庭の子育て力が低下しているというのは、地域を含めた構造的な問題になっているが、それは講演を聞いて改善するのだろうか。子育てをする環境が整っていない、生活が完全に崩れてしまっている家庭もある。
- ◆ 家庭の悩みは母親一人にゆだねられる傾向が強く、それに対する支援が追いついていない。地域の様々な人たちの力で家庭を支援していく、母親同士のつながりをつくり、母親同士で助け合う環境をつくり出していかないと、改善は難しい。
- ◆ 家庭教育ということではないが、母子手帳をもらった時点から健康推進委員が各家庭をまわっていたり、民生・児童委員もいる。それぞれの取り組みの横のつながりをつくり、それが学校までつながれば変わってくるのではないか。縦割りではなく情報を共有化して考えることが大事である。

4 用語一覧

あ行

No.	用語	解説掲載ページ
4	ICT	9
32	IT教育支援アドバイザー	27
31	(外国語指導助手(ALT))	26

か行

No.	用語	解説掲載ページ
31	外国語指導助手(ALT)	26
51	学習指導要領	53
14	学習相談室	15
3	学力向上プラン推進委員会	9
37	学区外就学	30
50	学校教育法第30条第2項(第49条、第62条)	39
41	学校支援地域本部事業	35
40	学校支援ボランティア	35
6	学校図書館指導員	9
44	学校評価	35
43	学校評議員	35
58	環境教育	60
1	規範意識	7
59	キャリア教育	60
15	教育相談訪問指導員	15
36	教科担任制	29
64	教材開発	66
38	区域外就学	30
28	県費負担教職員	26
62	公開研究会	65
42	コーディネーター	35
49	子ども会	36
20	子ども司書養成講座	21
7	子どもを取り巻く教育環境等に関する調査	10

さ行

No.	用 語	解説掲載ページ
5	サポート教員	9
10	指導主事	14
29	市費負担教職員	26
22	就学相談	23
26	巡回相談	23
48	少年補導委員	36
2	情報モラル	8
9	情報モラル教育	14
54	食育	54
52	新学習指導要領	53
16	スクールカウンセラー	15
55	スクールガード	55
27	スクールメールシステム	24
60	スタートカリキュラム	63
46	青少年健全育成推進協議会	36
47	青少年相談員	36

た行

No.	用 語	解説掲載ページ
63	単元開発	66
61	千葉県教育研究会	65
53	千葉県小中学校体育連盟	53
11	長期欠席	15
56	追加被爆線量が年間1ミリシーベルト	56
57	ティーム・ティーチング	59
13	適応指導教室	15
21	特別支援学級	23
25	特別支援教育専門指導員	23
24	特別支援教育補助員	23

は行

No.	用 語	解説掲載ページ
23	発達障がい	23
19	ブックスタート	21
12	不登校	15
39	放課後子ども教室	31
33	法定研修	27

ま行

No.	用 語	解説掲載ページ
65	マイプラン事業	69
45	ミニ集会	36
66	みんなの子育て広場	73
17	メンタルフレンド	15
8	文部科学省の現在の定義(いじめ)	13

や行

No.	用 語	解説掲載ページ
35	幼保小連携研究委員会	29
34	幼保小連絡協議会	29
18	読み聞かせ	21

ら行

No.	用 語	解説掲載ページ
30	理科教育支援員	26

柏市教育振興計画

平成 24 年 3 月

編集 柏市教育委員会生涯学習部教育総務課

発行 柏市教育委員会

〒277-8503 千葉県柏市大島田 48 番地 1

電話 04-7191-1111(代表)
